

第 1 防災組織に関する資料

1-1 五城目町防災会議条例

昭和 38 年 12 月 25 日

五城目町条例第 21 号

改正 昭和 58 年 12 月 23 日条例第 1 号
平成 4 年 10 月 9 日条例第 17 号
平成 11 年 12 月 22 日条例第 23 号
平成 27 年 3 月 20 日条例第 3 号
平成 27 年 9 月 25 日条例第 27 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、五城目町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五城目町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて五城目町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に、事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
 - (2) 秋田県知事の部門のうちから町長が任命する者
 - (3) 秋田県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 五城目町の教育委員会の教育長
 - (6) 五城目町の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、34 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、五城目町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年12月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年10月9日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日(平成11年12月22日条例第23号)条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(昭和26年法律第76号。

以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、この条例第1条の規定による改正後の五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、この条例第1条の規定による改正前の五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(五城目町防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例第3条の規定による改正後の五城目町防災会議条例第3条第5項第5号の規定は適用せず、この条例第3条の規定による改正前の五城目町防災会議条例第3条第5項第5号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年9月25日条例第27号）
この条例は、公布の日から施行する。

1-2 五城目町防災会議運営規程

平成 27 年 12 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、五城目町防災会議条例（昭和 38 年 12 月 25 日五城目町条例第 21 号以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、五城目町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第 2 条 条例第 3 条第 4 項の規定により、会長の職務を代理する委員は、副町長をもって充てる。

(招集)

第 3 条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第 4 条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第 5 条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 出席した委員の職名及び氏名

(3) 議題及び概要並びに議決事項

(4) その他必要と認める事項

(委任)

第 6 条 会議は、条例第 2 条第 1 項の所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第 7 条 専門委員は、調査の結果を報告することができる。

(部会)

第 8 条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 9 条 会議の庶務は、住民生活課において処理する。

附 則

この規程は、平成27年12月15日から施行する。

1-3 五城目町防災会議委員構成

防災会議条例 第3条関係 (会長及び委員)

(平成28年3月17日現在)

項・号	区分	選出機関等	委員	備考
	会長	町長		
(1)	指定地方行政機関	1 東北森林管理局米代西部森林管理署 2 東北農政局秋田支局 3 東北地方整備局秋田河川国道事務所	3人	
(2)	秋田県知事部門	1 秋田地域振興局総務企画部 2 秋田地域振興局建設部 3 秋田地域振興局農林部 4 秋田地域振興局福祉環境部	4人	
(3)	秋田県警察の警察官	1 五城目警察署	1人	
(4)	町部門の職員	1 副町長 2 各課室長ほか	1人 12人	会長職務代理者
(5)	教育長	1 教育長	1人	
(6)	消防長及び消防団長	1 消防長 2 消防団長	2人	
(7)	指定公共機関又は指定地方公共機関	1 東日本電信電話(株)宮城事業部秋田支店 2 東北電力(株)秋田営業所 3 東日本旅客鉄道(株)秋田支社土崎駅 4 日本郵便(株)五城目郵便局 5 秋田中央交通(株)五城目営業所	5人	
(8)	自主防災組織・学識経験者	1 笹尾医院 2 五城目町町内会長会 3 黒土町内会地域支援隊「め組」 4 五城目町婦人団体連絡協議会	4人	
合計			33人	

1-4 五城目町災害対策本部条例

昭和 38 年 12 月 25 日

五城目町条例第 22 号

改正 平成 27 年 9 月 25 日条例第 28 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、五城目町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 五城目町の所在地及び連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
五城目町役場	五城目町西磯ノ目 1-1-1	852-5100	

1-6 五城目町消防本部の所在地及び連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
五城目町消防本部	五城目町富津内下山内字奈良崎 90-1	852-2028	

1-7 県の地方機関の所在地及び連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
秋田地域振興局総務企画部地域企画課	秋田市山王 4-1-2	860-3313	
秋田地域振興局福祉環境部 (秋田中央保健所、中央福祉事務所)	潟上市昭和乱橋字古開 172-1	855-5171	健康予防課 環境指導課
総合県税事務所	秋田市山王 4-1-2	860-3330	
秋田地域振興局農林部	〃	860-3371	
秋田地域振興局建設部	〃	860-3432	
秋田県教育庁中央教育事務所	〃	860-3241	
五城目警察署	五城目町字七倉 178-4	852-4100	
秋田県病虫害防除所	秋田市雄和相川字源八沢 34-1	881-3660	
秋田県中央家畜保健衛生所	秋田市寺内蛭根 1-15-5	864-0401	
秋田県産業経済労働部 秋田発電・工業用水道事務所 (杉沢発電所)	秋田市仁井田字新中島 770-1	839-2244	

1-8 指定地方行政機関の所在地及び連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	備考
東北管区警察局	仙台市青葉区本町三丁目 3 番 1 号	022-221-7181	
東北総合通信局	仙台市青葉区本町 3 丁目 2-23 仙台 第 2 合同庁舎内	022-221-0604	
東北財務局 (秋田財務事務所)	秋田市山王 7-1-4 秋田第二合同庁舎	018-862-4191	
東北厚生局 (秋田事務所)	秋田県秋田市山王 7 丁目 1-4 秋田第二 合同庁舎 4 階	018-800-7080	
秋田労働局	秋田市山王 7-1-3 秋田合同庁舎 4 階	018-862-6681	
東北農政局 (秋田支局)	秋田市山王七丁目 1-5	018-862-5611	
東北森林管理局(米代西部森林管 理署)	秋田県能代市御指南町 3-45	0185-54-5511	
東北経済産業局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-4856	

名 称	所 在 地	電話番号	備考
関東東北産業保安監督部 (東北支部)	仙台市青葉区本町 3-2-23	022-263-1111	
東北地方整備局 (秋田河川国道事務所)	秋田県秋田市山王 1 丁目 10-29	018-823-4167	
東北地方整備局 (秋田港湾事務所)	秋田市土崎港西一丁目 1 番 49 号	018-847-2511	
東北運輸局 (秋田運輸支局)	秋田市泉登木 74-3	018-863-5811	
東京航空局 (秋田空港・航空路監視レーダー 事務所)	秋田県秋田市雄和椿川字山籠 49	018-886- 3161018-886- 3162	
仙台管区气象台 (秋田地方气象台)	秋田市山王 7-1-4	018-823-8291	
第二管区海上保安本部(秋田海上 保安部)	秋田市土崎港西 1-7-35	018-845-1621	
東北防衛局	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15	022-297-8209	
東北地方環境事務所 (鹿角自然保護官事務所) (秋田自然保護官事務所)	秋田県鹿角市花輪字向畑 123-4 秋田県秋田市山王 7-1-4	0186-30-0330 018-867-8588	

1-9 指定公共機関の所在地及び連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	備考
独立行政法人国立病院機構 (北海道東北グループ)	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-291-0411	
日本銀行(秋田支店)	秋田市大町 2 丁目 3 番 35 号	018-824-7800	
日本赤十字社(秋田県支部)	秋田県秋田市旭北栄町 1 番 5 号	018-864-2731	
日本放送協会 (NHK 秋田放送局)	秋田県秋田市東通仲町 4-2	018-825-8111	
東日本高速道路株式会社 (東北支社秋田管理事務所)	秋田県秋田市上北手古野字大繫沢 30-2	018-826-1700	
東日本旅客鉄道株式会社 (秋田支社)	秋田県秋田市中通七丁目 1-1	018-832-5873	
日本貨物鉄道株式会社 (東北支社秋田総合鉄道部)	秋田県秋田市泉菅野 1 丁目 19-1	018-823-6703	
東日本電信電話株式会社 (宮城営業部秋田支店)	秋田市中通 4 丁目 4 番 4 号	018-836-8781 018-864-3700	
株式会社NTTドコモ (東北支社秋田支店)	秋田県秋田市大町 4 丁目 2-39	0120-106107	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株 式 会社(東北支店)	宮城県仙台市青葉区二日町 1-23	080-5943-9768	
KDDI 株式会社(東北総支社)	アーバンネット勾当台 4・5 階 仙台市青葉区一番町 4-1-25 東二番丁 スクエア		
ソフトバンクモバイル株式会社	東京都港区東新橋 1-9-1		
日本郵便株式会社(秋田中央郵便 局「五城目郵便局」)	五城目町字下夕町 112-1	018-852-2220	

名 称	所 在 地	電話番号	備考
日本通運株式会社 (秋田支店)	秋田県秋田市泉北 1-7-21	018-863-3006	
佐川急便株式会社 (北東北支店秋田営業所)	秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地 250	018-846-8911	
ヤマト運輸株式会社 (秋田主管支店)	秋田市御所野湯本 2-1-1	018-839-4045	
福山通運株式会社 (北東北福山通運 秋田支店)	秋田市御所野湯本 6-1-1	018-826-1414	
西濃運輸株式会社	岐阜県大垣市田口町 1	0584-81-1111	
東北電力株式会社 (秋田営業所)	秋田市中通二丁目 1 番 11 号	018-884-3313	

1-10 指定地方公共機関の所在地及び連絡先

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
土地改良区 (戸村土地改良区) (馬場目川水系土地改良区)	八郎潟町夜叉袋字中羽立 2-2 五城市町大川下樋口字沼ノ上 12-1	018-875-4116 018-875-3037	
株式会社秋田放送 秋田テレビ株式会社 秋田朝日放送株式会社 株式会社エフエム秋田 株式会社秋田ケーブルテレビ	秋田県秋田市山王七丁目 9-42 秋田市八橋本町 3 丁目 2 番 14 号 秋田県秋田市川尻町字大川反 233-209 秋田県秋田市八橋本町 3 丁目 7-10 秋田市八橋南一丁目 1-3	018-824-8533 018-866-6121 018-866-5111 018-824-1155 0120-344-037	
東部ガス株式会社秋田支社 一般社団法人秋田県LPガス協会 湖東ガス株式会社	秋田県秋田市檜山川口境 1-1 秋田市山王 3 丁目 1-7 東カン秋田ビル 秋田県潟上市昭和豊川竜毛字下斉藤田 64	018-832-6595 018-862-4918 018-877-2226	
秋田中央交通株式会社 公益社団法人秋田県トラック協会	秋田市川元山下町 6 番 12 号 秋田市寺内蛭根一丁目 15-20	018-823-4411 018-863-5331	
一般社団法人秋田県医師会 秋田県厚生農業協同組合連合会 公益社団法人秋田県看護協会 一般社団法人秋田県薬剤師会 一般社団法人秋田県歯科医師会	秋田県秋田市千秋久保田町 6 番 6 号 (秋田県総合保健センター4階) 秋田県秋田市八橋南 2 丁目 10 番 16 号 秋田市千秋久保田町 6-6 秋田市千秋久保田町 6-6 秋田市川尻町字大川反 170-102	018-833-7401 018-864-2621 018-834-0172 018-833-2334 018-865-8020	
一般社団法人秋田県建設業協会	秋田県秋田市山王 4-3-10	018-823-5495	

1-11 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

1. 報道機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
秋田魁新報社	秋田市山王臨海町 1-1	888-1800	
湖畔時報社	八郎潟町字大道 1-1	875-2011	

2. 医療機関

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
湖東厚生病院	八郎潟町川崎字貝保 98-1	852-3737	
千葉内科医院	五城目町字石田六ヶ村堰添 113-4	852-2235	
笹尾医院	五城目町字下夕町 244	852-2042	
ささき内科クリニック	五城目町字鶴ノ木 90-1	852-1182	
大窪胃腸科内科医院	五城目町西磯ノ目 2-2-7	855-1155	
三浦整骨院	五城目町上樋口字中川原 20	852-9435	
在山整骨院	五城目町字上町 221-1	852-4559	
五城目歯科医院	五城目町字鶴ノ木 93-4	852-4858	
田口歯科医院	五城目町字七倉 115-1	852-2242	
わしや歯科医院	五城目町西磯ノ目 1-2-10	852-3141	
ごじょうめ眼科クリニック	五城目町東磯ノ目 2-1-10	852-5225	

3. 農林漁業関係機関・団体

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
あきた湖東農業協同組合	五城目町字七倉 123-2	852-4321	
五城目森林組合	五城目町字杉ヶ崎 10	852-3135	
秋田広域農業共済組合	秋田市山王沼田町 1-14	865-1701	
馬場目川漁業協同組合	五城目町役場内	852-5100	

4. 社会福祉施設

(1) 老人福祉施設等

No.	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
1	養護老人ホーム 森山荘	五城目町上樋口字樽沢 187	852-3263	
2	特別養護老人ホーム 広青苑	五城目町上樋口字樽沢 137	852-5400	
3	介護老人保健施設 湖東老健	五城目町字上町 284-1	855-1570	
4	グループホーム すずめだて	五城目町高崎字雀館下川原 88-5	855-1550	
5	グループホーム 湯の越の家	五城目町内川浅見内字後田 125-5	854-2470	
6	ショートステイ福寿荘	五城目町字鶴ノ木 90 番地 1	879-8577	

No.	名 称	所 在 地	電話番号	備考
7	ハッピーライフあんど	五城目町西磯ノ目一丁目2番地50	852-5558	
8	ショートステイおもてなし	五城目町富津内下山内字奈良崎1-4	874-7311	
9	よつば共同作業所	五城目町字上町40番地	852-5250	
10	就労支援センターこまち	五城目町大川大川字大堤39-1	838-0206	

※一つの施設でいろいろな事業を行っている場合、施設名が複数にわたるので代表名で記載。

(2) 特定教育・保育施設

名 称	所 在 地	電話番号	備考
幼保連携 認定こども園 「もりやまこども園」	五城目町字羽黒前76-1	852-3805	
幼保連携 認定こども園 「もりやまこども園」 大川分園	五城目町大川下樋口字古川敷27-18	875-3033	

5. 社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電話番号	備考
五城目町社会福祉協議会	五城目町西磯ノ目1-6-10	852-5192	

6. 商工会

名 称	所 在 地	電話番号	備考
湖東3町商工会	五城目町西磯ノ目1-3-1	852-3460	

7. 金融機関

名 称	所 在 地	電話番号	備考
秋田銀行五城目支店	五城目町字下夕町229	852-3120	
北都銀行五城目支店	五城目町東磯ノ目1-7-14	852-3130	
秋田信用金庫五城目支店	五城目町字下夕町64	852-2115	
あきた湖東農業協同組合	五城目町字七倉123-2	852-4321	

8. 教育関係施設

(1) 教育委員会

名 称	所 在 地	電話番号	備考
五城目町教育委員会	五城目町西磯ノ目1-1-1	852-5372	

(2) 小学校(旧学校施設含む)

名 称	所 在 地	電話番号	備考
五城目町立五城目小学校	五城目町字羽黒前26	852-2050	
旧大川小学校	五城目町大川下樋口字関合13-1	—	H27.3.3 廃校

(3) 中学校

名 称	所 在 地	電話番号	備考
五城目町立五城目第一中学校	五城目町高崎字広ヶ野 200	852-2051	

(4) 高等学校

名 称	所 在 地	電話番号	備考
秋田県立五城目高等学校	五城目町大川西野字上段田屋下 100	852-2265	

9. 危険物取扱所等

第 18 危険物に関する資料の中にて記載。

10. 地区公民館、集会施設等

名 称	所 在 地	電話番号	備考
町民センター (五城目町中央公民館)	五城目町上樋口字堂社 75	852-4411	
広域体育館	〃	852-4415	
屋内温水プール	〃	852-4416	
弓道場	五城目町上樋口字堂社 48-1	852-4411	
五城目町林業協業センター (赤倉山荘)	五城目町富津内中津又字滑多羅 3-7	854-2969	
五城目森林資料館 (五城目城)	五城目町字兎品沢 62-1	852-3110	
五城館	五城目町字鶴ノ木 89-1	852-5300	
おせど会館	五城目町字七倉 89 番地 2		
朝市ふれあい館	五城目町字下夕町 182	852-5110	
杉沢交流センター(友愛館)	五城目町馬場目字杉沢下台 59-1	853-2320	
馬川地区公民館	五城目町高崎字前田 81	855-1175	
馬場目地区公民館	五城目町馬場目字蓬内台 117-1	853-2121	
富津内地区公民館	五城目町内川黒土字千刈台 7	854-2121	
内川地区公民館	五城目町内川湯ノ又字苗代沢 93-1	854-2314	
森山地区公民館	五城目町小池字森山下 47	852-4421	
大川地区公民館	五城目町大川下樋口字屋敷下 3-2	875-5067	

11. 婦人会

名 称	所 在 地	電話番号	備考
五城目町婦人会	五城目町上樋口字堂社 75	852-4411	

12. 文化財管理者

第 22 文教対策に関する資料の中にて記載。

13. 会社、工場、事業所等

従業員10人以上の事業者で、町内に事業所・営業所を有する事業者。「経済センサス」より。

(平成28年1月末現在)

No.	事業所名	業種(詳細)	業種中分類	本社の所在地	電話番号
1	城東産業(株)	建設資材の賃貸	物品賃貸業	東京都江東区常盤1丁目12-8	03-5624-6315
2	福祿寿酒造(株)	酒造業	飲料・たばこ・飼料製造業	五城目町字下夕町48	852-4130
3	(有)松竹	飲食店、仕出し	一般飲食店	五城目町字下夕町43-2	852-2321
4	湯の越の里(株)	居宅介護支援事業	社会保険・社会福祉・介護事業	五城目町内川浅見内字後田125	854-2683
5	(株)木村食品工業	惣菜製造業	食料品製造業	青森県平川市季平上安原2番地19号	0172-57-2731
6	(株)アイエス	労働者派遣	その他の事業サービス業	五城目町富津内中津又字中津又31番地1	854-2630
7	菊地合板木工(株)	合板製造業	木材・木製品製造業	五城目町高崎字里下82-3	852-4105
8	(株)ダイナム	遊技場の経営	娯楽業	東京都荒川区西日暮里2丁目27-5	03-3802-8033
9	医療法人 晴功会	歯科診療所	医療業	五城目町西磯ノ目1丁目2-10	852-3141
10	(株)ダイサン	食料品の販売	飲食料品小売業	潟上市昭和久保字字堤の上117	877-2740
11	(株)あったか五城目	TMO事業	専門サービス業	五城目町字下夕町51-5	852-5027
12	(株)いそうら直売会	飲食業、小売業	飲食料品小売業	五城目町内川黒土字沼ノ上71	854-2646
13	秋田ホーセ(株)	衣料品の縫製	衣類・その他の繊維製品製造業	五城目町字七倉69-2	852-3118
14	(有)ハッピーライフ	鍼灸マッサージ・居宅介護支援事業	社会保険・社会福祉・介護事業	五城目町字上町245	852-5512
15	(有)工藤工務店	土工、コンクリートはつり	職別工事業	五城目町富津内下山内字高田149-3	852-4432
16	(有)沢忠林業	木材伐出造林業	林業	五城目町内川浅見内字小川口201-1	852-2532
17	(資)長谷川実業	洋品販売	織物・衣服・身の回り品小売業	五城目町字下夕町61	852-2069
18	あきた湖東農業協同組合	総合農協	協同組合	五城目町字七倉123-2	855-1510
19	秋田中央トランスポート(株)	一般貸切(乗用)旅客自動車運送業	道路旅客運送業	秋田市飯島穀丁大谷地1-6	853-6901

No.	事業所名	業種(詳細)	業種中分類	本社の所在地	電話番号
20	(株)ネクスコ・トール東北	高速道路等の維持、修繕等の管理事業他		宮城県仙台市青葉区郷六字庄子 39-1	022-302-2555
21	(株)日本ヒュウマップ	飲食店の経営	一般飲食店	東京都荒川区西日暮里5丁目 21-7	03-3802-8141
22	医療法人 正和会	医業	社会保険・社会福祉・介護事業	潟上市昭和大久保字街道下 92-1	855-1570
23	(資) 五城目タクシー	タクシー	道路旅客運送業	五城目町字七倉 51-13	852-2160
24	五城目森林組合	林業経営指導	協同組合	五城目町字杉ヶ崎 10	852-3135
25	マーレエレクトリックドライブズジャパン(株)秋田工場	電気機械器具製造業	電気機械器具製造業	五城目町高崎字田中 1	852-3413
26	(株)宮盛	特殊合板製造業	木材・木製品製造業	五城目町大川大川字沖面 195	875-3742
27	五城目トーヨー住器(株)	アルミサッシ販売	その他の小売業	五城目町高崎字行内沢 86-1	852-2743
28	(有)すずめだて	痴呆性老人グループホーム	社会保険・社会福祉・介護事業	五城目町高崎字雀館下川原 88-5	855-1550
29	イオンスーパーセンター(株)	百貨店、総合スーパー	各種商品小売業	岩手県盛岡市菜園 1丁目 11-5	019-605-8800
30	(株)さきがけ折込センター	新聞折込広告の代理等	広告業	秋田市御所野下堤 2丁目 1番 6号	889-8230
31	東北部品(株)	自動車用組電線、同付属品製造	輸送用機械器具製造業	宮城県栗原市築館字下待井 36-2	0228-23-6868
32	(有)佐藤林業	伐採搬出、製材、住宅建設業	林業	五城目町高崎字雀館下川原 107-2	852-4011
33	(株)シック関口	縫製業	衣類・その他の繊維製品製造業	五城目町字羽黒前 101-1	852-2702
34	秋田末広繊維(株)	メリヤス製造	繊維工業	東京都墨田区緑 2丁目 7-1	03-3633-4186
35	松橋建設(株)	型枠大工工事業	総合工事業	秋田市桜 2丁目 35-12	853-9881

第2 情報の収集及び伝達に関する資料

2-1 気象予報・警報を発表する地域の細分など

1. 発表する地域の細分

気象に関する警報及び注意報は、被害や重大な災害が起こるおそれのある地域が細分できる
とき、地域を細分して発表する。地域の細分は次による。

沿岸とは、海岸線から概ね 20 海里（約 37km）以内の海域を含む地域である。

【五城目町の地域】

一次細分区域	二次細分区域
沿岸	秋田中央地域（秋田市、男鹿市、潟上市、南秋田郡）



2. 気象注意報、警報等の種類

本編の第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第3節気象予報・警報等の伝達に掲載。
(気象庁で平成25年8月30日に運用を開始した「特別警報」の記述も含む。)

3. 警報・注意報の切り替え

警報又は注意報の継続中、新たな警報・注意報の発表、又は変更が必要となったときは、警報又は注意報の切り替えとして発表する。

4. 警報・注意報の解除

警報及び注意報は、被害や重大な災害の起こるおそれがないと認められるときは解除する。

5. その他気象情報等

本編の第2編一般災害対策 第2章災害応急対策計画 第3節気象予報・警報等の伝達に掲載。
(秋田県で平成19年8月31日に情報発表が開始された「土砂災害警戒情報」や、「記録的短時間大雨情報」などの記述も含む。)

2-2 気象観測施設一覧

1. 気象台所属観測所

(平成28年1月末現在)

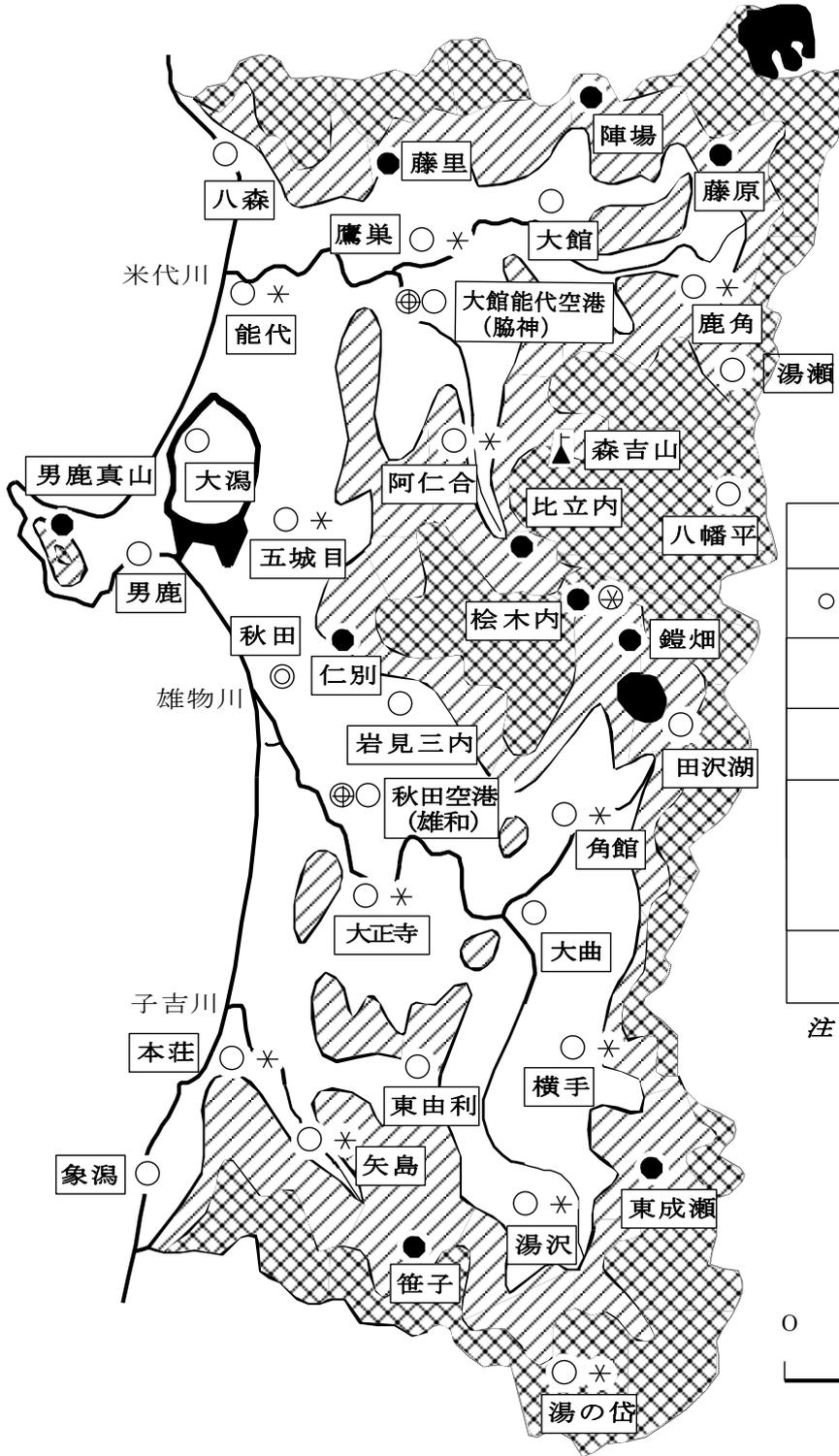
観測所名	同カタカナ綴り	観測種目					所在地
		降水量	気温	風向風速	日照時間	積雪	
五城目	ゴジョウメ	○	○	○	○	○	南秋田郡五城目町上樋口字屋岸 123

緯度	経度	観測所の高さ	風向風速計の高さ	流域本流(支流)	観測開始年月日
39° 56.3'	140° 06.9'	6	6.4	馬場目川	降水量 昭和 49・11・1
					気温、風向風速、 日照時間 昭和 51・11・26
					積雪 昭和 52・12・1

2. 県内気象観測所（秋田地方气象台）

秋田県内の気象観測所配置図

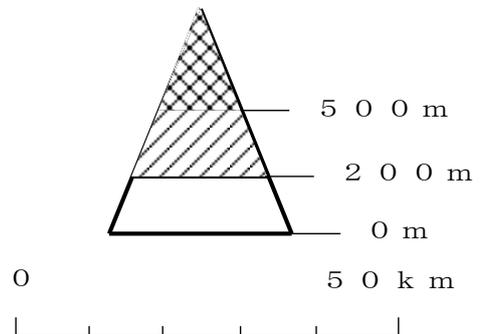
平成 20 年 1 月 1 日現在



観測所などの種別と数

○		
●	但し、脇神（大館能代空港） 雄和（秋田空港）を含む	26
⊙		
⊗		
⊕		
△		
□		

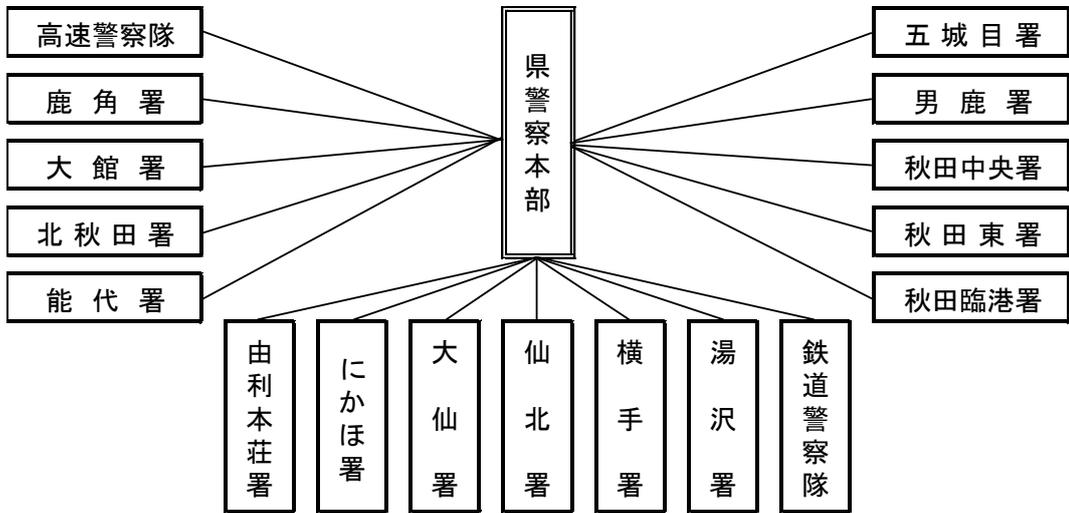
注 太字斜字は地方气象台を含む



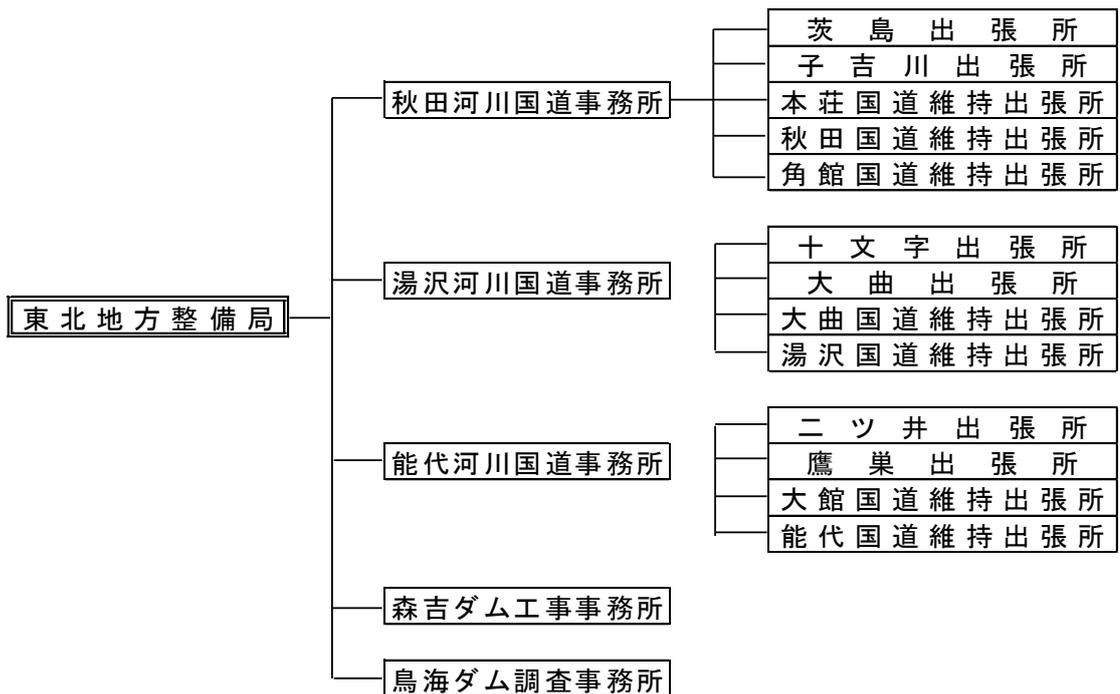
第3 通信に関する資料

3-1 防災関係機関別無線通信網

1. 警察無線（県警察本部）



2. 国土交通省無線系統図（東北地方整備局秋田県内各事務所）



3-2 消防無線等

1. 五城目町消防本部無線

(平成28年1月末現在)

種別	基地局	移動局	車携帯	携帯	計
局数	1	7	0	15	23

設置場所加入電話	基地局 (サテ局)	設置市町村			備考
		郡名	市町村名	支所・出張所	
018-852-2699	森山-2	南秋田	五城目町	五城目(役)	
018-854-2111	森山-1	〃	〃	〃	
018-877-2300	森山-2		潟上市	飯田川(支)	
018-874-2211	森山-1	南秋田	井川町	井川(役)	
018-875-3100	〃	〃	八郎潟町	八郎潟(役)	
088-852-2699	〃				

2. 衛星携帯電話

(平成28年1月末現在)

No.	設置場所	台数	電話番号	普段の維持管理	備品の所管	備考
1	住民生活課	1台	090-7061-1488	住民生活課 (018-852-5112)	住民生活課 (018-852-5112)	H24年度整備
2	消防本部	1台	090-7061-1489	消防本部 (018-852-2028)	住民生活課 (018-852-5112)	H24年度整備

3. 特設公衆電話(11施設)

(平成28年1月末現在)

No.	避難施設 (設置場所)	台数	普段の維持管理	備品の所管	備考
1	五城目町中央公民館 (多目的ホール)	2台	生涯学習課 (018-852-4415)	住民生活課 (018-852-5112)	H24年度整備・ 東日本電信電話 株と覚書締結
2	ふれあいセンター (多目的ホール)	2台	【指定管理】 馬場目地区町内会長会 (018-853-2121)	〃	〃
3	五城目町農村環境改 善センター (多目的ホール)	2台	【指定管理】 大川地区町内会長会 (018-875-5067)	〃	〃
4	富津内地区公民館 (多目的ホール)	2台	【指定管理】 富津内地区町内会長会 (018-854-2121)	〃	〃

No.	避難施設 (設置場所)	台数	普段の 維持管理	備品の所管	備考
5	杉沢交流センター 【友愛館】 (郷土食体験室)	2台	生涯学習課 (018-853-2320)	〃	〃
6	五城目町総合生きがいセンター (集会所)	2台	【指定管理】 内川地区町内会長会 (018-854-2314)	〃	〃
7	森山地区公民館 (多目的ホール)	2台	【指定管理】 森山地区町内会長会 (018-852-4421)	〃	〃
8	馬川交流センター (集会所)	2台	【指定管理】 馬川地区町内会長会 (018-855-1175)	〃	〃
9	五城目第一中学校 (体育館)	2台	五城目第一中学校 (018-852-2051)	〃	〃
10	五城目小学校 (職員通用口)	2台	五城目小学校 (018-852-2050)	〃	〃
11	朝市ふれあい館 (多目的ホール)	2台	商工振興課 (018-852-5110)	〃	〃

※この電話は、以下**4. 災害時優先電話**としての優位性も持ち合わせている。

4. 災害時優先電話（役場庁舎）

(平成28年1月末現在)

No.	設置場所	台数	電話番号	普段の 維持管理	備品の所管	備考
1	まちづくり課	1台	018-852-3711 ※電話交換機を 通さないアナログ 回線。	総務課 (018-852-5100)	総務課 (018-852-5100)	

第4 災害援護に関する資料

4-1 罹災証明書の様式

(火災・家屋の損壊等その他に関する罹災証明)

罹 災 証 明 願	
罹災年月日	平成 年 月 日 (曜日)
罹災建物等 所在地	
災害の種別	
罹災 内容	用 途
	罹災程度
	収 容 物
	そ の 他
証明書の提出先	
<p>五城目町消防署 署長 様</p> <p>上記のとおり罹災したので証明願います。 平成 年 月 日 届出者 住所 氏名 ⑩</p>	
<p>上記のとおり相違ないことを証明する。 平成 年 月 日 五城目町消防署 署長 ⑩</p>	

4-2 災害援護資金等の貸付け

1. 災害弔慰金の支給等に関する法律 昭和48年9月18日 法律第82号

(一部改正) 平成23年8月30日

(1) 法の適用対象となる災害

①災害弔慰金

- ア 当該市町村内で住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 当該都道府県内で住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 当該都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害 (国内全域)

②災害援護資金

- ア 当該都道府県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(2) 所得制限

②災害援護資金

同一世帯における合算した市町村民税における前年の総所得金額による

同一世帯に属する者が

- 1人のときは220万円
 - 2人のときは430万円
 - 3人のときは620万円
 - 4人のときは730万円
 - 5人以上は730万円に1人増やすごとに30万円を加算した額
- ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とします。

(3) 弔慰金及び貸付金の額等

①災害弔慰金 (国 2/4 県 1/4 市町村 1/4)

生計維持者 500万円

その他の者 250万円

②災害援護資金 (国 2/3 県 1/3)

区 分	負傷のみ の場合	家財が 1/3 以上の損害	住家の 半 壊	住家の 全 壊	住家の 滅失・流失	条 件
世帯主の負傷が1ヵ月 (療養) 以上の場合	万円 150	万円 250	万円 270 (350)	万円 350	万円 —	<ul style="list-style-type: none"> ・10年償還 (うち3年据置) ・年利 3% () は特認
世帯主の負傷がない場合	—	150	170 (250)	250 (350)	350	

2. 生活福祉資金貸付制度要綱（国 1/2 県 1/2）

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
災害援護資金	150万円	貸付の日から1年以内	7年以内	年3%
民生委員指導により独立自立ができると認められた低所得者世帯 法により身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯				

注) 前記「②災害援護資金」との重複貸付は出来ない。

3. 母子福祉資金、寡婦福祉基金（国 2/3 県 1/3 激甚災害の場合：国 3/4 県 1/4）

【根拠法】母子及び寡婦福祉法

- ・住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金
- ・母子家庭及び寡婦が被災した場合

住宅資金 150万円（特に必要と認めた場合200万円）

貸付利率 年1.5%

据置期間 6ヶ月間

償還期間 据置期間経過後6年以内（特別7年以内）

4. 秋田県災害援護資金貸付要綱（県 1/2 市町村 1/2）

・償還方法 個人 10年 3% → 市町村 11年 無利子 → 県

・貸付限度額

- ① 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円
- ② 家財の1/3以上の損害 150万円
- ③ 住居の半壊 170万円
- ④ 住居の全壊 250万円
- ⑤ 住居全体の滅失又は流失 350万円

4-3 経営資金

1. 日本政策金融公庫資金

被災農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力維持増進施設等の災害復旧時に必要な長期かつ低利の資金を日本政策金融公庫が融通するものとする。

(1) 農業関係

- ① 農業基盤整備資金
- ② 農業経営基盤強化資金
- ③ 経営体育成強化資金
- ④ 農業近代化資金
- ⑤ 農業の共同利用施設資金
- ⑥ 農業の主務大臣指定施設資金

(2) 林業関係

- ① 造林資金（復旧造林、樹苗養成施設）
- ② 林道資金
- ④ 林業の共同利用施設資金
- ⑤ 農林漁業セーフティネット資金
- ⑥ 林業の主務大臣指定施設資金

(3) 漁業関係

- ① 漁業基盤整備資金
- ② 漁船資金
- ③ 農林漁業セーフティネット資金
- ④ 漁業の共同利用施設資金
- ⑤ 漁業の主務大臣指定施設資金

2. 天災融資法による災害経営資金

暴風雨及び豪雨等により農林漁業者等が被害を受けた場合、国・県及び町が農協系統金融機関や銀行等に対し利子補給を行い、再生産確保のための経営資金等を融資するものとする。なお、貸付制度、償還期限等については、天災の都度政令で指定される。

3. 災害及び激甚災害に伴う中小企業優遇措置等一覧

区 分				融 資 条 件							備考
				使 途	限 度	返済期間	返済方法	保証人等	利率 (年)	保証料	
融 資 制 度	県制度	中小企業災害復旧資金	災害	運転・設備	1,000万円	10年以内	据置 1年以内	法人は代表者 個人は不要	1.95%	0%	市町村 発行罹 災証明
	国民生活金融制度	災害貸付	災害	運転・設備	各融資制度の 限度に1災害 あたり3,000 万円	10年以内	据置 2年以内	原則1人以上 または担保	各融資制度毎の利率が適用	-	
			激甚	特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定められます。							
	中小企業金融公庫	災害貸付	災害	運転・設備	・直接貸付 別枠1億5,000万円 ・代理貸付 直接貸付の範囲以内 別枠7,500万円	10年以内	据置 2年以内	・経営責任者の保証人 (免除制度あり) ・融資相当額の担保必要 (免除制度あり)	基準金利(閣議決定により特別利率適用の場合あり)	-	
			激甚	特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定められます。							
	商工組合中央金庫	災害復旧資金	災害	運転・設備	金庫所定の金額	運転10年以内 設備20年以内	据置 3年以内	原則 必要	金庫所定の金額 (但し、優遇利率適用の場合あり)	-	
激甚			特に異例の災害の場合は、災害の都度閣議決定により定められます。								
中小企業基盤整備機構	小規模企業共済契約者貸付	災害	運転・設備	共済掛金の70% ~90%の範囲	・500万円以下 3年以内 ・505万円以上 5年以内	6ヵ月毎 の元金均 等割り賦 償還	不要	0.90%	-		

注(1) 区分欄の「激甚」欄は激甚災害の指定をうけた災害の場合の特例措置である。

(2) 「特別被害者」=事業用不動産の70%以上又は事業収入の10%以上の被害を受けた者。

4. 秋田県中小企業災害復旧資金(県単)

災害救助法が適用された場合

貸付限度額 1,000万円

償還期間 10年以内(うち据置1年) 年利 知事が定める利率

5. 環境衛生金融公庫

(1) 災害貸付(個人・会社に係る設備資金)

①貸付限度額

一般貸付の限度額のほかに3,000万円(特別な場合6,000万円まで)以上、興業場2億円、旅館3億円、浴場業2億4千万円、クリーニング業9,600万円)

②貸付期間

13年以内(特に必要があると認められた場合これをこえることができる)

③据置期間

2年以内(特に必要があると認められた場合これをこえることができる)

④利 率

年利2.3%(異例の災害に係る貸付に当たって一定額以下について特別利率を適用する。

内容についてはその都度決定される。)

このほか、環境衛生同業組合等の団体についても災害貸付制度（設備資金のほかに運転資金）がある。

（２）既住の借入者に対する特別措置

- ①支払猶予（被災時から１年以内の元金支出）
- ②貸付期間の延長（通常の貸付期間の範囲での延長）

4-4 税の減免等

1. 税の減免

(1) 国 税

①所得税法の雑損控除による方法（法 72 条 1 項）

災害、盗難又は横領により資産に損害を受けた場合

次の内いずれか多い方の金額を雑損控除額として所得金額から控除する。

ア（損害金額－保険金等で補填される金額）－総所得金額等の合計額×10%

イ 災害関連支出の金額－5 万円

②災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による方法

ア 所得税の減免（法 2 条）

災害により住宅又は家財について、その価格の半額以上の損害を受けたもので、その年の合計所得額が 1 0 0 0 万円以下である者に対し、次により減免を行う。

所得金額が	5 0 0 万円以下の場合	全額
	5 0 0 万円超 7 5 0 万円以下	1 / 2
	7 5 0 万円超 1 0 0 0 万円以下	1 / 4

イ 相続税、贈与税の免除（法 4 条）

相続、遺贈又は贈与により所得した財産について、申告書の提出期限後に据大な損害を受けた部分に対する税額の免除

(2) 地 方 税

① 県 税

ア 個人の県民（地方税法 4 5 条）

市町村長が個人の市町村民税を減免した場合、各市町村税条例により減免額の割合と同じ割合で減免

イ 個人の事業税（条例 6 2 条）

当該年度の前年度の事業税の最終の納期限の翌日から当該年度の最終の納期限の日までの間に災害により損害を受けた者に対し、次により減免を行う。

(i) 災害による事業用資産の損害額が、資産価格総額の 3 / 1 0 以上であり、かつ、事業の所得金額が 1 0 0 0 万円以下の者

ウ 不動産取得税（条例 7 9 条）

(i) 災害による減失又は損壊した不動産に代る不動産を取得する場合、減失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じて得た額を限度に、減失又は損壊の日から、3 年以内に取得したものに限り減免

(ii) 取得した不動産が、その取得の直後に災害により減失又は損壊した場合、その不動産の取得に対し減免

エ 自動車税（条例 1 3 5 条）

災害により損害を受け、その修繕に要する経費額が自動車税の年額を越える場合は、当該自動車税に係る当該年度分を減免

② 市町村税

地方税法に基づき市町村条例の規定により減免

- ア 個人の市町村税 (法 3 2 3 条)
- イ 固定資産税 (法 3 6 7 条)
- ウ 国民健康保険税 (法 7 1 7 条)

2. 郵便葉書等の無償交付

災害救助法の適用された市町村の罹災者でその災害状況により、郵便物の料金免除

- 1 世帯当たり 葉書 5 枚以内
簡易手紙 1 枚以内

4-5 秋田県災害罹災者に対する見舞金給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という）により被害を受けた罹災者に対し、見舞金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱による見舞金の給付対象は、次のとおりとする。

- 一 災害により死者又は行方不明者を出した世帯。
- 二 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者。
- 三 災害により住家を全壊、流失又は半壊した世帯。
- 四 床上浸水により住家に被害を受けた世帯。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたもの。

(見舞金の額)

第3条 見舞金の給付は、次の範囲内で行うものとする。

- 一 前条第1項第1号及び2号 60万円
- 二 前条第1項第3号及び4号
 - (一) 自己所有家屋で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失	60万円
半壊、床上浸水	20万円
 - (二) 借家で現に居住の用に供している家屋の被災世帯主

全壊、流失	20万円
半壊、床上浸水	6万円

(市町村長の報告)

第4条 市長村長は、災害により見舞金の給付対象となりうる罹災世帯が発生した場合は、災害見舞金給付適用報告書（様式第1号）を県地域振興局総務企画部長に提出するものとする。ただし、大規模な災害により該当する世帯が多い場合は、報告書を省略することができるものとする。

(給付の方法)

第5条 知事は、見舞金の給付を決定したときは、当該市長村長に通知するとともに、罹災者に交付するものとする。

- 2 前項の見舞金の給付の決定の通知及び見舞金の給付は、地域振興局総務企画部長が行うものとする。
- 3 地域振興局総務企画部長は、罹災者に見舞金を交付完了したときは、見舞金交付調書（様式第2号）に様式第1号の写しを添えて速やかに総合防災課長に提出するものとする。

附 則

1. この要綱は、昭和47年9月1日から施行する。
2. 小災害罹災者に対する見舞措置要綱（昭和39年6月15日施行）は廃止する。
3. この要綱は、昭和50年7月11日発生の災害から施行する。
4. この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
5. この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。

6. この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
7. この要綱は、平成9年10月1日から施行する。
8. この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
9. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
10. この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
11. この要綱は、平成19年9月17日から施行する。

4-6 国有林野産物の減額譲渡

減額譲渡の規定

国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令
(昭和 30 年 3 月 24 日農林省令第 15 号)抄

(災害救助の場合の譲渡)

第 15 条 森林管理署長（災害に係る区域が森林管理署の支署の管轄区域にある場合においては森林管理署支署長。以下同じ。）及び森林管理局長は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）第 2 条に規定する国有林野の所在する地方の市町村の区域内に発生した災害により著しい被害があり、かつ、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき救助が行われた場合において、国有林野産物を、都道府県がその救助の用に供し、又は当該市町村がその管理に属する事務所、学校、病院、診療所、託児所、道路、橋、堤防でその災害により被害を受けたものの応急復旧の用に供しようとするときは、その国有林野産物を、その都道府県又は市町村に時価からその 5 割以内を減額した対価で譲渡することができる。

(災害復旧の場合の申請)

第 16 条 前条の規定により国有林野産物の譲渡を受けようとする都道府県又は市町村は、その区域を管轄する森林管理署長又は森林管理局長に、左に掲げる事項を記載した申請書を、その災害が発生した日から 20 日以内に提出しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をすることができる。

- (1) 申請都道府県又は市町村名
- (2) 被災状況
- (3) 譲受を希望する物品の品名及び数量
- (4) 使用計画
- (5) その他参考となるべき事項

2 前項の申請書の数は、森林管理局長に提出するものにあつては 2 通、森林管理署長に提出するものにあつては 3 通とする。

(申請の諾否の通知)

第 17 条 前条の第 1 項の申請書を受理した森林管理署長は、その申請書 2 通に意見書を添えて森林管理局長に提出し、その指示を求めなければならない。ただし、前条第 1 項ただし書の場合には、直ちにその旨を森林管理局長に報告して指示を求めなければならない。

2 森林管理局長は、前条第 1 項の申請書を受理した場合、又は前項の指示を求められた場合において、譲渡を相当と認めるときは、左に掲げる事項を記載した承認書を、譲渡を相当と認めないときは、その理由を記載した文書を直接申請者に送付し、又は森林管理署長に必要な指示をしなければならない。

- (1) 国有林野産物の品名及び数量
- (2) 譲渡価額
- (3) 使用範囲

(4) その他必要と認める条件

(報告の義務)

第18条 第15条の規定により国有林野産物の譲渡を受けた都道府県又は市町村は、その国有林野産物を譲渡した森林管理局長又は森林管理署長の要求があるときは、その国有林野産物の使用状況について報告しなければならない。

国有林野の産物売払規定(昭和25年5月17日農林省告示第132号)抄 (産物の目的外処分の制限)

第26条 左の各号の一に該当する者は、あらかじめ当該森林管理署長等の承認を受けなければ、当該産物の引渡を受けた後においても、当該産物をその売払を受けた目的以外に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡してはならない。

(1) 予算決算及び会計令第99条第13号、第20号及び第21号の規定により産物の売払を受けた者

(2) 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律(昭和22年法律第229号)第4条第3号の規定により産物の売払を受けた地方公共団体

(3) 前各号のほか、森林管理署長等が特に目的を指定した産物の売払を受けた者

2 国は、前項の規定に違反して産物を処分した者から、その使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡した産物の売払代金の100分の50に相当する金額を違約金として徴収することがある。

3 前項の規定は、第47条、第49条及び第50条の規定の適用を妨げない。

この場合において、国に帰属する契約保証金又は第49条の規定により徴収すべき違約金は、売払代金から前項の規定による違約金算定の基礎となった金額を控除した金額につき決定する。

非常災害の場合における国有林材の売払いに関する特別措置一覧表

特別措置			代金延納				減額譲渡
売却の相手	根拠法令 用途		法律				物品の無償貸付及び譲与等に関する法律 国有林野事業特別会計の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令
			国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律に基づく昭和 39 年度大蔵大臣協議内容				
	期間	担保	利息	可否	適用条項		
都道府県	災害救助法に基づく災害救助用	応急復旧住宅等 (避難所)	1年以内	免除	免除	可	法第4条第3号 令第15条
	都道府県の管理に属する公共施設の復旧用	公共施設一般 (公営住宅を含む)	同上	同上	徴収	否	
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	同上	同上	同上	否	
市町村	災害救助法が発動された災害で市町村の管理に属する公共施設の応急復旧用	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所 ・学校 ・病院 ・診療所 ・託児所 ・道路 ・橋梁 ・堤防 	同上	同上	免除	可	法第4条第3号 令第15条
	市町村の管理に属する公共施設の復旧用	公営施設一般 (公営住宅を含む)	同上	同上	徴収	否	
	個人用施設の復旧用	住宅店舗等	同上	同上	同上	否	
個人	災害復旧用	住宅店舗等	6カ月以内	提供	同上	否	

4-7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季(10月から3月まで) 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり 29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。また、実情に応じ市町村相互間によって設置戸数の融通ができる。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間完成から2年3月以内							
炊き出しその他による食品の供与	1. 避難所に避難している者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3. 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1. 一人1日当たり 1,080円以内 2. 被災地から縁故先(遠隔地)等に一事避難する場合3日分支給可(大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸氷等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記全額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失			夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
					冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半壊 半焼 床上浸水			夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬	9,700		12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				

4-8 五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和 49 年 6 月 22 日 条例第 21 号)

改正 昭和 50 年 3 月 22 日 条例第 8 号

昭和 51 年 12 月 27 日 条例第 22 号

昭和 53 年 12 月 26 日 条例第 16 号

昭和 58 年 10 月 1 日 条例第 6 号

平成 3 年 12 月 28 日 条例第 52 号

平成 23 年 9 月 22 日 条例第 20 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「災害」 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、高潮、津波、その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 「町民」 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。）

2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円以内とし、その他の場合にあっては250万円以内とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に、次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条の規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 250 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還（又は半年賦償還）とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第 1 項、令第 8 条から第 12 条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 3 月 22 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 50 年 1 月 23 日から適用する。

附 則 (昭和 51 年 12 月 27 日条例第 22 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 51 年 9 月 7 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 53 年 12 月 26 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 53 年 1 月 14 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和 58 年 10 月 1 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条第 1 項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 3 年 12 月 28 日条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条の規定は、平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第 1 項の規定は同年 5 月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成 23 年 9 月 22 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、平成 23 年 3 月 11 日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

4-9 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

(昭和 58 年 4 月 2 日 五城目町規則第 2 号)

改正 平成 3 年 12 月 28 日規則第 23 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年五城目町条例第 21 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 町長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 町長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日並びに負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し又は疾病にかかった官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別紙様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付

(借入れの申込)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別紙様式第 2 号)を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（別紙様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（別紙様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した借用書（別紙様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（別紙様式第6号）を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書（別紙様式第7号）を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認め

る事項を記載した支払猶予承認通知書(別紙様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別紙様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(別紙様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別紙様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別紙様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(別紙様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別紙様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別紙様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は速やかにその旨を町長に氏名等変更届(別紙様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和58年4月2日から施行する。

附 則(平成3年12月28日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は平成3年5月26日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について適用する。

様式第1号（第5条関係）

診 断 書

氏 名		生年月日	年	月	日	性別	男女
傷 病 名		負傷発病年月日	年	月	日		
障害の部位		初診年月日	年	月	日		
既 応 症	既存障害	治ゆ年月日	年	月	日		
療養の内容及び経過							
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)						
関 節 運 動 範 囲	部 位	種類範囲					
		右 左					
		右 左					
		右 左					
上記のとおり診断します。		郵便番号	_____	電話番号	_____	局 番	
病院又は 診療所の		所在地	_____				
		名 称	_____				
_____年 月 日		診療担当者 氏 名	_____ ㊟				

様式第2号 (第6条関係)

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※受付番号			
被災日時	年 月 日 時			災害名					
被災の種類	1 世帯主の負傷 3 住居の半壊	2 住居の全壊 4 家財の損害	被害場所						
返す方法	1 年 賦	2 半年 賦	いつまでに返せますか		年 月 (回)				
借入申込者について	フリガナ				男・女	年 月 日生 (歳)			
	氏名				郵便番号		電話番号		
	フリガナ				局 番				
	現住所								
	本籍				勤務先の名				
	職業				称と所在地				
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月額)	勤務先 学校名	
	収入合計	円			支出合計	円			
て	土地	1 住宅 m^2	2 田畑 m^2	3 山林 m^2	住居の状況	1 自家	2 借家	3 借間	4 同居
	建物	1 自宅 m^2	2 その他 m^2		生活保護	年 月 日より受給(生住教医)			
	負債	(内容)					(金額) 円		
連帯保証人(保証人が書いてください。)	氏名				男・女	年 月 日生 (歳)			
	現住所				本籍地				
	職業	月収	円	申込者との係		家族数	人		
	資産	土地	1 住宅 m^2	2 田畑 m^2	3 山林 m^2	勤務名称			

電気洗たく機					
電気掃除機					
ミシン					
電気アイロン					
自転車					
テレビ					
ラジオ					
柱時計					
目覚し時計			小計		
紳士用腕時計			合計		

上記のとおり災害援護資金を借入letakし上げます。

年 月 日 借入申込者 ㊟

上記の借入れに対し連帯して債務を負担します。

年 月 日 連帯保証人 ㊟

五城目町長 様

様式第3号（第8条関係）

第 号

年 月 日

五城目町長

印

様

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

記

受付番号	第	号				
貸付金額			円			
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年 賦	半年賦				

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号（第8条関係）

第 号

年 月 日

町長 印

様

災害援護資金貸付不承認決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

（不承認の理由）

様式第5号（第9条関係）

貸付決定番号第 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借用金額 円
利 子 年3パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦 半年賦

上記のとおり借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

借受人住所
氏名 ㊟

保証人住所
氏名 ㊟

線 上 償 還 申 出 書

下記のとおり災害援護資金の線上償還を行います。

年 月 日

借受人 住所
氏名

㊞

五城目町長 様

記

貸付番号

借受人氏名

貸付けを受けた日

貸付けを受けた金額

償還期限

償還金額

償還未済額

線上償還をする日

線上償還をする金額

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

年 月 日

借受人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟

五城目町長 様

申請の理由 (具体的に)					
貸付の条件	借入金額	円		貸付番号	
	据置期間	1	3年	希望猶予 期間等	ただし 年 月 日 第 回償還以後
		2	5年		
	償還方法	1	年賦	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
2		半年賦			
償還期間	年 月 日から 年 月 日まで				
支払猶予 期間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)				

様式第8号(第13条関係)

第 号

年 月 日

町長 印

様

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	か月
変更後の償還期間	年	月	日から	
		年	月	日まで

様式第9号(第13条関係)

第 号

年 月 日

町長 印

様

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。

(不承認の理由)

様式第 10 号 (第 14 条関係)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

下記のとおり違約金の支払免除を申請します。

年 月 日

借 受 人 住所
氏名 ㊟
連帯保証人 住所
氏名 ㊟

五城目町長 様

記

貸 付 番 号					
支払免除を申請する違約金の金額					円
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 11 号 (第 14 条関係)

第 号

年 月 日

町長 印

様

違約金支払免除承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、下記のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第 12 号 (第 14 条関係)

第 号

年 月 日

町長 印

様

違約金支払免除不承認通知書

年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金 (元利合計
円) に係る違約金は 年 月 日現在 円となっておりますので至急償
還を願います。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号					
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円 (償還未済額の全部で)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	フリガナ氏名	-----	男・女	年 月 日生	
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借受の 人相 又は 続 は 人	フリガナ氏名	-----	男・女	年 月 日生	
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保 証 人	フリガナ氏名	-----	男・女	年 月 日生	
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
<p>上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">免除申請者 ㊟</p> <p>五城目町長 様</p>					

様式第 14 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

町長

印

様

災害援護資金償還免除承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除、一部免除

申請日現在の償還未済額

元 金 円

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還を免除した額

元 金 円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利 子 円

違約金 円

合 計 円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が更に加算されます。

様式第 15 号 (第 15 条関係)

第 号

年 月 日

町長 印

様

災害援護資金償還免除不承認通知書

年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第 16 号 (第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号			
借受人	氏名		住所
連帯保証人	氏名		住所
○で囲むこと 1 住所変更 2 改姓又は改名 3 死亡又は行方不明 4 その他	(異動の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動いたしましたのでお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借受人 (又は同居の親族)</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">様</p>			

4-10 災害罹災者に対する見舞措置要綱

昭和 45 年 6 月 1 日

五城目町告示第 18 号

改正 昭和 52 年 4 月 1 日要綱第 1 号

平成 3 年 10 月 16 日訓令第 8 号

平成 11 年 6 月 25 日訓令第 12 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、火災または暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象による災害（以下「災害」という。）により被害を受けた罹災者に対し、見舞金及び弔慰金の給付を行い、その自立更生を助長することを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱による見舞の給付対象は、次のとおりとする。ただし、第 1 号及び第 2 号（自然災害の場合に限る）については、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び五城目町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年五城目町条例第 21 号）が適用された場合は給付しないものとする。

- (1) 風水害、地震、その他の自然災害により住家の全壊又は半壊の被害を受けた世帯
- (2) 火災の類焼により住家の全焼又は半焼の被害を受けた世帯
- (3) 災害により死者又は行方不明者を出した世帯
- (4) 前各号に該当しないが町長が特に見舞の必要を認めた世帯

(見舞金又は弔慰金)

第 3 条 罹災世帯に対する見舞金及び弔慰金は、次の範囲内で行うものとする。

- (1) 見舞金は次表の額の範囲内で町長が定めて給付する。

区分	見舞金の額 (1 世帯当たり)
全壊流失又は全焼の被害を受けた世帯	50,000 円
半壊又は半焼の被害を受けた世帯	30,000 円

- (2) 弔慰金の給付は、死者（行方不明者を含む。）1 件につき、100,000 円以内とする。

- (3) 前 2 号に定めるほか、状況に応じ 20,000 円の範囲内で町長が定めて給付する。

附 則

この要綱は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日要綱第 1 号）

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 10 月 16 日訓令第 8 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 6 月 25 日訓令第 12 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 11 年 5 月 1 日から適用する。

4-11 五城目町災害危険住宅移転事業補助規則

昭和 40 年 1 月 14 日
五城目町規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、住民の生命身体及び財産を災害から保護するため、災害の常襲又は危険区域に所在する住宅の移転(当該住宅に代わるべき住宅の建設も含む。)に必要な資金に対する助成を行い、災害の未然防止と民生の安定に寄与することを目的とする。

(補助)

第 2 条 町費補助規則(昭和 31 年五城目町規則第 16 号) 第 3 条第 2 項第 7 号の規定に定めるところにより、災害の常襲又は危険区域に所在する住宅の移転事業(以下「災害危険住宅移転事業」という。)に対し、その費用の一部を補助することができる。

(補助の対象)

第 3 条 補助することができる災害危険住宅移転事業は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づく、五城目町防災計画で指定する災害危険区域内の次の各号に掲げる事業で、被害防止又は除去に有効かつ適切な工事及び措置のできない区域又は必要とする経費に比して、その効果が著しく小さいため、工事及び措置が適切でない区域に係わるものをいう。

- (1) 災害により住宅が滅失し、又は損傷したため住宅を他に建設し、又は移転する事業
- (2) 災害により住宅が滅失し、又は損傷するおそれがきわめて大きい区域に所在する住宅を他に移転する事業

(補助の額)

第 4 条 前条による補助は予算の範囲内で行い、一戸当たりの補助額は細則で定める基準により算出した補助基準額の 100 分の 40 以内とし、その額は 40 万円を超えることができない。

(委任規定)

第 5 条 この規則の施行について必要な事項は細則で定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 補助の対象補助金等の金額決定上の要件及び補助金の決定等については、町費補助規則の規定によることなくこの補助規則によるものとする。

4-12 五城目町災害移転事業補助規則施行細則

昭和 40 年 1 月 14 日
五城目町細則第 1 号

(目的)

第 1 条 この細則は、五城目町災害危険住宅移転事業補助規則（昭和 40 年五城目町規則第 1 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象区域)

第 2 条 補助の対象区域は、規則第 3 条の規定による災害危険区域の内、町長が指定した区域とする。

2 町長は、前項の指定をするときは告示しなければならない。これを解除するときも同様とする。

(標準移転費)

第 3 条 標準移転費は、次の各号に掲げる基準によるものとし、基準額に満たない場合の標準移転費はその実額とする。

- (1) 当該住宅の再建設 1 平方メートル当たり 12,100 円
- (2) 当該住宅の解体移転 1 平方メートル当たり 12,100 円
- (3) 当該住宅の引方移転 1 平方メートル当たり 3,000 円

(延面積)

第 4 条 補助の対象となる住宅の延面積は 82.6 平方メートル以内とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、定められた申請書により申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 6 条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金を交付すべきものと認めるときには補助金の交付の決定をするものとする。

2 前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請に係る事項について当該補助事業の遂行を不当に困難とさせない範囲の修正を加えて決定することができる。

(交付の条件)

第 7 条 前条の規定により補助金を交付する場合において補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第 8 条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付したときは、その条件を補助金交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 補助金の交付を受けた者が補助事業を完了したときは、実績報告書を作成し、町長に提出し確認を受けなければならない。

(補助金の額の確定)

第 10 条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を受領した場合において、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決

定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、既に行った交付の決定の変更を要するときは、第6条（交付の決定）の例により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、次の各号に定めるところにより交付するものとする。

(1) 当該住宅の再建設又は解体移転については、当該住宅の棟上げ完了後、第8条（決定の通知）の規定による決定額の2分の1とし、残額は補助事業完了後、第10条（補助金の額の確定）の規定により確定した補助金の額から既に交付した補助金の額を控除して得た額とする。

(2) 当該住宅の引方移転については、補助事業完了後第10条（補助金の額の確定）の規定により確定した補助金の額とする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、被補助者が次の各号の一に該当するときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

(2) 交付の条件に違反したとき。

（補助金に関する書類）

第13条 補助金の交付申請について作成する書類は、次の各号に掲げる様式によらなければならない。

(1) 災害危険住宅移転事業補助金交付申請書 様式第1号

(2) 災害危険住宅移転事業補助金実績報告書 様式第2号

(3) 補助金決定通知書 様式第3号

(4) 補助金交付調書 様式第4号

(5) 確認調書 様式第5号

附 則

この細則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

災害危険住宅移転事業補助金交付申請書

移 転 前 の 住 所		移 転 後 の 住 所		
着 工 予 定 年 月 日	竣 工 予 定 年 月 日	構 造	延 面 積	移 転 費
			m ²	
標 準 移 転 費	標 準 延面積	補 助 基 準 額	補 助 率	補 助 を 受 け よ う と す る 額
円	m ²	円	%	円

五城目町災害移転事業補助規則施行細則第5条に基づき、上記のとおり補助金を受けたいので申請します。

年 月 日

五城目町長 様

住 所

職 業

氏 名

㊟

注 住宅の設計図、見積書等を添付のこと。

災害危険住宅移転事業実績報告書

移転前 の住所					移転後 の住所		
着 年	工 月	竣 年	工 月	日	構造	延面積	移転費
						m ²	円
標準移転費		標準 延面積	補助基準額		補助率	補助を受け ようとする額	
円		m ²	円		%	円	
補助金の 決定額		補助金の 精算額		補助金の 交付済額		差引額	
円		円		円		円	

年 月 日付第 号で交付を受けました補助事業について
年 月 日完了したので関係書類を添え報告します。

年 月 日

五城目町長 様

住 所

職 業

氏 名

㊟

注 住宅の設計図、精算書（受領書）住宅の登記簿本を添付すること。

記号番号

年 月 日

（被補助者名） 様

五城目町長 印

補助金決定通知書

年 月 日付申請のあった災害危険住宅移転事業補助金について五城目町災害移転事業補助規則施行細則第8条の規定により次の条件を付け 円を交付する。

条 件

様式第4号(第13条関係)

補助金交付調書

1	補助金決定額	円
2	補助金精算書	円
3	補助金交付済額	円
4	差引交付額	円

年 月 日

交付者職氏名 ㊟
被交付者職氏名 ㊟

注 被交付者の印鑑証明を添付すること。

様式第5号（第13条関係）

確 認 調 書

確 認 年 月 日		
被補助者職業氏名		
移 転 前 の 住 所		
移 転 後 の 住 所		
構 造	延 面 積	㎡
移転に要した経費の予定額		円
移転に要した経費の精算額		円
移転に要した経費の差引増減額		円

年 月 日付申請があった災害危険住宅補助事業について調査したところ上記のとおりであることを確認する。

年 月 日

五城目町

確認者職氏名

㊟

4-13 住宅の応急修理、仮設住宅、土木、建設関係業者一覧

1. 測量工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	有限会社秋田共同技研	五城目町東磯ノ目 2-5-15	TEL 018-852-3021 FAX 018-852-3021	
2	有限会社近野測量調査	五城目町小池字岡本下台 111-3	TEL 018-852-2609 FAX 018-852-2610	

2. 建築工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	佐藤建設	五城目町馬場目字中村 107	TEL 018-853-2325 FAX 018-852-3021	
2	八重樫建設株式会社 秋田支店	五城目町大川大川字大堤 43	TEL 018-875-2501 FAX 018-875-3308	
3	有限会社京野組	五城目町字石田六ヶ村堰添 109-4	TEL 018-852-3422 FAX 018-852-3422	
4	一関建設工業	五城目町馬場目字蓬内台 18-9	TEL 018-853-2839 FAX 018-852-3021	
5	株式会社セコー	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-4638 FAX 018-852-2847	
6	協同組合秋田技能社	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-2560 FAX 018-852-2610	
7	有限会社城西産業	五城目町大川大川字西屋布 31-2	TEL 018-875-3030 FAX 018-875-3058	
8	田原建設	五城目町高崎字里下 111-2	TEL 018-852-3307 FAX 018-852-3304	
9	石次建築	五城目町小池字岡本下台 51-1	TEL 018-852-4456 FAX 018-852-4457	
10	舘岡工務店	五城目町高崎字中泉田 15-2	TEL 018-855-1039 FAX 018-855-1039	
11	松橋建設株式会社 五城目支店	五城目町内川浅見内字後田 125-5	TEL 018-854-2888 FAX 018-854-2623	
12	三浦工務店	五城目町高崎字広ヶ野 177	TEL 018-852-3790 FAX 018-855-1039	
13	有限会社アイ・ケー	五城目町大川西野字四ツ屋 133-2	TEL 018-875-2689 FAX 018-875-2689	
14	ササキ住建	五城目町小池字岡本家ノ下 179-1	TEL 018-852-9149 FAX 018-855-1039	
15	有限会社佐藤工務店	五城目町高崎字雀舘下川原 107-2	TEL 018-852-4011 FAX 018-852-4121	
16	佐々木工務店	五城目町富津内下山内字奈良崎 69-16	TEL 018-852-4514 FAX 018-852-2847	
17	藤井工務店	五城目町野田字清涌 490	TEL 018-852-9213 FAX 018-852-4457	
18	有限会社よしみ建設	五城目町小池字岡本下台 88-10	TEL 018-852-4441 FAX 018-852-4441	
19	近野工務店	五城目町高崎字雀舘下川原 86-4	TEL 018-852-9432 FAX 018-852-9432	
20	猿田建築	五城目町東磯ノ目 2-6-11	TEL 018-852-3964 FAX 018-852-3964	

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
21	五城目トーヨー住器 (株)	五城目町高崎字行内沢 86-1	TEL 018-852-2743 FAX 018-852-4742	

3. 土木工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	八重樫建設株式会社 秋田支店	五城目町大川大川字大堤 43	TEL 018-875-2501 FAX 018-875-3308	
2	有限会社京野組	五城目町字石田六ヶ村堰添 109-4	TEL 018-852-3422 FAX 018-852-3422	
3	有限会社森山建設	五城目町大川谷地中宇原嶋 52-5	TEL 018-852-4864 FAX 018-852-4777	
4	有限会社フタダ	五城目町上樋口字中川原 173-1	TEL 018-852-3155 FAX 018-852-3256	
5	有限会社金野組	五城目町高崎字田中 314	TEL 018-852-5067 FAX 018-852-5067	
6	株式会社セコー	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-4638 FAX 018-852-2847	
7	有限会社佐藤組	五城目町富津内中津又字乙市 59-1	TEL 018-854-2154 FAX 018-854-2154	
8	有限会社今村建設	五城目町小池字岡本下台 55-16	TEL 018-879-8011 FAX 018-879-8012	
9	有限会社佐々木建設	五城目町字杉ヶ崎 93-1	TEL 018-852-2705 FAX 018-852-2812	
10	株式会社高千建設	五城目町高崎字雀館下川原 167	TEL 018-852-2680 FAX 018-852-2692	
11	小熊産業	五城目町大川大川字東屋布 117-1	TEL 018-875-2613 FAX 018-875-3058	
12	越高水道施設	五城目町富津内下山内字奈良崎 40-5	TEL 018-852-2351 FAX 018-853-0135	
13	有限会社斉藤設備	五城目町高崎字田中 25-5	TEL 018-852-2755 FAX 018-852-2755	
14	有限会社アイ・ケー	五城目町大川西野字四ツ屋 133-2	TEL 018-875-2689 FAX 018-875-2689	
15	有限会社むそう苑	五城目町小池字森山下 204-5	TEL 018-852-5201 FAX 018-852-5203	
16	有限会社猿田設備	五城目町上樋口字下川原 1-9	TEL 018-852-3152 FAX 018-852-2765	
17	有限会社佐藤工務店	五城目町高崎字雀館下川原 107-2	TEL 018-852-4011 FAX 018-852-4121	
18	有限会社小玉水道 施設工業五城目営業所	五城目町字下夕町 217	TEL 018-852-5157 FAX 018-852-5157	
19	(株)山水	五城目町富津内富田字下川原 21-1	TEL 018-827-3630 FAX 018-854-2328	

4. 建築設計業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	一級建築士事務所 小玉材木店	五城目町高崎字田中 215-1	TEL 018-852-3682 FAX 018-854-2409	

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
2	一級建築士事務所 小林設計	五城目町高崎字雀館下川原 160	TEL 018-852-2511 FAX 018-852-5126	
3	司建築設計事務所	五城目町東磯ノ目 2-7-8	TEL 018-852-4867 FAX 018-852-4880	

5. 舗装工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	株式会社セコー	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-4638 FAX 018-852-2847	
2	有限会社今村建設	五城目町小池字岡本下台 55-16	TEL 018-879-8011 FAX 018-879-8012	
3	有限会社佐藤工務店	五城目町高崎字雀館下川原 107-2	TEL 018-852-4011 FAX 018-852-4121	
4	小熊産業	五城目町大川大川字東屋布 117-1	TEL 018-875-2613 FAX 018-875-3058	
5	有限会社フタダ	五城目町上樋口字中川原 173-1	TEL 018-852-3155 FAX 018-852-3256	
6	有限会社森山建設	五城目町大川谷地中字原嶋 52-5	TEL 018-852-4864 FAX 018-852-4777	
7	越高水道施設	五城目町富津内下山内字奈良崎 40-5	TEL 018-852-2351 FAX 018-854-2351	
8	株式会社高千建設	五城目町高崎字雀館下川原 167	TEL 018-852-2680 FAX 018-852-2692	
9	有限会社佐々木建設	五城目町字杉ヶ崎 93-1	TEL 018-852-2705 FAX 018-852-2812	
10	有限会社京野組	五城目町字石田六ヶ村堰添 109-4	TEL 018-852-3422 FAX 018-852-3422	
11	八重樫建設株式会社 秋田支店	五城目町大川大川字大堤 43	TEL 018-875-2501 FAX 018-875-3308	
12	(有)小玉水道施設工業 五城目営業所	五城目町字下夕町 217	TEL 018-852-5157 FAX 018-852-5157	

6. 塗装工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	株式会社セコー	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-4638 FAX 018-852-2847	
2	館岡塗装工業	五城目町高崎字雀館下川原 20	TEL 018-852-4314 FAX 018-852-4314	
3	渡部塗装所	五城目町上樋口字切通 42-1	TEL 018-852-2067 FAX 018-852-2067	
4	有限会社大沢塗装店 五城目支店	五城目町東磯ノ目 2-7-5	TEL 018-852-5728 FAX 018-852-5728	

7. 電気工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	福島電気商会	五城目町字下夕町 84	TEL 018-852-2264 FAX 018-852-2264	

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
2	工藤電気	五城目町富津内下山内字下川原 40-2	TEL 018-852-4606 FAX 018-852-4606	
3	畑澤電設	五城目町字羽黒前 96-34	TEL 018-852-2504 FAX 018-852-2504	
4	エツミ電設	五城目町富津内中津又字住吉 9	TEL 018-854-2207 FAX 018-852-2327	

8. 板金工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	有限会社中村板金	五城目町高崎字雀館下川原 144-1	TEL 018-852-3738 FAX 018-852-3738	
2	(有)イチノセキ工作所	五城目町字七倉 64-8	TEL 018-852-5335 FAX 018-852-5353	

9. 鋼構造物業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	株式会社セコー	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-4638 FAX 018-852-2847	
2	有限会社佐藤工務店	五城目町高崎字雀館下川原 107-2	TEL 018-852-4011 FAX 018-852-4121	
3	有限会社小玉水道 施設工業五城目営業所	五城目町字下夕町 217	TEL 018-852-5157 FAX 018-852-5157	

10. 給排水暖冷房工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	株式会社セコー	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-4638 FAX 018-852-2847	
2	有限会社小玉水道 施設工業五城目営業所	五城目町字下夕町 217	TEL 018-852-5157 FAX 018-852-5157	
3	畠山設備	五城目町小池字岡本家ノ下 171	TEL 018-852-3467 FAX 018-852-3467	
4	有限会社フタダ	五城目町上樋口字中川原 173-1	TEL 018-852-3155 FAX 018-852-3256	
5	越高水道施設	五城目町富津内下山内字奈良崎 40-5	TEL 018-852-2351 FAX 018-853-0135	
6	有限会社斉藤設備	五城目町高崎字田中 25-5	TEL 018-852-2755 FAX 018-852-2755	
7	有限会社佐藤組	五城目町富津内中津又字乙市 59-1	TEL 018-854-2154 FAX 018-854-2154	
8	有限会社猿田設備	五城目町上樋口字下川原 1-9	TEL 018-852-3152 FAX 018-852-2765	
9	畑澤電設	五城目町字羽黒前 96-34	TEL 018-852-2504 FAX 018-852-2504	
10	エツミ電設	五城目町富津内中津又字住吉 9	TEL 018-854-2207 FAX 018-854-2327	

11. 水道施設工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	株式会社セコー	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-4638 FAX 018-852-2847	
2	有限会社今村建設	五城目町小池字岡本下台 55-16	TEL 018-879-8011 FAX 018-879-8012	
3	有限会社佐藤工務店	五城目町高崎字雀館下川原 107-2	TEL 018-852-4011 FAX 018-852-4121	
4	有限会社小玉水道 施設工業五城目営業所	五城目町字下夕町 217	TEL 018-852-5157 FAX 018-852-5157	
5	畠山設備	五城目町小池字岡本家ノ下 171	TEL 018-852-3467 FAX 018-852-3467	
6	小熊産業	五城目町大川大川字東屋布 117-1	TEL 018-875-2613 FAX 018-875-3058	
7	有限会社フタダ	五城目町上樋口字中川原 173-1	TEL 018-852-3155 FAX 018-852-3256	
8	有限会社森山建設	五城目町大川谷地中字原嶋 52-5	TEL 018-852-4864 FAX 018-852-4777	
9	越高水道施設	五城目町富津内下山内字奈良崎 40-5	TEL 018-852-2351 FAX 018-853-0135	
10	株式会社高千建設	五城目町高崎字雀館下川原 167	TEL 018-852-2680 FAX 018-852-2692	
11	有限会社佐々木建設	五城目町字杉ヶ崎 93-1	TEL 018-852-2705 FAX 018-852-2812	
12	有限会社斉藤設備	五城目町高崎字田中 25-5	TEL 018-852-2755 FAX 018-852-2755	
13	有限会社佐藤組	五城目町富津内中津又字乙市 59-1	TEL 018-854-2154 FAX 018-854-2154	
14	有限会社猿田設備	五城目町上樋口字下川原 1-9	TEL 018-852-3152 FAX 018-852-2765	
15	八重樫建設株式会社 秋田支店	五城目町大川大川字大堤 43	TEL 018-875-2501 FAX 018-875-3308	
16	畑澤電設	五城目町字羽黒前 96-34	TEL 018-852-2504 FAX 018-852-2504	
17	エツミ電設	五城目町富津内中津又字住吉 9	TEL 018-854-2207 FAX 018-854-2327	
18	菅原水道工事店	五城目町字七倉 21-3	TEL 018-852-3823 FAX 018-852-3823	

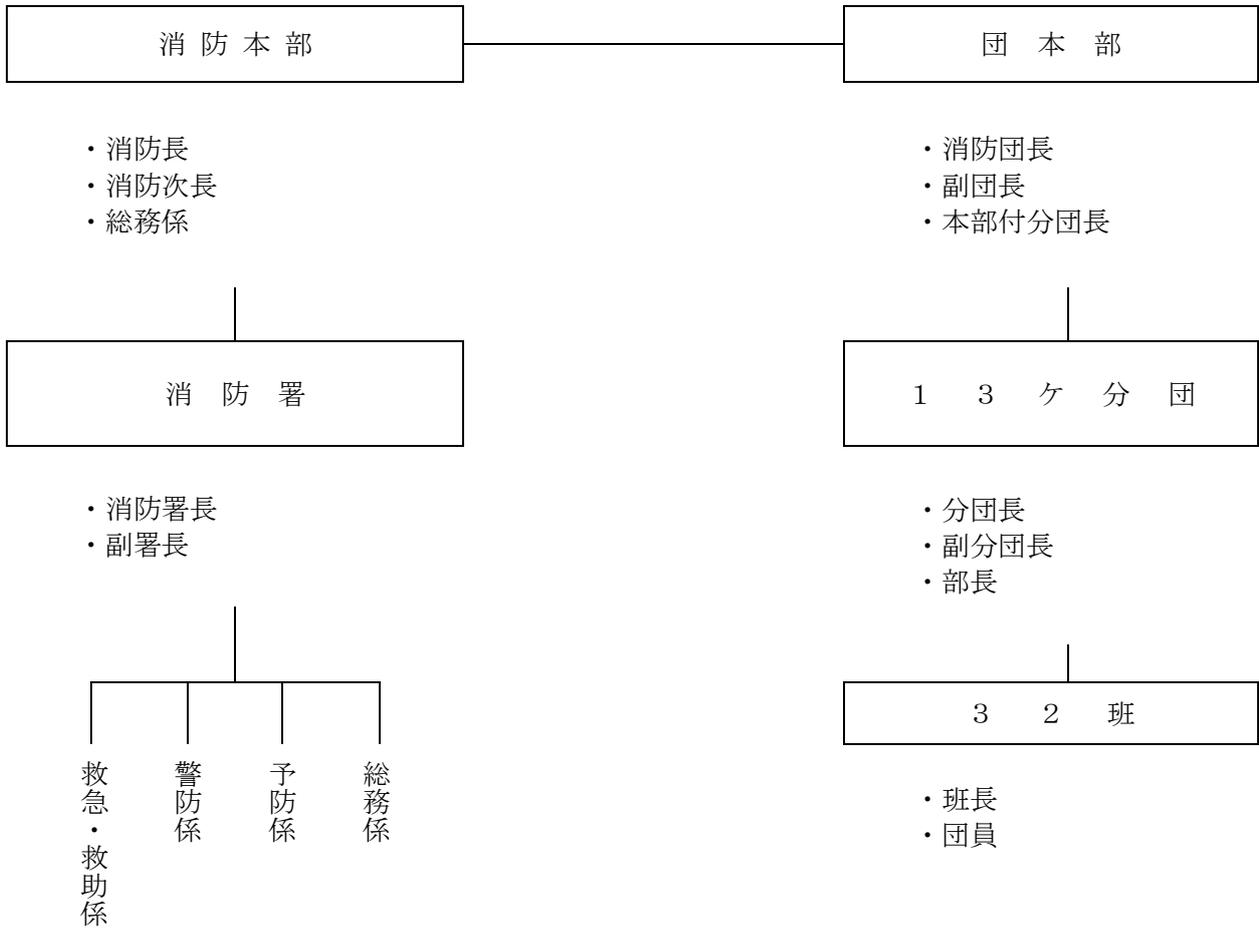
12. 造園工事業者

(平成28年1月末現在)

No.	名 称	所 在 地	電話/FAX 番号	備考
1	株式会社セコー	五城目町富津内下山内字下川原 17-1	TEL 018-852-4638 FAX 018-852-2847	
2	植信庭園	五城目町富津内下山内字奈良崎 59-13	TEL 018-852-2819 FAX 018-852-2819	
3	八重樫建設株式会社 秋田支店	五城目町大川大川字大堤 43	TEL 018-875-2501 FAX 018-875-3308	
4	有限会社むそう苑	五城目町小池字森山下 204-5	TEL 018-852-5201 FAX 018-852-5203	

第5 避難救出に関する資料

5-1 消防本部組織図



5-2 消防力の整備指針と現有勢力

(平成28年1月末現在)

区 分		基準台数等 (台)	現有台数等 (台)	基準人員 (人)	現有人員 (人)	
警 防 要 員	消防ポンプ自動車	2	2	29	23	
	はしご車					
	化学消防車					
	救急要員	救助 工作車	1		16	
		その他の 消防車				
	その他の 特殊車両	広報車	1	1	乗換	乗換
		資材搬送車	1	1	乗換	乗換
	通信員			5	2	
	指揮車	1	1	10	2	
	小 計	6	5	60	27	
救急自動車 ※1		1	2	乗換	乗換	
予防要員 ※2				1		
教育訓練要員						
その他の消防吏員				10	2	
合計 (台数・消防吏員)		7	7	71	29	

※1 救急自動車は兼務運用のため、算定人員は0人。

※2 予防要員は交代制勤務職員を充てているため、算定人員は0人。

消防署・所の基準

署名・区分	基準	現有	適用
消防署・所	1	1	

5-3 指定緊急避難場所及び指定避難所等の一覧

1. 指定緊急避難場所

避難人数の考え方：各施設・土地の面積に対して、1人あたり4㎡とする。

(平成29年3月15日現在)

地区名	No.	区分	名称	所在地 (五城目町)	面積 (㎡)	避難 人数 (人)	管理者	連絡手段	
								TEL	FAX
五城目・馬川・森山	1	土地	雀館運動公園	上樋口字堂社 75	14,700	3,675	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	2	土地	昭辰児童公園	高崎字中川原地内	2,300	575	町 (建設課)	852-5100 (町代表)	852-5368 (建設課)
	3	施設	町民センター	上樋口字堂社 75	462	115	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	4	施設	広域体育館	上樋口字堂社 75	1,492	373	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	5	施設	屋内温水プール	上樋口字堂社 75	288	72	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	6	施設	馬川地区公民館	高崎字前田 81	260	65	指定管理 (地区町内会長会)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	7	施設	五城目第一中学校	高崎字広ヶ野 200	6,198	1,549	町教委 (学校教育課)	852-5372 (学校教育課)	852-5370 (学校教育課)
	8	土地	ターミナルパーク磯ノ目	字鶴ノ木 90-2	2,990	747	町 (建設課)	852-5100 (町代表)	852-5368 (建設課)
	9	施設	五城館	字鶴ノ木 89-1	870	217	指定管理 (榊あつたか 五城目)	852-5100 (町代表)	852-5369 (商工振興課)
	10	施設	朝市ふれあい館	字下夕町 182	300	75	町 (商工振興課)	852-5100 (町代表)	852-5369 (商工振興課)
	11	施設	もりやまこども園	字羽黒前 76-1	3,626	906	社会福祉法人	852-3805	875-3824
	12	施設	矢場崎集会所	川崎字宮花 10-74	100	25	指定管理 (町内会)	852-5100 (町代表)	852-5368 (建設課)
馬場目	13	土地	町村農村公園	馬場目字町村 64-1	1,310	327	管理委託 (町内会)	852-5100 (町代表)	852-5369 (農林振興課)
	14	施設	馬場目地区公民館	馬場目字蓬内台 117-1	690	172	指定管理 (地区町内会長会)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	15	土地	坊井地農村公園	馬場目字坊井地 86	1,400	350	管理委託 (町内会)	852-5100 (町代表)	852-5369 (農林振興課)
	16	施設	杉沢交流センター友愛館	馬場目字杉沢下台 59-1	1,725	431	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
富津内・内川	17	土地	大手農村公園	内川黒土字千刈台 7	3,000	750	管理委託 (町内会)	852-5100 (町代表)	852-5369 (農林振興課)
	18	施設	富津内地区公民館	内川黒土字千刈台 7	400	100	指定管理 (地区町内会長会)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	19	土地	旧富津内小学校跡地	富津内中津又字大 台 7-1	2,601	650	町 (総務課)	852-5100 (町代表)	852-5399 (総務課)
	20	土地	北北口山村広場	富津内中津又字高 野 10-2	2,226	556	管理委託 (町内会)	852-5100 (町代表)	852-5399 (総務課)
大川	21	土地	谷地中農村公園	大川谷地中字堰添 11-2	728	182	管理委託 (町内会)	852-5100 (町代表)	852-5369 (農林振興課)
	22	土地	農村環境改善センター(グ ラウンド)	大川下樋口字屋敷 下 3-2	4,075	1,018	指定管理 (地区町内会長会)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	23	施設	旧大川小学校(校舎)	大川下樋口字関合 13-1	1,830	457	町教委 (学校教育課)	852-5372 (学校教育課)	852-5370 (学校教育課)
	24	施設	五城目高等学校	大川西野字田屋下 100	9,671	2,417	県教委 (五城目高校)	852-2265 (五城目高校)	852-9474 (五城目高校)
計					63,242	15,804			

※「No.」「区分」の欄が網掛けは、「2. 指定避難所」と兼ねる施設。

2. 指定避難所

収容人数の考え方：各施設の面積の半分を個人の専用スペースに使用するものとし、且つ1人当たり専用スペースは2㎡とする。
(平成29年3月15日現在)

地区名	No	区分	名称	所在地 (五城目町)	面積 (㎡)	収容 人数 (人)	管理者	連絡手段	
								TEL	FAX
五城目・馬川・森山	1	施設	町民センター	上樋口字堂社 75	462	115	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	2	施設	広域体育館	上樋口字堂社 75	1,492	373	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	3	施設	屋内温水プール	上樋口字堂社 75	288	72	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	4	施設	馬川地区公民館	高崎字前田 81	260	65	指定管理 (地区町内会長会)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	5	施設	五城目第一中学校	高崎字広ヶ野 200	6,198	1,549	町教委 (学校教育課)	852-5372 (学校教育課)	852-5370 (学校教育課)
	6	施設	五城館	字鶴ノ木 89-1	870	217	指定管理 (株あつたか 五城目)	852-5100 (町代表)	852-5369 (商工振興課)
	7	施設	朝市ふれあい館	字下夕町 182	300	75	町 (商工振興課)	852-5100 (町代表)	852-5369 (商工振興課)
	8	施設	もりやまこども園	字羽黒前 76-1	3,626	906	社会福祉法人	852-3805	875-3824
	9	施設	矢場崎集会所	川崎字宮花 10-74	100	25	指定管理 (町内会)	852-5100 (町代表)	852-5368 (建設課)
馬場目	10	施設	馬場目地区公民館	馬場目字蓬内台 117-1	690	172	指定管理 (地区町内会長会)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
	11	施設	杉沢交流センター友愛館	馬場目字杉沢下台 59-1	1,725	431	町教委 (生涯学習課)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
富津内・内川	12	施設	富津内地区公民館	内川黒土字千刈台 7	400	100	指定管理 (地区町内会長会)	852-4411 (生涯学習課)	852-4414 (生涯学習課)
大川	13	施設	旧大川小学校(校舎)	大川下樋口字関合 13-1	1,830	457	町教委 (学校教育課)	852-5372 (学校教育課)	852-5370 (学校教育課)
	14	施設	五城目高等学校	大川西野字田屋下 100	9,671	2,417	県教委 (五城目高校)	852-2265 (五城目高校)	852-9474 (五城目高校)
計					27,912	6,974			

3. 福祉避難所

今後、町内の福祉施設との協定締結を視野に、検討する。

(平成28年3月17日現在)

地区名	No	区分	名称	所在地 (五城目町)	面積 (㎡)	収容 人数 (人)	管理者	連絡手段	
								TEL	FAX
					—				

第6 遺体安置場所及び検視場所

6-1 遺体安置場所及び検視場所

遺体安置場所は、検視場所と兼ねることとする。なお、今後、他の公共施設についても検討し、事前に複数の施設を指定するように努める。

(平成28年1月末現在)

No.	名称	所在地	連絡窓口	連絡先 (電話) (FAX)
1	雀館運動公園 野球場倉庫	五城目町上樋口字堂社 75	五城目町教育 委員会 生涯学習課	018-852-4411 018-852-4414

第7 応急仮設住宅の建設予定地

7-1 応急仮設住宅の建設予定地

現在、民有地を含め複数を検討中である。

(平成28年1月末現在)

No.	名称	所在地	連絡窓口	連絡先 (電話) (FAX)	敷地面積 (㎡)	建設予定 の仮設住 宅数 (棟)
1						

第8 町の備蓄目標

8-1 町の備蓄目標（県と市町村の共同備蓄品目）

共同備蓄品目における町の備蓄目標310人分の数量は、以下のとおり。

区 分	品 目	五城目町分 備蓄目標310人分
食料品等	主食	1,178食
	主食(お粥など)	227食
	飲料水	1,419L
	粉ミルク	400g
	ほ乳瓶	2本
防寒用品	毛布	316枚
	石油ストーブ	4台
衛生用品	トイレ	2,269回分
	トイレットペーパー	72巻
	紙おむつ(大人用)	67枚
	紙おむつ(子供用)	48枚
	生理用品	119枚
発電・照明機材	自家発電機	2台
	投光器	4台
	コードリール	4台
	燃料タンク	5台
その他	タオル	316枚
	給水袋	32枚
	医薬品セット	2個

第9 自主防災組織等の育成に関する資料

9-1 自主防災組織等

1. 自主防災組織

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

現 況		自主防災組織	組織されて いる世帯数 (B)	隊 員 数 (人)	機材の整備状況
総世帯数 (A)	町内会 総 数				
4,153	72	1	31	87	発電機 1 台 投光機 1 台 除雪機 1 台 はしご 1 台

※町内会総数には、「ななくら」を含みます。

2. 五城目町火災予防組合

(平成 27 年 12 月 31 日現在)

地区・名称	地区の世帯数	隊 員 数 (人)	所有資器材
五城目町火災予防組合	4,153	9,982	軽可搬ポンプ 1 台 (平ノ下町内会)

9-2 自主防災組織推進要領

日本海中部地震や東日本大震災を教訓に地震その他の災害（以下「災害」という。）から身を守り、被害を最小限に抑えるために、町民一人ひとりが自助、共助の精神に基づき、地域のコミュニティ活動を推進し、地域の防災活動を効果的に行い、災害に強いまちづくりを目指すことが必要である。

この考え方を町民に訴え自主防災組織の育成を図るために、次により防災業務に従事する職員及び関係者は、自主防災のあり方について正しく理解し、自主防災組織づくりを積極的に推進するものとする。

1. 自主防災組織の必要性

地震発生時には、次のような事由から防災機関の機能が全町の災害に対応できない事態を招くことが十分予想される。

- (1) 電話が不通となり、防災関係機関への通報が困難になる。
- (2) 道路・橋梁の破損、建物の倒壊、路上放置の自転車等により道路交通の渋滞又は通行不能になる。
- (3) 同時に各地で多数の火災が発生するので、消防力が分散される。
- (4) 水道管の破損や停電による断水、貯水槽の破損により消火活動が十分に行えなくなる。

このため各家庭で対処することのできる次のような事項については、町民各個人の義務とし

て措置するよう指導しなければならない。

- (1) 普段から地震等の対策
- (2) ガスボンベの転倒、配管等の破損によるガス漏れ等の応急措置
- (3) 火の始末
- (4) 初期消火
- (5) 負傷者の応急措置及び病院への搬送

しかし、各家庭で措置できる範囲を超えた場合は、一定地域の町民が協力し助け合って、初期消火、救出救護、避難等の活動を組織的に行い、被害を最小限にとどめなければならない。

この組織は、防災機関の機能を補完するものでなく、現に日本海中部地震や東日本大震災における被害市町村の住民が体験して、自然発生的に必要なと感じた結果に基づくもので、これが自主防災の基本理念そのものである。

2. 自主防災組織の結成

組織及び規模は地域の実情や町内会の活動内容によって異なるが、基本的には町内会の組織を活かしてつくることが現実的であり効果があるので、そのように町内会へ指導して行く。町は、町内会等が取り組みやすいように「**自主防災組織規約【例】**」や「**活動計画【例】**」を提示し、結成の促進を図るとともに、責任ある地位に複数の女性を配置するよう助言する。

なお、自主防災組織の結成については、必ず「**規約**」や「**活動計画**」等の作成を要するものとし、その実態を明確にするとともに、**結成した際は町に届け出るものとする。**

9-3 自主防災組織規約【例】

組織の規約の例は、次のとおりである。

〇〇自主防災会規約

(名称及び会員)

第1条 この会は、〇〇自主防災会（以下「本会」という。）と称し、〇〇町内会会員で構成する。

(活動の拠点)

第2条 本会の活動拠点は、〇〇公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の自助・共助の精神に基づく健全なコミュニティ活動を推進するとともに、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 健全なコミュニティ活動を維持するため、共助を推進すること。
- (2) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (3) 地震等に対する災害予防に資するための地域の危険箇所の把握に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 地震等の発生時における「情報の伝達」「安否確認（無事・負傷など）」「被害状況の確認（全壊・半壊など）」「避難」及び「出火防止・初期消火」「救出・救護」「給食・給水」等応急対策に関すること。
- (6) 防災資器材等の整備に関すること。
- (7) 他組織との連携に関すること。
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 班 長 各班1名

【想定】会長＝町内会長

副会長＝町内会副会長

班長＝町内会の「組」や「班」 ※既存のグループ分けを想定。

※適宜、町内会の事情に合わせての作成をお勧めします。

2 役員は、町内会の役員をもって充てる。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第6条 会長は、本会を代表し、事業の実施にあたり全体の指揮・監督を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 班長は、班活動の指揮を行う。

(総会及び役員会)

第7条 総会は、町内会と同時に開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

3 会長は、必要に応じ役員会に役員以外の者の出席を求めることができる。

(防災活動計画)

第8条 本会は、第4条に定める事業を実施するための「活動計画」を作成する。

2 防災活動計画策定にあたり、要配慮者名簿の作成も行うものとする。

(経費等)

第9条 本会の運営に要する経費は、町内会会費その他の収入をもって充てる。

(町への報告)

第10条 自主防災組織を結成した場合は、町へ届け出るものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から実施する。

9-4 活動計画【例】

組織の活動計画の例は、次のとおりである。

〇〇自主防災会活動計画

1. 活動目的

「〇〇自主防災会」は、〇〇町内会会員で構成し、自助・共助の精神に基づき、健全なコミュニティ活動を推進するとともに、地域の防災活動を効果的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

2. 主な活動

平常時の活動

項 目	具体的な活動内容	備 考
1.災害に備えるための活動	○防災資機材の整備 ○備蓄品の管理	
2.災害による被害を防ぐための活動	○町内各班の住民名簿の作成 ○避難経路図の作成 ○地域の危険箇所の把握 ○要配慮者名簿の作成	
3.災害時の活動の習得	○消火訓練・避難訓練 ○給食給水訓練	年1回程度実施

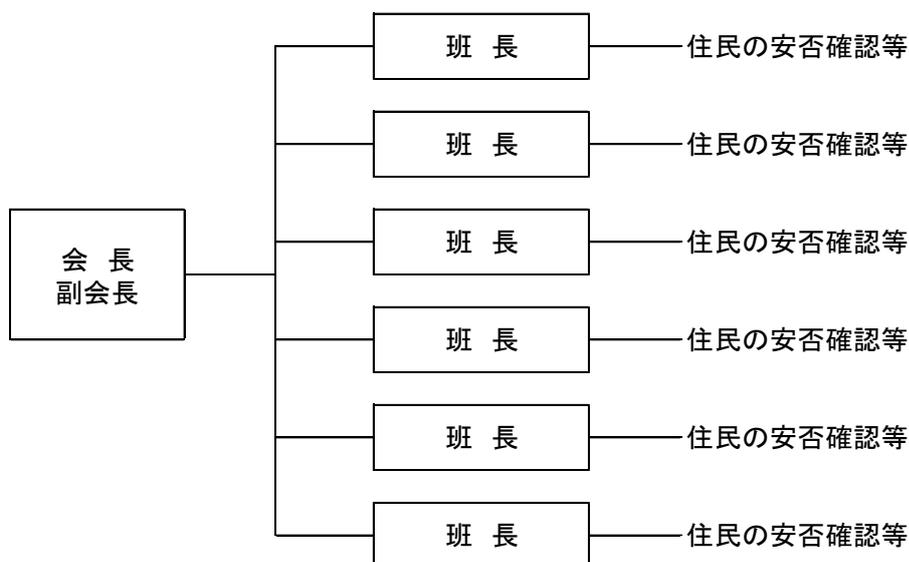
災害時の活動

項 目	具体的な活動内容
1.情報収集・伝達活動	○「情報の伝達」「安否確認（無事・負傷など）」「被害状況の確認（全壊・半壊など）」などについて ○町を含む防災機関との連絡
2.初期消火活動	○消火器などによる消火活動
3.避難誘導活動	○住民を避難所へ誘導 ○要援護者への避難支援 ○住民の安否確認（無事・負傷など）

※活動は各班（組）の班長が責任者として行動すること。

3. 防災会の組織図

【〇〇町内】 自主防災会活動班編成表



※各町内会の実情にあった班編成をして下さい。

【ポイント】 ①住民名簿は、災害時の安否確認用として使用するので、「組」「班」が分かるように作成する。
 ②住民名簿、要配慮者名簿の各個人の「年齢」「高齢等」「障がい・難病」の欄については、町内会員として知ることができる範囲内でよいと考えています。

4. 住民名簿及び要配慮者名簿

〇〇防災会（町内会）住民名簿

No.	氏名	年齢	性別	電話番号	住所	備考
1	五城花子	50	女	800-0001	〇町1番地1	
2						
3						
4						

〇〇防災会（町内会）要配慮者名簿

No.	氏名	生年月日	年	性	電話番号	住所	高齢等	障がい・難病
1	五城太郎	s 2. 4. 1	89	男	800-0002	〇町2番地2	要介護2 独高齢	
2								
3								
4								

第10 救急医療に関する資料

10-1 医療機関一覧

(平成28年1月末現在)

名称	所在地	電話番号	建物構造	建物面積	備考
湖東厚生病院	八郎瀉町川崎字貝保 98-1	852-3737	鉄骨モルタル	7,275.300	全般
笹尾医院	五城目町字下夕町 244	852-2042	木造2階	297.810	一般
大窪胃腸科内科医院	〃 西磯ノ目 2-2-7	855-1155	〃	272.180	一般
千葉内科医院	〃 石田六ヶ村堰添 96-6	852-2235	〃	798.000	一般
ささき内科クリニック	〃 字鶴ノ木 90-1	855-1182	〃	316.800	一般
三浦整骨院	〃 上樋口字中川原 20	852-9435	〃	106.900	整骨
在山整骨院	〃 字下夕町 4-2	852-4559	〃	49.500	整骨
田口歯科医院	〃 字七倉 115-1	852-2242	〃	82.500	歯科
五城目歯科医院	〃 字鶴ノ木 93-4	852-4858	〃	223.630	歯科
わしや歯科医院	〃 西磯ノ目 1-2-10	852-3141	RC造2階建	165.980	歯科
ごじょうめ眼科 クリニック	〃 東磯ノ目 2-1-10	852-5225	〃		眼科

10-2 医療器材調達先一覧

(平成28年1月末現在)

区分	調達先	所在地	電話	医療品等の種類
薬局	いわずや薬局	五城目町字七倉 115-1	852-2073	○内服薬 解熱剤、鎮痛鎮静剤、胃腸薬、抗生物質、注射液等 ○外用薬 軟膏剤、湿布剤、消毒液剤 ○治療材料 包帯、ガーゼ、脱脂綿、バンソウコウ、眼帯等
薬局	五城目調剤薬局	〃 字鶴ノ木 90-7	852-2155	
薬局	佐野薬局 五城目店	〃 字石田六ヶ村堰添 113-16	855-1121	
薬局	ひかり薬局	〃 東磯ノ目 2-1-19	855-1106	
薬局	きやどっこ薬局	〃 字鶴ノ木 34	852-3340	
薬局	ワイズファーマシー	〃 字下夕町 43-1	855-1102	
薬局	山平薬店	〃 字上町 35-3	852-2339	
薬局	五城目中央ドラッグ	〃 字下夕町 193	852-3217	
薬局	ツルハドラッグ	〃 西磯ノ目 1-2-3	879-8880	
薬局	イオン五城目店	〃 大川西野字田屋前 138	879-8211	

10-3 応急救護所候補の一覧

(平成28年3月17日現在)

収容施設名	所在地	電話	収容能力	構成備品			給食能力	備考
				ベット	布団	毛布		
①医療機関								
湖東厚生病院	八郎潟町川崎字貝保 98-1	852-3737						全般
笹尾医院	字下夕町 244	852-2042						一般
千葉内科医院	字石田六ヶ村堰添 96-6	852-2235						一般
大窪胃腸科内科医院	西磯ノ目 2-2-7	855-1155						一般
ささき内科クリニック	字鶉ノ木 90-1	855-1182						一般
ごじょうめ眼科クリニック	東磯ノ目 2-1-10	852-5225						眼科
三浦整骨院	上樋口字中川原 20	852-9435						整骨
在山整骨院	字下夕町 4-2	852-4559						整骨
田口歯科医院	字七倉 115-1	852-2242						歯科
わしや歯科医院	西磯ノ目 1-2-10	852-3141						歯科
五城目歯科医院	字鶉ノ木 93-4	852-4858						歯科
②指定避難所								
町民センター	上樋口字堂社 75	852-4411 (生涯学習課)						
広域体育館	上樋口字堂社 75	852-4411 (生涯学習課)						
屋内温水プール	上樋口字堂社 75	852-4411 (生涯学習課)						
馬川地区公民館	高崎字前田 81	852-4411 (生涯学習課)						
五城目第一中学校	高崎字広ヶ野 200	852-5372 (学校教育課)						
五城館	字鶉ノ木 89-1	852-5110 (町代表)						
朝市ふれあい館	字下夕町 182	852-5110 (町代表)						
もりやまこども園	字羽黒前 76-1	852-3805 (社会福祉法人)						
矢場崎集会所	川崎字宮花 10-74	852-5100 (町代表)						
馬場目地区公民館	馬場目字蓬内台 117-1	852-4411 (生涯学習課)						
杉沢交流センター友愛館	馬場目字杉沢下台 59-1	852-4411 (生涯学習課)						
富津内地区公民館	内川黒土字千刈台 7	852-4411 (生涯学習課)						
旧大川小学校(校舎)	大川下樋口字関合 13-1	852-5372 (学校教育課)						
③集会所、公民館等								
※今後検討していく。								

10-4 町独自の医療チーム一覧

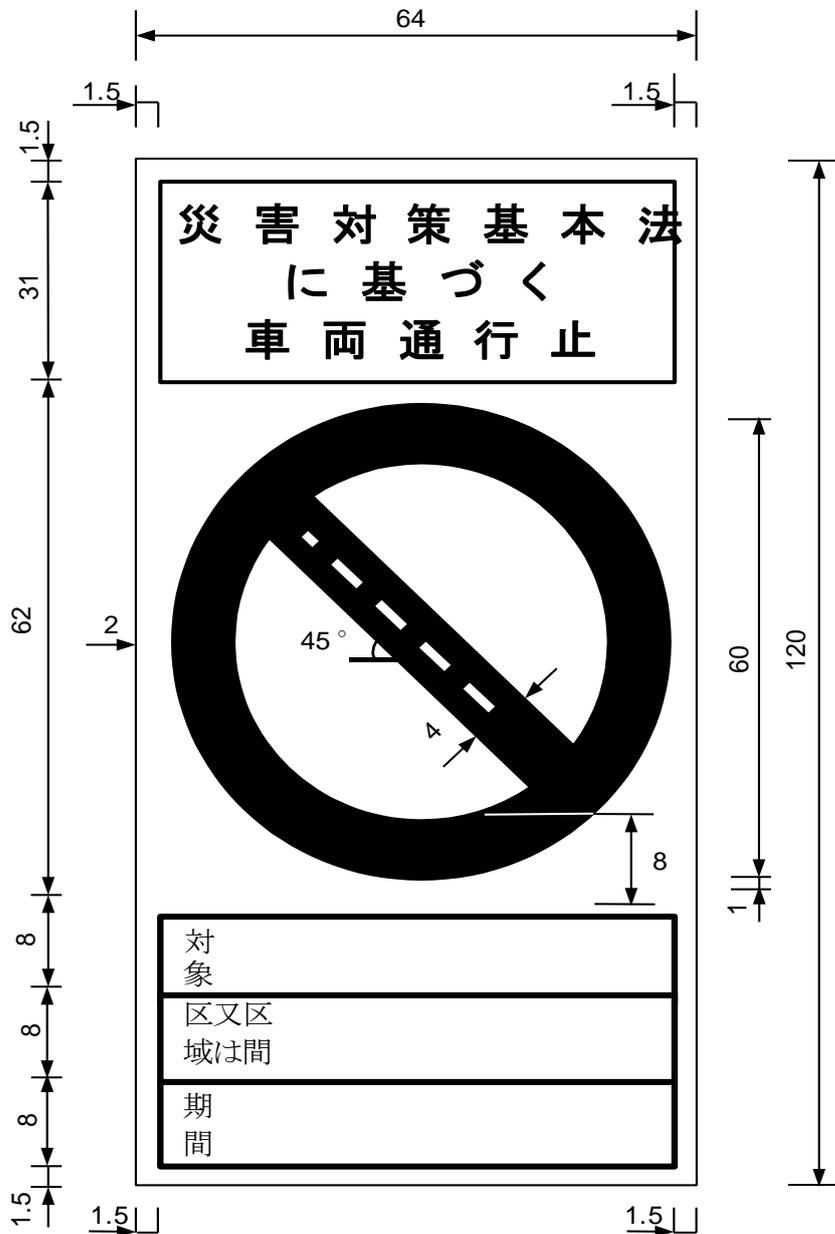
(平成28年1月末現在)

班 編 成	所 在 地	電 話	構 成 備 品			備 考
			医 師	看 護 師	計	
※今後、医師会等（地元医療機関含む）との協定を検討し、県から派遣される救護班：災害派遣医療チーム（DMAT：ディーマット）等とは別の体制の整備を検討する。						

第 1 1 交通輸送に関する資料

11-1 災害時における交通の規制に係る標示

災害対策基本法施行規則別記様式第 2 (第 5 条関係)



- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及びわくを赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、又は図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

11-2 緊急輸送車両の確認事務処理要領

1. 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県）

災害対策基本法第 76 条及び同法施行令第 33 条に基づいて、知事が行う緊急通行車両の確認事務手続は次によって行うものとする。

(1) 緊急通行車両の意義

緊急通行車両とは、当該車両の使用者の申出により知事又は公安委員会が、災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するため必要であると認めて確認した車両である。

(2) 確認対策車両

災害応急対策のため、災害対策基本法第 76 条第 1 項に規定する緊急通行車両として確認する車両は次の各号のいずれかに該当する業務に従事する車両である。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- ② 消防・水防・その他応急処置に関するもの。
- ③ 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの。
- ④ 被害を受けた児童及び生徒の応急教育に関するもの。
- ⑤ 施設及び設備の応急復旧に関するもの。
- ⑥ 清掃・防疫、その他保健衛生に関するもの。
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防止又は拡大防止のための措置に関するもの。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急輸送車両の確認は、県知事及び公安委員会が行うことになっているが、県における確認は次のとおりである。

- ① 県有の車両及び借上げ車両の確認は、総合防災課が行う。
上記車両のうち、災害応急対策に使用することがあらかじめ決定しているものについては、使用者の申出により事前に確認することができる。
- ② 上記①以外の緊急通行車両の確認は、車両の使用者の申出により、警察本部及び各警察署が行う。

(4) 確認事務処理

① 申請受理

緊急通行車両確認の申出は、**別紙様式 1「緊急通行車両確認申請書」**により受理するが、その場で申請内容を慎重に審査して確認し、**別紙様式 4「緊急通行車両確認申請受理簿」**に記載し、その処理経過を明らかにすること。

② 確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両の確認を行ったときは当該車両の使用者に対し、**別紙様式 2「緊急通行車両等確認証明書」**及び**別紙様式 3「緊急通行車両の標章」**を交付すること。

③ 報告

確認証明書及び標章を交付したときは、その都度**別紙様式 4「緊急通行車両確認申請受理簿」**の様式により知事（総合防災課調査・危機管理班）に報告すること。

(5) 留意すべき事項

確認証明書、標章等関係書類は担当者を定めて管理保管し、いつでも申請を受理できるようにしておくこと。また、保管には十分留意し紛失などのないようにすること。

2. 災害時の緊急通行車両確認事務処理（秋田県公安委員会）

大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、秋田県公安委員会が行う緊急通行車両等の確認は次の事務手続により行うものとする。

(1) 緊急通行車両

緊急通行車両とは、災害応急対策に従事する者又は必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための車両で、当該車両の使用者の申出により、公安委員会が必要と認めた車両をいう。

(2) 確認対象車両（緊急通行車両及び規制除外車両）

① 災害対策基本法の規程に基づく車両（緊急通行車両）

- (ア) 警報の発令及び伝達、並びに避難の勧告、又は指示に従事するもの。
- (イ) 消防、水防、その他応急措置に従事するもの。
- (ウ) 被害者の救難、救助、その他保護に従事するもの。
- (エ) 被害を受けた児童及び生徒の応急の教育に従事するもの。
- (オ) 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。
- (カ) 清掃、防疫その他保護衛生に従事するもの。
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に従事するもの。
- (ク) 緊急輸送の確保に従事するもの。
- (ケ) その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置に従事するもの。

② 災害対策基本法の規定に基づく交通規制から除外する車両（規制除外車両）

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両。
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両。
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両。
- (オ) その他災害応急対策に従事する車両。

③ 大規模地震対策特別措置法の規程に基づく車両

- (ア) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。
- (イ) 消防、水防その他の応急措置に従事するもの。
- (ウ) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に従事するもの。
- (エ) 施設及び設備の整備及び点検に従事するもの。
- (オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に従事するもの。
- (カ) 緊急輸送の確保に従事するもの。
- (キ) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫、

その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に従事するもの。

(ク) その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に従事するもの。

④ 原子力災害対策特別措置法に基づく車両

(ア) 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に従事するもの。

(イ) 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に従事するもの。

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に従事するもの。

(エ) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急に復旧に従事するもの。

(オ) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に従事するもの。

(カ) 緊急輸送の確保に従事するもの。

(キ) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に従事するもの。

(ク) その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に従事するもの。

⑤ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規程に基づく車両

(ア) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に従事するもの。

(イ) 施設及び設備の応急の復旧に従事するもの。

(ウ) 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に従事するもの。

(エ) 輸送及び通信に従事するもの。

(オ) 国民の生活の安定に従事するもの。

(カ) 被害の復旧に従事するもの。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、公安委員会が行うこととなっているが、車両の使用者の申出により、各警察署長が専決事務として行う。また、緊急通行車両の証明書及び標章の交付は、警察本部及び交通検問所においても行うことができる。

(4) 確認事務処理

①事務担当

緊急通行車両確認の事務処理は、各警察署において行う。

②事前届出車両の確認

(ア) 公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申し出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申し出に優先して確認を行うものとする。

(イ) 公安委員会は確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証を提出させるとともに、確認証明書に必要事項を記載させることにより手続きを行うものとする。

(ウ) 届出済証による確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。

(エ) 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合、確認標章及び確認証明書を交付するものとする。

②届出車両以外の緊急通行車両等に対する確認

(ア) 別記様式6「緊急通行車両等届出書」に必要事項を記載の上、緊急通行車両等であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提出させる。

(イ) 公安委員会は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両等に該当するか否かについて、届出書及び添付書類を審査する。

③確認証明書及び標章の交付

審査結果により緊急通行車両等に該当すると認められた場合は、確認標章と確認証明書に必要事項を記入の上、申請者に交付する。

別紙様式1「緊急通行車両確認申請書」 ※秋田県地域防災計画の「資料編」などを参照。

別紙様式2「緊急通行車両等確認証明書」

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 等 確 認 証 明 書			
秋田県公安委員会 ⑩			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

【備考】用紙の大きさは、日本工業規格A4版とする。

別紙様式 3 「緊急通行車両の標章」

災害対策基本法施行規則 別記様式第 3 (第 6 条関係)



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月、及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別紙様式 4 「緊急通行車両確認申請受理簿」 ※秋田県地域防災計画の「資料編」などを参照。

11-3 緊急輸送ネットワーク計画総括表

【第1次緊急輸送道路】

番号	路線番号	路線区分	路線名	延長 (km)
1		高速	日本海沿岸東北自動車道	4.8
2		国道	国道7号線	1.4

【第2次緊急輸送道路】

番号	路線番号	路線区分	路線名	延長 (km)
1		国道	国道285号線	16.5

【第3次緊急輸送道路】

番号	路線番号	路線区分	路線名	延長 (km)
1		国道	国道285号線(第2次と重複)	2.4
2		県道	秋田・八郎潟線(一部)	1.1
3	1075	町道	小学校通線	0.4
4	1153	町道	広ヶ野下山内線(一部)	1.0
5	1154	町道	高崎広ヶ野線(一部)	0.2
6	1186	町道	中学校競技場線(一部)	0.1
7	1108	町道	雀館幹線(一部)	0.5
計				5.7

第 1 2 派遣・応援に関する資料

12-1 自衛隊の災害派遣

1. 救援活動の内容（防衛省防災業務計画より抜すい）

災害は派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、都道府県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

(2) 避難の救助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当る。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

(10) 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

災害派遣に関する秋田県知事と陸上自衛隊第21普通科連隊長との協定

秋田県知事と（以下「知事」という。）と陸上自衛隊第21普通科連隊長（以下「連隊長」という。）との間に災害派遣に関し、その業務の円滑を期すため、この協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知）

第1条 知事は、自衛隊が行う災害派遣の目的を平素から一般に周知し、災害派遣要請が適切に行われるよう配慮するものとする。

（防災関係資料調査に関する協力）

第2条 連隊長は、知事等が行う防災訓練には知事の要請により、部隊業務に支障のない限り部隊等を参加させこれらを支援するものとする。

2 連隊長は、市町村その他が行う防災訓練についても要請があるときは、県と調整の上前項に準じて可能な範囲で支援するものとする。

（災害発生予想時の連絡）

第3条 知事は、自衛隊の災害派遣を必要とする災害の発生が予想される時は、速やかに連隊長に現状と事後の見通し等について情報を提供するものとする。

2 連隊長は、前項の情報に基づき必要があると認めるときは、県庁に連絡員を派遣し、情報の円滑な収集を図るものとする。

3 知事は、前項による連絡員の業務が円滑に行われるよう便宜を供与するものとする。

（偵察者の派遣）

第4条 災害の発生が予想され、又は発生し、連隊長が現地に偵察者を派遣する場合は、知事は必要に応じて県職員を当該偵察者に同行させ現地関係者との連絡調整にあたるものとする。

（現地責任者の指定）

第5条 知事及び連隊長は、災害派遣に関し、現地における県及び部隊の連絡責任者をそれぞれ指定し、相互の円滑な連絡を保つものとする。

（合同連絡処の設置）

第6条 知事は、災害の様相、規模等により必要がある時は、現地に関係機関から合同連絡書を設置し、災害応急業務の円滑を期するものとする。

（現地の受入態勢）

第7条 知事は、派遣部隊が現地到着後迅速、効率的な業務の遂行を図るため予め現地関係をして、次の措置を講ずるものとする。

- 1 派遣部隊誘導のための要員を主要地に配置すること。
- 2 実施作業の手順を定め派遣部隊到着後直ちに調整に入れる体制を整えること。
- 3 通信連絡手段の準備及び作業に必要な資器材等を整備すること。
- 4 必要に応じ災害地の区域、災害程度を示した地図または略図を準備すること。
- 5 派遣部隊の宿営に伴って必要な施設（光熱、給水通信、衛生等）の設備を整備すること。

（資材の使用及び補償等）

第8条 災害派遣のため使用する資材等は、知事又は現地関係者が準備するものとする。

2 前項に備えて知事又は現地関係者は所要地区ごとの資器材等の集積を計画しておくものと

する。

- 3 災害派遣に伴って自衛隊が使用した資器材については「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令第1号」(35・2・16改正)によるほか、その都度協議して定めるものとする。

(経費の負担)

第9条 自衛隊の災害派遣に伴って生ずる経費の負担区分は次のとおりとする。ただし、その負担区分を定め難いものについてはその都度協議の上決定するものとする。

- 1 県、派遣先現地機関が負担すべきもの
 - (1)施設の借上料及び損料、光熱料、電話料、水道料、衛生費
 - (2)災害復旧、救援、防疫、医療、給水等に必要な資材、消耗品
- 2 自衛隊が負担すべきもの
 - (1)部隊等の宿営、給与、装備、機材及び被服等の整備損耗更新
 - (2)災害地の往復輸送に伴う経費
 - (3)人員、物資輸送支援のための車両用燃料等

附 則

締 結 昭和46年1月16日

改 正 昭和50年4月1日

〃 昭和55年1月7日

秋 田 県 知 事 佐々木 喜久治 ④

陸上自衛隊第21普通科連隊長 小 野 晴 男 ④

2. 災害派遣要請文書の様式

(1) 市長村長から知事に対する要請

様式-1

文書番号
平成 年 月 日

秋田県知事 あて

市町村長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条の規定による自衛隊の派遣を、次のとおり依頼します。

1 災害の状況及び派遣要請の理由

(1) 災害の種類

(2) 災害発生日時 平成 年 月 日 時 分

(3) 災害発生場所

(4) 派遣要請の事由

2 要請の日時 平成 年 月 日 時 分

3 派遣を希望とする期間

平成 年 月 日 時 分から、救出活動に必要とする時間

4 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域

(2) 活動内容

5 その他参考事項（判明している事項で良い）

(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況

(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地または宿泊施設の状況

(3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法

・連絡責任者 機関名 職・氏名 電話／FAX番号

・現地対策本部 機関名 職・氏名 電話／FAX番号

(4) 派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の数（明らかにできる場合に記載）

（注）要請の依頼は、口頭又は電話等で行い、事後速やかに文書を提出すること。

(2) 市長村長から知事への撤収要請

様式-3

文書番号
平成 年 月 日

秋田県知事 へ

市町村長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

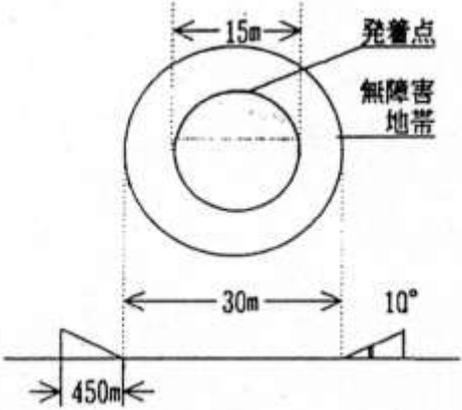
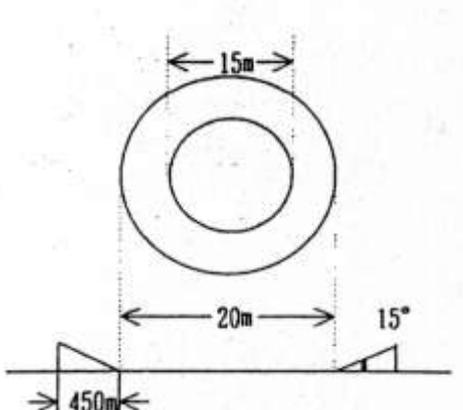
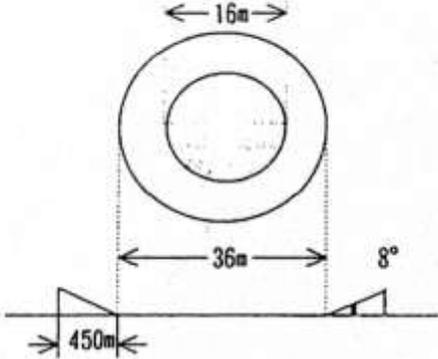
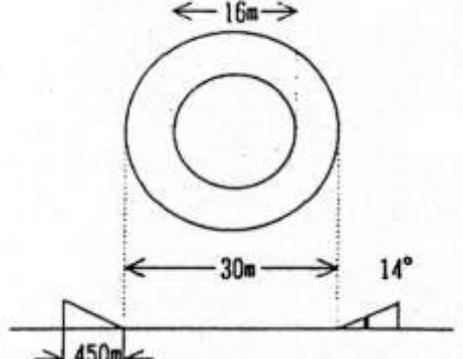
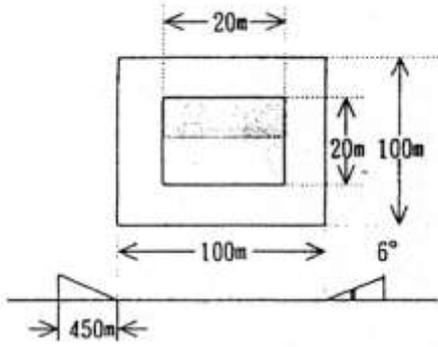
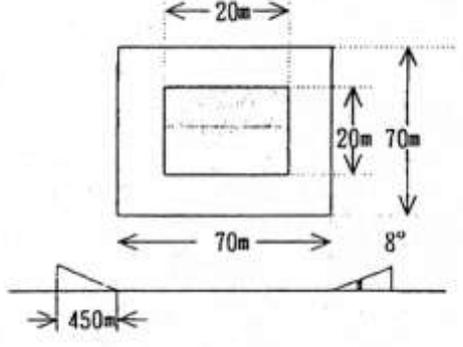
秋田県 郡 町の捜索・急需活動に当たっていた災害派遣部隊は、平成 年 月 日
時 分をもって撤収するよう、要請くださるようお願いいたします。

12-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧

第 24 災害応援協定に関する資料 24-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧のとおり。

12-3 臨時ヘリポート設定基準

1. 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積

区分	標準	応急
小型 (OH-6)	 <p>発着点 無障害地帯</p>	
中型 (BK-117c-1) (UH-1) (UH-60J)		
大型 (CH-47)		

(注 1) 発着点とは、安全・容易に接地するため準備された地点

(注 2) 無障害地帯とは、離着に障害とならない地域

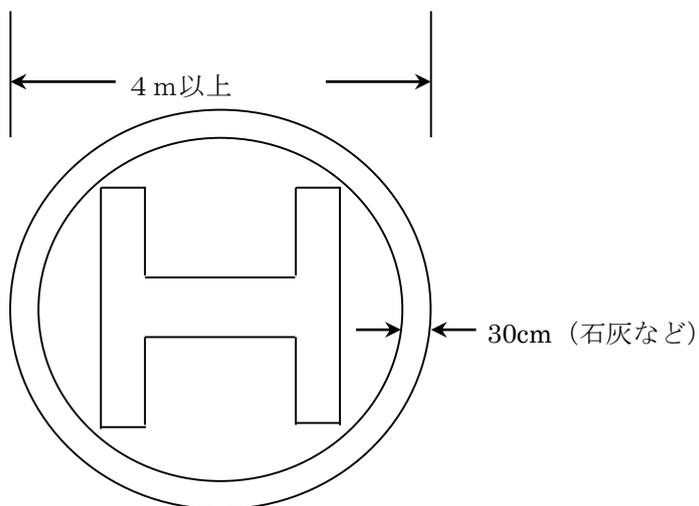
(注 3) 夜間については、発着場に簡易な照明必要

2. 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう処置すること。(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)
- (3) 草地の場合は硬質低草地であること。

3. 着陸点

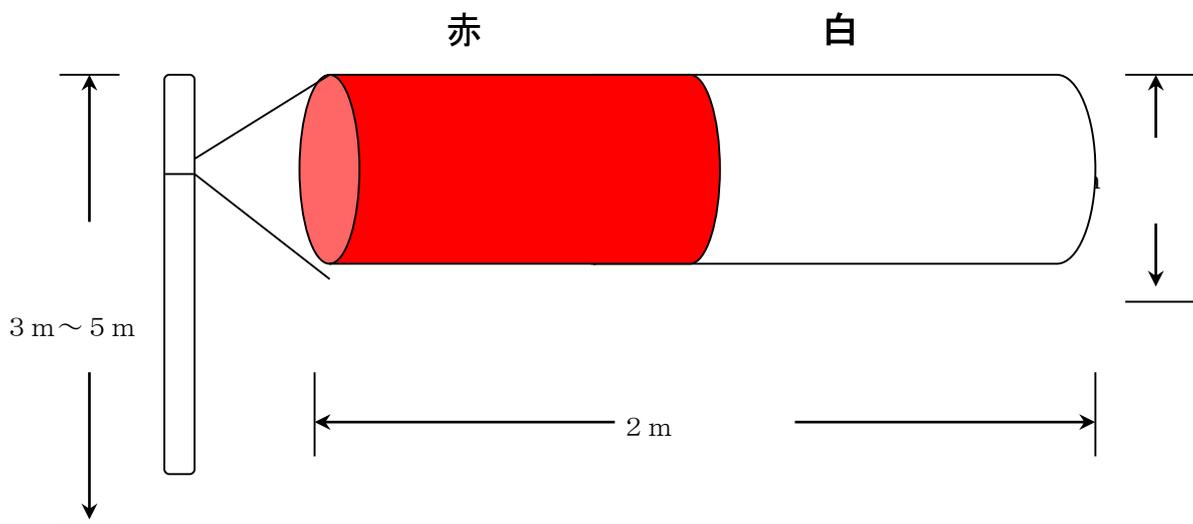
着陸点(直径 30m) のほぼ中央に石灰等で直径 4m 以上の正円を画き、中央に H 記号を風と平行方向に向けて標示する。



4. 着陸帯付近

着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所に吹き流し、又は旗を立てる。

- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度
- (3) 吹き流しがない場合は、吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚
- (4) 救急車など、車両の出入りの便がよい場所であること。
- (5) 電話など、通信手段の利用が可能であること。



12-4 臨時ヘリポート設置場所

1. 消防防災航空隊（防災ヘリ）

（平成28年1月末現在）

No.	設置場所	面積 m ²	設置の名称	土地管理者
1	五城目町字羽黒前 26	22,723	五城目小学校	町教育委員会
2	五城目町高崎字広ヶ野 200	39,537	五城目第一中学校	町教育委員会
3	五城目町大川下樋口字関合 13-1	6,074	旧大川小学校	町教育委員会
4	五城目町大川西野字田屋下 100	41,712	五城目高校	県教育委員会
5	五城目町富津内下山内字奈良崎 90-1	10,472	五城目町消防本部	五城目町

2. ドクターヘリ

ドクターヘリにおいては、別名「ランデブーポイント」とも言う。（平成28年1月末現在）

No.	設置場所	面積 m ²	設置の名称	土地管理者
1	五城目町字羽黒前 26	22,723	五城目小学校	町教育委員会
2	五城目町高崎字広ヶ野 200	39,537	五城目第一中学校	町教育委員会
3	五城目町大川下樋口字関合 13-1	6,074	旧大川小学校	町教育委員会
4	五城目町馬場目字蓬内台 117	7,544	旧馬場目小学校	五城目町
5	五城目町高崎字雀館下川原 7	—	雀館運動公園第3駐車場	町教育委員会
6	五城目町上樋口字中川原 124-1	—	雀館運動公園野球場	町教育委員会
7	五城目町内川湯ノ又字苗代沢 86-2	10,909	生きがいセンター	町教育委員会
8	五城目町馬場目字杉沢下台 59-1	6,415	友愛館	町教育委員会
9	五城目町大川西野字田屋下 100	41,712	五城目高校	県教育委員会
10	五城目町内川黒土字千刈台 1-1	—	ティディエス	ティディエス株式会社
11	五城目町富津内下山内字奈良崎 90-1	10,472	五城目町消防本部	五城目町

3. 緊急消防援助隊の受入に関するヘリコプター場外離着陸場

「五城目町消防本部緊急消防援助隊受援計画」に記載。

4. 陸上自衛隊ヘリ

（平成28年7月末現在）

No.	設置場所	面積 m ²	設置の名称	土地管理者
1	五城目町高崎字広ヶ野 200	—	五城目第一中学校（グラウンド）	町教育委員会
2	五城目町高崎字広ヶ野 200	—	五城目第一中学校（野球場）	町教育委員会
3	五城目町上樋口字中川原 124-1	—	雀館運動公園（野球場）	五城目町
4	五城目町富津内下山内字奈良崎 90-1	—	五城目町消防本部ヘリポート	五城目町

第 13 雪害予防に関する資料

13-1 緊急確保路線等の一覧表

【緊急確保路線】

実施主体は、国県ほか。

(平成 28 年 1 月末現在)

番号	路線番号	路線区分	路線名	除雪区間	延長	実施主体
1		高速	日本海沿岸東北自動車道		4,800	東日本高速道路株式会社東北支社
2		国道	国道 7 号線	大川井川町境界～八郎潟境界	1,400	国土交通省秋田河川国道事務所
3		〃	国道 285 号線	上樋口井川町境界～上小阿仁村富津内割山境界	16,500	秋田地域振興局
4	4	県道	能代五城目線	富津内大手～山本郡境	8,100	〃
5	15	〃	秋田八郎潟線	矢場崎八郎潟町境界～北ノ又	20,800	〃
6	219	〃	三倉鼻五城目線	大川竜馬橋～国道 7 号線大川分岐点	1,000	〃
7	220	〃	真坂五城目線	浦横町八郎潟境界～国道 285 号線畑町分岐点	3,000	〃

【1 級・2 級町道】

実施主体は、町。

- ・ 1 級町道：21 路線
- ・ 2 級町道：17 路線

※詳しくは、**五城目町町道認定路線網図（縮尺 1/25,000）**を参照。

第 1 4 農用地等湛水危険箇所に関する資料

14-1 農用地等湛水危険箇所表

本箇所については、町農林振興課で定めるものである。

町農林振興課（平成 28 年 1 月末現在）

箇所番号	位置		農用地の湛水状況		保全対象	
	大字	小字	農用地面積 (ha)	排水方法	人家 (戸)	公共施設
1	馬場目	杉沢下台 杉沢中台 杉沢上台 杉沢	32.6	自然排水	杉沢 33	集会所 1 友愛館 1

第 15 災害危険個所に関する資料

15-1 災害危険個所総括表

災害指定名	指 定 者	区 分	指定数	詳細箇所の掲載	町担当課
土砂災害警戒区域	県河川砂防課 地域振興局建設 部工務課	警戒区 域・特別 警戒区域	50	15-2	住民生活課
土砂災害警戒区域内の防 災上の配慮を要する者が 利用する施設	町		4	15-3	住民生活課
急傾斜地崩壊危険箇所	県河川砂防課	I	27	15-4	建設課
		II	26		
		III	人家がないため省略。		建設課
		その他	1	15-4 15-10	建設課
地すべり災害危険箇所	東北森林管理局		なし	—	農林振興課
地すべり危険地区	県森林整備課		5	15-5	農林振興課
地すべり災害危険箇所	農地整備課	指定分	なし	—	農林振興課
		未指定分	なし	—	
地すべり危険箇所	県河川砂防課		2	15-5	建設課
砂防指定地	県河川砂防課		21	15-6	建設課
土石流危険溪流	県河川砂防課	I	38	15-7	建設課
		II	36	15-7	
山腹崩壊危険地区	東北森林管理局		1	15-8	農林振興課
	県森林整備課		81	15-8	農林振興課
崩壊土石流危険地区	東北森林管理局		3	15-8	農林振興課
	県森林整備課		114	15-8	農林振興課
雪崩危険地区	東北森林管理局		なし	—	農林振興課
	県森林整備課		7	15-9	農林振興課
雪崩危険箇所	県河川砂防課		22	15-9	建設課

15-2 土砂災害警戒区域（担当課：住民生活課）

平成28年1月22日秋田県告示【第49号】及び【第50号】により、本町では初めてとなる土砂災害防止法の**土砂災害警戒区域**の指定が、内川地区（小倉町内を除く）でなされた。今後は、現地調査を終えている地区から順次指定がなされる予定です。以下、時系列告示ごとに記載。

なお、**土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）**の内、建物に危害が生じる特に危険な箇所を**土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）**としています。

県河川砂防課（平成28年10月末現在）

1. 平成28年1月22日秋田県告示【第49号】及び【第50号】 ※内川地区（小倉町内を除く）

(1) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）を含む箇所（告示【第49号】）

No.	整理番号	現象	指定区域名	所在地 (小字まで)	危険箇所 番号	備考
1	2228	急傾斜	浅見内	五城目町内川浅見内字札ノ前	I-547	
2	2229	急傾斜	浅見内1号	五城目町内川浅見内字札ノ前	II-603	
3	2230	急傾斜	浅見内2号	五城目町内川浅見内字後田	I-549	
4	2231	急傾斜	浅見内3号	五城目町内川浅見内字谷地田及び堂ノ下	II-604	
5	2232	急傾斜	谷地田	五城目町内川浅見内字後田	I-550	湯の越の里ショートステイ含む。
6	2233	急傾斜	湯ノ又	五城目町内川湯ノ又字金ヶ沢	I-552	
7	2234	急傾斜	湯ノ又1号	五城目町内川湯ノ又字日ノ沢	I-553	
8	2235	急傾斜	黒土	五城目町内川黒土字沼ノ上	I-560	
9	2236	急傾斜	後田	五城目町内川浅見内字後田及び同町内川湯ノ又字苗代沢	I-1291	
10	2237	急傾斜	千刈台1号	五城目町内川黒土字千刈台及び大沢口	I-1293	
11	2238	急傾斜	金ヶ沢	五城目町内川湯ノ又字金ヶ沢	II-605	
12	2239	急傾斜	湯の越1号	五城目町内川浅見内字後田	新規箇所	湯の越温泉サービスセンター、グループホーム湯の越の家含む。
13	2240	土石流	丸の前沢	五城目町内川浅見内字札ノ前	I-1291	
14	2241	土石流	浅見内沢1	五城目町内川浅見内字谷地田及び堂ノ下	II-1328	
15	2242	土石流	浅見内沢2	五城目町内川浅見内字谷地田	I-1292	
16	2243	土石流	湯の越沢	五城目町内川浅見内字後田	I-1293	
17	2244	土石流	後田沢	五城目町内川浅見内字後田	I-1294	
18	2245	土石流	水上沢	五城目町内川黒土字沼ノ上	I-1298	
19	2246	土石流	黒土沢3	五城目町内川黒土字上川原、下河原及び千刈台並びに同町富津内富田字大ナコ	I-1299	
20	2247	土石流	札ノ前沢	五城目町内川浅見内字札ノ前及び後田	II-1327	
21	2248	土石流	苗代沢沢2	五城目町内川湯ノ又字苗代沢及び同町内川浅見内字小川口	II-1329	
22	2249	土石流	小川口沢	五城目町内川浅見内字小川口	II-1330	
23	2250	土石流	日ノ沢沢	五城目町内川湯ノ又字日ノ沢	II-1331	
24	2251	土石流	日ノ沢	五城目町内川湯ノ又字日ノ沢	II-1332	
25	2252	土石流	黒土沢1	五城目町内川黒土字沼ノ上	II-1333	

No.	整理番号	現象	指定区域名	所在地 (小字まで)	危険箇所 番号	備考
26	2253	土石流	沼ノ上沢	五城目町内川黒土字千刈台、大沢口及び沼ノ上	Ⅱ-1334	
27	2254	土石流	松沢	五城目町内川黒土字千刈台、沼ノ上及び上川原並びに同町富津内富田字大ナコ	Ⅱ-1335	

(2) 土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)のみの箇所(告示【第50号】)

No.	整理番号	現象	指定区域名	所在地 (小字まで)	整理番号	備考
28	2282	土石流	苗代沢沢1	五城目町内川湯ノ又字苗代沢	I-1307	

2. 平成28年3月1日秋田県告示【第149号】及び【第150号】 ※森山地区(一部浦横を除く)

(1) 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)を含む箇所(告示【第149号】)

No.	整理番号	現象	指定区域名	所在地 (小字まで)	危険箇所 番号	備考
29	2391	急傾斜	神明前	五城目町字神明前	I-565	
30	2392	急傾斜	七倉1号	五城目町字七倉	I-1295	
31	2393	急傾斜	七倉2号	五城目町字七倉	Ⅲ-118	
32	2394	急傾斜	七倉3号	五城目町字七倉	Ⅲ-119	
33	2395	土石流	稲荷前沢	五城目町字稲荷前及び神明前	I-1304	
34	2396	土石流	神明前沢	五城目町字神明前	I-1305	
35	2397	土石流	矢場崎沢2	五城目町小池字森山下	I-1306	
36	2398	土石流	矢場崎沢3	五城目町小池字森山下及び岡本下台並びに同町野田字下台・八郎潟町野田字下台	I-1308	
37	2399	土石流	岡本沢2	五城目町小池字森山下、岡本家ノ下及び岡本下台	I-1310	
38	2400	土石流	森山下沢1	五城目町小池字森山下、岡本家ノ下及び岡本杉ノ下	I-1311	
39	2401	土石流	盛山下沢	五城目町浦横町字盛山下及び山際道ノ下	I-1312	
40	2402	土石流	森山下沢2	五城目町字七倉及び神明前	Ⅱ-1358	

(2) 土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)のみの箇所(告示【第150号】)

No.	整理番号	現象	指定区域名	所在地 (小字まで)	整理番号	備考
41	2467	土石流	矢場崎沢1	五城目町小池字森山下及び岡本下台	I-1307	
42	2468	土石流	岡本沢1	五城目町小池字森山下、岡本家ノ下及び岡本下台並びに同町野田字下台・八郎潟町野田字下台及び同町小池字岡本下台	I-1309	

3. 平成28年10月18日秋田県告示【第561号】及び【第562号】 ※兎品沢周辺ほか

(1) 土砂災害特別警戒区域(通称:レッドゾーン)を含む箇所(告示【第561号】)

No.	整理番号	現象	指定区域名	所在地 (小字まで)	危険箇所 番号	備考
43	3770	急傾斜地	下山根	五城目町富津内下山内字下山根	Ⅱ-680	
44	3771	急傾斜地	兎品沢	五城目町字兎品沢	Ⅲ-117-1 ~4	

No.	整理番号	現象	指定区域名	所在地 (小字まで)	危険箇所 番号	備考
45	3772	土石流	五城目沢 2	五城目町字羽黒前	I-1303	五城目小学校含む。
46	3773	土石流	五城目沢 6	五城目町字兎品沢	III-0347	
47	3774	土石流	五城目沢 5	五城目町字兎品沢	III-0348	
48	3775	土石流	五城目沢 4	五城目町字兎品沢	III-0349	

(2) 土砂災害警戒区域(通称:イエローゾーン)のみの箇所(告示【第562号】)

No.	整理番号	現象	指定区域名	所在地 (小字まで)	整理番号	備考
49	3803	土石流	五城目沢 1	五城目町字羽黒前	I-1302	五城目小学校含む。
50	3804	土石流	五城目沢 3	五城目町字兎品沢	III-0350- 1・2	

15-3 土砂災害警戒区域内の防災上の配慮を要する者が利用する施設（担当課：住民生活課）

平成 27 年 1 月施行の改正土砂災害防止法により、**土砂災害警戒区域**内の社会福祉施設、学校施設、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報の伝達等に関する事項を定めることになっている。

これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、町は確実に周知がなされるよう情報伝達体制の確立に努める。また、土砂災害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化など、ソフト・ハード両面の対策を講ずる必要があることから、町はこれらの施設の立地状況やハード対策の状況について定期的に把握していく。

1. 社会福祉施設

箇所番号 (現象)	箇所名	土砂災害 警戒区域 区分	施設名称 (法人名称)	開設年 (定員)	住所・電話(FAX)番号	情報の 伝達手 段
I-550 (急傾斜)	谷地田	特別警戒 区域(レ ッドゾ ン)	湯の越の里ショ ートステ イ (湯の越の里株)	H25 (20 人)	五城目町内川浅見内 字後田 125-5 018-854-2112 (018-853-7718)	電話
— (急傾斜)	湯の越 1号	警戒区域 (イエロ ーゾ ン)	湯の越温泉デイ サービスセン ター (湯の越の里株)	H15 (27 人)	五城目町内川浅見内 字後田 125-5 018-854-2888 (018-854-2623)	電話
		特別警戒 区域(レ ッドゾ ン)	グループホーム湯 の越の家 (湯の越の里株)	H15 (18 人)	五城目町内川浅見内 字後田 125-5 018-854-2470 (018-854-2623)	電話

2. 学校施設

箇所番号 (現象)	箇所名	土砂災害 警戒区域 区分	施設名称 (法人名称)	年月末 (児童)	住所・電話(FAX)番号	情報の 伝達手 段
I-1303 (土石流)	五城目 沢 2	警戒区域 (イエロ ーゾ ン)	五城目小学校	H28.9 (277 人)	五城目町字羽黒前 26 018-852-2050 (018-852-9078)	電話
I-1302 (土石流)	五城目 沢 1	警戒区域 (イエロ ーゾ ン)	五城目小学校	H28.9 (277 人)	五城目町字羽黒前 26 018-852-2050 (018-852-9078)	電話

15-4 急傾斜地崩壊危険箇所（担当課：建設課）

1. ランク I

（平成28年1月末現在）

No.	番号	箇所名	市町村	大字	小字	人家 (戸)	告示		面積 (ha)	危険箇所 番号
							年月日	番号		
1	648	浅見内	五城目町	内川浅見内	札ノ前	10	S54.12.27	1035	1.4	I-547
2	649	浅見内2号	五城目町	内川浅見内	後田	14	H5.3.19	199	0.14	I-549
3	650	谷地田	五城目町	内川浅見内	後田	5				I-550
4	651	湯ノ又	五城目町	内川湯ノ又	金ヶ沢	15	S57.4.3	294	0.8	I-552
5	652	湯ノ又1号	五城目町	内川湯ノ又	日ノ沢	5				I-553
6	653	小倉	五城目町	内川小倉	十二ノ前	9				I-554
7	654	小倉1号	五城目町	内川小倉	十二ノ前	10				I-555
8	655	高田	五城目町	富津内中津又	高田	9	H8.12.13	798	0.83	I-556
9	656	落合	五城目町	富津内中津又	落合	15				I-557
10	657	脇村	五城目町	富津内中津又	山居沢	16	H5.3.19 H6.3.25	199 195	1.86	I-558
11	658	富津内八田	五城目町	富津内中津又	住吉	9	S55.3.25	201	1.1	I-559
12	659	黒土	五城目町	内川黒土	沼ノ上	11				I-560
13	660	富田1号	五城目町	富津内富田	下川原	11				I-562
14	661	希望ヶ丘	五城目町	富津内下山内	奈良崎	6				I-563
15	662	浦横町	五城目町	浦横町	館ノ下	10	H10.6.16	413	0.27	I-564
16	663	神明前	五城目町	五城目	神明前	19	S54.12.27	1035	0.5	I-565
17	664	館町	五城目町	上樋口	堂社	11	H8.10.25	683	0.27	I-566
18	665	寺庭	五城目町	馬場目	寺庭	19	S54.12.27 S55.12.27	1035 1046	1.3	I-569
19	666	中村	五城目町	馬場目	大吹沢	5	S55.3.25	201	1	I-572
20	667	大吹沢	五城目町	馬場目	大吹沢	5	S60.8.9	472	0.92	I-573
21	668	後田	五城目町	内川浅見内	後田	1				I-1291
22	669	六郎沢	五城目町	富津内中津又	六郎沢	1				I-1292
23	670	千刈台1号	五城目町	内川黒土	千刈台	5				I-1293
24	671	猿田沢	五城目町	富津内下山内	猿田沢	7				I-1294
25	672	七倉1号	五城目町	五城目	七倉	8				I-1295
26	673	館回	五城目町	館越	館回	7				I-1296
27	674	蓬内台1号	五城目町	馬場目	蓬内台	1				I-1297

2. ランク II

（平成28年1月末現在）

No.	番号	箇所名	市町村	大字	小字	人家 (戸)	告示		面積 (ha)	危険箇所 番号
							年月日	番号		
1	591	浅見内1号	五城目町	内川浅見内	札ノ前	4				II-603
2	592	浅見内3号	五城目町	内川浅見内	谷地田	4				II-604
3	593	金ヶ沢	五城目町	内川湯ノ又	金ヶ沢	4				II-605
4	594	五百刈1号	五城目町	内川小倉	五百刈	1				II-606
5	595	五百刈2号	五城目町	内川小倉	五百刈	3				II-607
6	596	下山根	五城目町	富津内下山内	下山根	2				II-608
7	597	川堤1号	五城目町	富津内中津又	川堤	1				II-609
8	598	川堤2号	五城目町	富津内中津又	川堤	1				II-610
9	599	釜ノ沢	五城目町	富津内中津又	釜ノ沢	2				II-611
10	600	高野	五城目町	富津内中津又	高野	1				II-612
11	601	台	五城目町	富津内中津又	台	1				II-613
12	602	御蔵下	五城目町	富津内中津又	御蔵下	2				II-614
13	603	千刈台2号	五城目町	内川黒土	千刈台	1				II-615

No.	番号	箇所名	市町村	大字	小字	人家 (戸)	告示		面積 (ha)	危険箇所 番号
							年月日	番号		
14	604	杉野	五城目町	富津内富田	杉野	3				II-616
15	605	雷	五城目町	富津内富田	雷	2				II-617
16	606	高崎	五城目町	高崎	八田	3				II-618
17	607	馬場目字門前	五城目町	馬場目	門前	1				II-619
18	608	蓬内台2号	五城目町	馬場目	蓬内台	1				II-620
19	609	中村2号	五城目町	馬場目	中村	2				II-621
20	610	小野台	五城目町	馬場目	小野台	3				II-622
21	611	水沢	五城目町	馬場目	水沢	4				II-623
22	612	水沢1号	五城目町	馬場目	水沢	3				II-624
23	613	関ヶ沢1号	五城目町	馬場目	関ヶ沢	4				II-625
24	614	関ヶ沢2号	五城目町	馬場目	関ヶ沢	3				II-626
25	615	坊井地	五城目町	馬場目	坊井地	1				II-627
26	616	北ノ又	五城目町	馬場目	北ノ又	3				II-628

3. その他

(平成28年1月末現在)

No.	番号	箇所名	市町村	大字	小字	人家 (戸)	告示		面積 (ha)	危険箇所 番号
							年月日	番号		
1		馬場目字門前	五城目町	馬場目	門前	1				

【注】対策工事は県単事業で実施済み。15-10 平成25年度局所がけ崩れ対策事業対象箇所を参照。

15-5 地すべり（担当課：農林振興課、建設課）

1. 地すべり危険地区（県森林整備課）

（平成19年4月現在）

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道 路
3619	0001	五城目町	富津内山内	小倉	26.87	10		国道
3619	0002	五城目町	富津内中津又	高野沢	15.75	29		国道
3619	0003	五城目町	中津又	入通沢	51.75			町道
3619	0004	五城目町	馬場目	中村	78.82	15		
3619	0005	五城目町	馬場目	恋地	8.25			町道

2. 地すべり危険箇所（県河川砂防課）

（平成28年1月末現在）

番号	振興局	箇所名	市町村	大字	水系名	幹川名	溪流名	危険箇所面積 (ha)	地すべり防止区域 (法指定)		
									指定 年月日	告示 番号	指定面 積(ha)
81	秋田	富津内	五城目町	富津内 中津又	馬場目川	富津内川	富津内川	33.00			
82	秋田	落合	五城目町	富津内 中津又	馬場目川	富津内川	富津内川	22.50			

15-6 砂防指定地（担当課：建設課）

県河川砂防課（平成28年1月末現在）

No.	整理 番号	告 示		溪 流 名	所 在 地			指定面積 (ha)	現市町村 名
		年月日	番号		郡・市	町・村	大 字		
1	92	S29.10.9	1449	馬場目川	南秋田郡	五城目町	水沢恋地	38.18	
2	171	S36.3.7	317	千日川	南秋田郡	五城目町	富津内	2.93	
3	199	S37.12.10	3005	内川川	南秋田郡	五城目町	内川	1.72	
4	200	S37.12.10	3005	阿仁又沢川	南秋田郡	五城目町	馬場目	1.65	
5	370	S40.1.12	14	中津又沢川	南秋田郡	五城目町	富津内	4.40	
6	371	S40.1.12	14	北口沢川	南秋田郡	五城目町	富津内	8.00	
7	372	S40.1.12	14	馬場目川	南秋田郡	五城目町	馬場目	43.37	
8	373	S40.1.12	14	北ノ又沢川	南秋田郡	五城目町	馬場目	31.21	
9	374	S40.1.12	14	大倉又沢川	南秋田郡	五城目町	馬場目	62.19	
10	375	S40.1.12	14	臼内川	南秋田郡	五城目町	馬場目	30.61	
11	448	S40.7.28	2055	沢内川	南秋田郡	五城目町	馬場目	4.62	
12	449	S40.7.28	2055	小川口川	南秋田郡	五城目町	内川浅見内・ 湯ノ又	7.56	
13	450	S40.7.28	2055	寺庭川	南秋田郡	五城目町	馬場目	3.68	
14	451	S40.7.28	2055	滝ノ下川	南秋田郡	五城目町	内川浅見内	8.55	
15	778	S43.2.19	200	家の沢川	南秋田郡	五城目町	内川浅見内	6.24	
16	779	S43.2.19	200	金ヶ沢川	南秋田郡	五城目町	内川湯ノ又	7.82	
17	1355	H3.4.9	1016	タヤノ沢川	南秋田郡	五城目町	馬場目	1.41	
18	1514	H8.12.11	2244	滝ノ下川	南秋田郡	五城目町	内川浅見内	76.57	
19	1535	H9.12.22	2189	クロビシ沢	南秋田郡	五城目町	水沢	11.11	
20	1536	H9.12.22	2189	滝ノ下川	南秋田郡	五城目町	浅見内	0.40	
21	1638	H16.08.12	934	湯の越沢	南秋田郡	五城目町	内川浅見内	0.73	

15-7 土石流危険溪流（担当課：建設課）

1. 土石流危険溪流 [I]

県河川砂防課（平成28年1月末現在）

No.	新番号	旧番号 (溪流番号)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		流域 面積 (Km ²)	保全対象		砂防 指定 地の 有無
						町・村	字		人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設及び公 共施設等	
1	I-1276	361-I-001	馬場目川	馬場目川	杉沢1	五城目町	馬場目	0.17	0	発電所1	有
2	I-1277	361-I-002	"	馬場目川	タヤノ沢川	五城目町	馬場目	1.25	0	保育園1 県道0.13km	有
3	I-1278	361-I-003	"	馬場目川	袋み沢	五城目町	馬場目	0.02	9		
4	I-1279	361-I-004	"	馬場目川	クロビシ沢	五城目町	馬場目	0.07	17	公民館1	有
5	I-1280	361-I-005	"	馬場目川	水沢	五城目町	馬場目	0.47	6	公民館1 県道0.14km	
6	I-1281	361-I-006	"	馬場目川	大吹沢	五城目町	馬場目	0.15	10		
7	I-1282	361-I-007	"	馬場目川	米内沢	五城目町	馬場目	1.00	13		
8	I-1283	361-I-008	"	馬場目川	薬師山沢	五城目町	馬場目	0.09	8		
9	I-1284	361-I-009	"	馬場目川	寺庭沢1	五城目町	馬場目	0.05	15		
10	I-1285	361-I-010	"	高千沢	高田沢2	五城目町	富津内中津又	0.03	4	公民館1	
11	I-1286	361-I-011	"	高千川	高田沢	五城目町	富津内中津又	0.03	20		
12	I-1287	361-I-012	"	富津内川	落合沢	五城目町	富津内中津又	0.01	6	国道0.10km	
13	I-1288	361-I-013	"	富津内川	己布沢1	五城目町	富津内中津又	0.03	5	国道0.13km	
14	I-1289	361-I-014	"	富津内川	己布沢2	五城目町	富津内中津又	0.05	9	国道0.11km	
15	I-1290	361-I-015	"	富津内川	富田沢	五城目町	豊津内豊田	0.03	6		
16	I-1291	361-I-016	"	内川川	丸の前沢	五城目町	内川浅見内	0.01	5	県道0.09km	
17	I-1292	361-I-017	"	内川川	浅見内沢2	五城目町	内川浅見内	0.01	7		
18	I-1293	361-I-018	"	内川川	湯の越沢	五城目町	内川浅見内	0.05	10	県道0.14km	有
19	I-1294	361-I-019	"	内川川	後田沢	五城目町	内川湯ノ又	0.19	3	保育園1 県道0.16km	
20	I-1295	361-I-020	"	内川川	苗代沢沢1	五城目町	内川湯ノ又	0.06	0	生きがいセン ター1 県道0.07km	
21	I-1296	361-I-021	"	小倉川	小倉沢3	五城目町	内川小倉	0.09	5	部落公会堂1 集荷所1	
22	I-1297	361-I-022	"	小倉川	屋布沢沢	五城目町	内川小倉	0.10	0	清掃センター1	
23	I-1298	361-I-023	"	内川川	水上沢	五城目町	内川黒土	0.06	8	出荷所1	
24	I-1299	361-I-024	"	内川川	黒土沢3	五城目町	内川黒土	0.03	7	県道0.09km	
25	I-1300	361-I-025	"	富津内川	猿田沢	五城目町	富津内下山内	0.03	5	温泉1	
26	I-1301	361-I-026	"	富津内川	大手沢	五城目町	富津内下山内	0.02	3	寺1	
27	I-1302	361-I-027	"	馬場目川	五城目沢1	五城目町	五城目	0.04	0	小学校1	
28	I-1303	361-I-028	"	馬場目川	五城目沢2	五城目町	五城目	0.03	0	小学校1	
29	I-1304	361-I-029	"	馬場目川	稻荷前沢	五城目町	五城目	0.13	0	斎場1	
30	I-1305	361-I-030	"	馬場目川	神宮前沢	五城目町	五城目	0.08	11		
31	I-1306	361-I-031	"	馬場目川	矢場崎沢2	五城目町	小池	0.04	19	県道0.08km	
32	I-1307	361-I-032	"	馬場目川	矢場崎沢1	五城目町	小池	0.02	14	公民館1 県道0.09km	
33	I-1308	361-I-033	"	馬場目川	矢場崎沢3	五城目町	小池	0.13	20	県道0.09km	
34	I-1309	361-I-034	"	馬場目川	岡本沢1	五城目町	小池	0.10	19	県道0.19km	
35	I-1310	361-I-035	"	馬場目川	岡本沢2	五城目町	小池	0.08	15	寺1 集会所1 県道0.11km	
36	I-1311	361-I-036	"	馬場目川	森山下沢1	五城目町	小池	0.11	5	公民館1 県道0.16km	
37	I-1312	361-I-037	"	馬場目川	盛山下沢	五城目町	浦横町	0.05	1	公民館1 県道0.10km	
38	I-1313	361-I-038	"	馬場目川	蛇喰沢2	五城目町	馬場目	0.06	2	自然館1 県道0.24km	

【注】流域面積(k m²)以下右側の項目については、H19年4月現在の数値。

2. 土石流危険溪流〔Ⅱ〕

県河川砂防課（平成28年1月末現在）

No.	新番号	旧番号 (溪流番号)	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		流域 面積 (Km ²)	保全対象		砂防 指定 地の 有無
						町・村	字		人家 戸数 (戸)	災害時要援護 者関連施設及 び公共施設等	
1	Ⅱ-1323	361-Ⅱ-001	馬場 目川	小倉川	桶ノ口沢	五城目町	内川小倉	0.05	3		
2	Ⅱ-1324	361-Ⅱ-002	"	小倉川	小倉沢1	五城目町	内川小倉	0.02	3		
3	Ⅱ-1325	361-Ⅱ-003	"	小倉川	小倉沢2	五城目町	内川小倉	0.03	4		
4	Ⅱ-1326	361-Ⅱ-004	"	小倉川	五百刈沢	五城目町	内川小倉	0.03	1		有
5	Ⅱ-1327	361-Ⅱ-005	"	内川川	札ノ前沢	五城目町	内川浅見内	0.06	1		
6	Ⅱ-1328	361-Ⅱ-006	"	内川川	浅見内沢1	五城目町	内川浅見内	0.03	2		
7	Ⅱ-1329	361-Ⅱ-007	"	内川川	苗代沢沢2	五城目町	内川湯ノ又	0.03	1		有
8	Ⅱ-1330	361-Ⅱ-008	"	小川口川	小川口沢	五城目町	内川浅見内	0.02	3		有
9	Ⅱ-1331	361-Ⅱ-009	"	富津内川	日ノ沢沢	五城目町	内川湯ノ又	0.05	4		有
10	Ⅱ-1332	361-Ⅱ-010	"	内川川	日ノ沢	五城目町	内川湯ノ又	0.01	4		
11	Ⅱ-1333	361-Ⅱ-011	"	内川川	黒土沢1	五城目町	内川黒土	0.01	3		
12	Ⅱ-1334	361-Ⅱ-012	"	富津内川	沼ノ上沢	五城目町	内川黒土	0.01	2		
13	Ⅱ-1335	361-Ⅱ-013	"	内川川	松沢	五城目町	内川黒土	0.07	4		
14	Ⅱ-1336	361-Ⅱ-014	"	富津内川	川堤沢	五城目町	川堤	0.11	2		
15	Ⅱ-1337	361-Ⅱ-015	"	富津内川	釜ノ沢沢2	五城目町	富津内中津又	0.01	2	国道 0.05km	
16	Ⅱ-1338	361-Ⅱ-016	"	富津内川	釜ノ沢沢2	五城目町	富津内中津又	0.01	2	国道 0.09km	
17	Ⅱ-1339	361-Ⅱ-017	"	富津内川	入水沢	五城目町	富津内中津又	0.04	1		
18	Ⅱ-1340	361-Ⅱ-018	"	富津内川	落合沢2	五城目町	富津内中津又	0.01	3	国道 0.06km	
19	Ⅱ-1341	361-Ⅱ-019	"	高千沢	千日沢1	五城目町	富津内中津又	0.07	4		
20	Ⅱ-1342	361-Ⅱ-020	"	高千川	千日沢2	五城目町	富津内中津又	0.04	3		
21	Ⅱ-1343	361-Ⅱ-021	"	高千川	高田沢3	五城目町	富津内中津又	0.01	2		
22	Ⅱ-1344	361-Ⅱ-022	"	高千沢	高田沢4	五城目町	富津内中津又	0.02	2		
23	Ⅱ-1345	361-Ⅱ-023	"	富津内川	山居沢沢	五城目町	富津内中津又	0.04	1		
24	Ⅱ-1346	361-Ⅱ-024	"	富津内川	脇村沢	五城目町	富津内中津又	0.02	3		
25	Ⅱ-1347	361-Ⅱ-025	"	富津内川	山居沢沢	五城目町	富津内中津又	0.02	4		
26	Ⅱ-1348	361-Ⅱ-026	"	富津内川	住吉沢1	五城目町	富津内中津又	0.01	1		
27	Ⅱ-1349	361-Ⅱ-027	"	富津内川	住吉沢2	五城目町	富津内中津又	0.06	3	国道 0.17km	
28	Ⅱ-1350	361-Ⅱ-028	"	富津内川	下川原沢	五城目町	富津内富田	0.08	3		
29	Ⅱ-1351	361-Ⅱ-029	"	馬場目川	小立花沢	五城目町	浦横町	0.03	4		
30	Ⅱ-1352	361-Ⅱ-030	"	馬場目川	北ノ又沢	五城目町	馬場目	0.08	1	県道 0.10km	
31	Ⅱ-1353	361-Ⅱ-031	"	馬場目川	蛇喰沢1	五城目町	馬場目	0.18	1	県道 0.10km	
32	Ⅱ-1354	361-Ⅱ-033	"	馬場目川	中村沢	五城目町	馬場目	0.02	2		
33	Ⅱ-1355	361-Ⅱ-034	"	馬場目川	寺庭沢2	五城目町	馬場目	0.09	4		
34	Ⅱ-1356	361-Ⅱ-035	"	馬場目川	館越沢	五城目町	館越	0.02	4		
35	Ⅱ-1357	361-Ⅱ-036	"	馬場目川	中泉田沢	五城目町	高崎	0.02	2		
36	Ⅱ-1358	361-Ⅱ-037	"	馬場目川	森山下沢2	五城目町	小池	0.01	1		

【注】流域面積(k m²)以下右側の項目については、H19年4月現在の数値。

15-8 山 地（担当課：農林振興課）

1. 山腹崩壊危険地区

東北森林管理局（平成19年4月現在）

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保安対象			摘要
市町村	地区	市町村	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
3619	1	五城目町	馬場目	杉沢	9.00			林	
計	1				9.00				

2. 山腹崩壊危険地区

県森林整備課（平成19年4月現在）

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地区	市町村	大字	字		人家等	公共施設	道 路
3619	0001	五城目町	浦横町	館ノ下	7	30		町道
3619	0002	五城目町	浦横町	盛山下	13	22		県道
3619	0003	五城目町	小池	森山下	31	30		県道
3619	0004	五城目町	小池	森山下	10	31		県道
3619	0005	五城目町	五城目	七倉	4	29	1	町道
3619	0006	五城目町	五城目	神明前	3	17		県道
3619	0007	五城目町	五城目	羽黒前	10	5	1	町道
3619	0008	五城目町	五城目	兔品沢	2	3		町道
3619	0009	五城目町	下山内	古比屋沢	4	3		町道
3619	0010	五城目町	下山内	猿田沢	3	6		国道
3619	0011	五城目町	小倉	屋布沢	1			町道
3619	0012	五城目町	小倉	屋布沢	6	20		町道
3619	0013	五城目町	小倉	樋ノ口	2	12		町道
3619	0014	五城目町	小倉	樋ノ口	5	17		町道
3619	0015	五城目町	小倉	十二の前	4	16		町道
3619	0016	五城目町	小倉	五百刈	8	18		町道
3619	0017	五城目町	小倉	牛の首	3			町道
3619	0018	五城目町	小倉	小倉口	6			町道
3619	0019	五城目町	浅見内	堂ノ下	3	15		町道
3619	0020	五城目町	浅見内	大場	4			県道
3619	0021	五城目町	浅見内	猿田沢	3			県道
3619	0022	五城目町	浅見内	沢田沢口	2			県道
3619	0023	五城目町	浅見内	滝の下	4			林道
3619	0024	五城目町	浅見内	滝の下	2			林道
3619	0025	五城目町	浅見内	滝の下	7			林道
3619	0026	五城目町	浅見内	滝の下	7			林道
3619	0027	五城目町	浅見内	滝の下	10			町道
3619	0028	五城目町	浅見内	札の前	3	13		県道
3619	0029	五城目町	浅見内	後田	11	80	1	県道
3619	0030	五城目町	浅見内	後田	4	20		県道
3619	0031	五城目町	浅見内	家の沢	12	29	1	町道
3619	0032	五城目町	湯ノ又	金ヶ沢	9	11		町道
3619	0033	五城目町	湯ノ又	小川口沢	5			町道
3619	0034	五城目町	湯ノ又	菅ヶ沢	5			町道
3619	0035	五城目町	湯ノ又	大四郎沢	7			町道
3619	0036	五城目町	湯ノ又	日の沢	6	30		町道
3619	0037	五城目町	湯ノ又	日の沢	5	5		県道
3619	0038	五城目町	黒土	千刈台	4	8		町道
3619	0039	五城目町	中津又	住吉	5			国道
3619	0040	五城目町	中津又	長面	12	30		国道

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地区	市町村	大字	字		人家等	公共施設	道路
3619	0041	五城目町	中津又	乙市	9	20		国道
3619	0042	五城目町	中津又	中津又	3	18		町道
3619	0043	五城目町	中津又	山居沢	1	16		町道
3619	0044	五城目町	中津又	山居沢	1	6		町道
3619	0045	五城目町	中津又	山居沢	2			国道
3619	0046	五城目町	中津又	山居沢	1			国道
3619	0047	五城目町	中津又	落合	9	27	1	国道
3619	0048	五城目町	中津又	八幡下	5			国道
3619	0049	五城目町	中津又	八幡下	3	22		国道
3619	0050	五城目町	中津又	ナメタラ	1	2		町道
3619	0051	五城目町	中津又	川堤	4	12		国道
3619	0052	五城目町	中津又	川堤	12	2		国道
3619	0053	五城目町	中津又	川堤	1			町道
3619	0054	五城目町	中津又	川堤	3	1		国道
3619	0055	五城目町	中津又	川堤	2	10		国道
3619	0056	五城目町	中津又	高田	9	30		県道
3619	0057	五城目町	中津又	岩見沢	5	10		県道
3619	0058	五城目町	中津又	入通沢	1	1		県道
3619	0059	五城目町	中津又	入通沢	1			県道
3619	0060	五城目町	中津又	入通沢	1			県道
3619	0061	五城目町	中津又	入通沢	1			県道
3619	0062	五城目町	中津又	入通沢	2			県道
3619	0063	五城目町	中津又	若宮	2			林道
3619	0064	五城目町	馬場目	米内沢	3	25		町道
3619	0065	五城目町	馬場目	落合	1	6		県道
3619	0066	五城目町	馬場目	落合	3			県道
3619	0067	五城目町	馬場目	杉沢水上	1	2	1	町道
3619	0068	五城目町	馬場目	十二の台	2	2		県道
3619	0069	五城目町	馬場目	恋地	1	35		町道
3619	0070	五城目町	馬場目	関ヶ沢	3	13		県道
3619	0071	五城目町	馬場目	関ヶ沢	5			県道
3619	0072	五城目町	馬場目	川台	3			県道
3619	0073	五城目町	馬場目	川台	1			県道
3619	0074	五城目町	馬場目	川台	2			県道
3619	0075	五城目町	馬場目	川台	2			県道
3619	0076	五城目町	馬場目	水沢滝の沢	2			県道
3619	0077	五城目町	馬場目	水沢滝の沢	1			県道
3619	0078	五城目町	馬場目	水沢	5	22		県道
3619	0079	五城目町	馬場目	平の下	10	15		県道
3619	0080	五城目町	馬場目	猿沢	3	40	2	町道
3619	0081	五城目町	館越	館回	1	20		県道

3. 崩壊土石流危険地区

東北森林管理局（平成19年4月現在）

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保安対象			摘要
市町村コード	地区	市町村	大字	地区名		人家戸数	公共施設	道路	
3619	1	五城目町	馬場目	黒沢	2.40		1	県	
3619	2	五城目町	馬場目	タヤノ沢	2.52		2	県	
3619	3	五城目町	馬場目	関ヶ沢	3.60	26		県	
計	3				8.52	26	3		

4. 崩壊土石流危険地区

県森林整備課（平成19年4月現在）

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地区	市町村	大字	字		人家等	公共施設	道路
3619	0001	五城目町	小池	森山下	0.5	20		町道
3619	0002	五城目町		神明前	0.4	50	1	国道
3619	0003	五城目町		稲荷前	0.7	50	1	国道
3619	0004	五城目町		稲荷前	0.8	50		国道
3619	0005	五城目町		兔品沢	1.3	100	1	国道
3619	0006	五城目町		兔品沢	0.6	7		国道
3619	0007	五城目町	下山内	猿田沢	0.5	7		国道
3619	0008	五城目町	小倉	橋掛沢	3.3	15		県道
3619	0009	五城目町	小倉	五百刈	0.1	5		町道
3619	0010	五城目町	浅見内	高樋	2.9	20	1	県道
3619	0011	五城目町	浅見内	高樋	0.1	15		県道
3619	0012	五城目町	浅見内	大場	2.9			県道
3619	0013	五城目町	浅見内	大場	1			県道
3619	0014	五城目町	浅見内	大場	0.5			県道
3619	0015	五城目町	浅見内	猿田沢	1.8			県道
3619	0016	五城目町	浅見内	沢田沢口	0.5	5		県道
3619	0017	五城目町	浅見内	大繫	0.1			林道
3619	0018	五城目町	浅見内	滝の下	0.3			林道
3619	0019	五城目町	浅見内	滝の下				林道
3619	0020	五城目町	浅見内	馬道沢	2.3			林道
3619	0021	五城目町	浅見内	滝の下	0.2			林道
3619	0022	五城目町	浅見内	滝の下	2.3			林道
3619	0023	五城目町	浅見内	芦見内	3.5	13		県道
3619	0024	五城目町	浅見内	芦見内	0.1			林道
3619	0025	五城目町	浅見内	家の沢	0.2	20		県道
3619	0026	五城目町	浅見内	家の沢	3.8	100	1	県道
3619	0027	五城目町	浅見内	後田	0.3	20	1	県道
3619	0028	五城目町	浅見内	後田	0.4		1	県道
3619	0029	五城目町	浅見内	小川口	3.9	70		県道
3619	0030	五城目町	湯ノ又	雁飛沢	4.5	50		県道
3619	0031	五城目町	湯ノ又	大四郎沢	2.9	50		県道
3619	0032	五城目町	中津又	中津又		16		国道
3619	0033	五城目町	中津又	山居沢	0.1	16		国道
3619	0034	五城目町	中津又	山居沢	0.1	10		国道
3619	0035	五城目町	中津又	山居沢	0.1	6		国道
3619	0036	五城目町	中津又	山居沢	0.1	6		国道
3619	0037	五城目町	中津又	落合	0.6	6		国道
3619	0038	五城目町	中津又	落合	0.7	6		国道
3619	0039	五城目町	中津又	石動	0.1			国道

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道 路
3619	0040	五城目町	中津又	八幡下	0.1			国道
3619	0041	五城目町	中津又	高野	2	30		国道
3619	0042	五城目町	中津又	下北口	8.7	25		国道
3619	0043	五城目町	中津又	ナメタラ	0.1	6		林道
3619	0044	五城目町	中津又	川堤	0.3	12		国道
3619	0045	五城目町	中津又	川堤	7.5	15		国道
3619	0046	五城目町	中津又	川堤	0.2	2		国道
3619	0047	五城目町	中津又	川堤	0.5			国道
3619	0048	五城目町	中津又	釜の沢	0.5	22		国道
3619	0049	五城目町	中津又	北村	0.5	2		国道
3619	0050	五城目町	中津又	堤沢	0.1	30		県道
3619	0051	五城目町	中津又	堤沢	0.1	5		県道
3619	0052	五城目町	中津又	千日	0.1	5		県道
3619	0053	五城目町	中津又	岩見沢	2.7	35		県道
3619	0054	五城目町	中津又	川内沢	10.2	35		県道
3619	0055	五城目町	中津又	入通沢	2.1	10		県道
3619	0056	五城目町	中津又	入通沢	0.5			県道
3619	0057	五城目町	中津又	入通沢	0.1			県道
3619	0058	五城目町	中津又	入通沢	0.2			県道
3619	0059	五城目町	中津又	入通沢	0.1			県道
3619	0060	五城目町	中津又	入通沢	0.2			県道
3619	0061	五城目町	中津又	二の沢	4.3	55		県道
3619	0062	五城目町	中津又	二の沢	0.1	25		県道
3619	0063	五城目町	中津又	一の沢	3.1	30		県道
3619	0064	五城目町	中津又	大台	0.3	10		国道
3619	0065	五城目町	中津又	大台	0.1	6		国道
3619	0066	五城目町	中津又	小林	0.1			国道
3619	0067	五城目町	中津又	小林	1.3			国道
3619	0068	五城目町	中津又	小林	1.3	15		国道
3619	0069	五城目町	中津又	沼田	2.4	15		国道
3619	0070	五城目町	中津又	御蔵下	0.6	15		国道
3619	0071	五城目町	中津又	御蔵下	0.5	7		国道
3619	0072	五城目町	富田	寺沢	3.8	50		国道
3619	0073	五城目町	高崎	中泉田	0.2			林道
3619	0074	五城目町	高崎	行内沢	0.7	20		町道
3619	0075	五城目町	馬場目	下袖の沢	0.4			農道
3619	0076	五城目町	馬場目	下袖の沢	10.2	13		町道
3619	0077	五城目町	馬場目	寺庭	0.2	20		町道
3619	0078	五城目町	馬場目	寺庭	0.1	20		町道
3619	0079	五城目町	馬場目	米内沢	0.3	40		町道
3619	0080	五城目町	馬場目	米内沢	0.1	15		町道
3619	0081	五城目町	馬場目	大吹沢	0.5	50		町道
3619	0082	五城目町	馬場目	防ヶ沢	0.5	8		町道
3619	0083	五城目町	馬場目	中島	0.8	8		町道
3619	0084	五城目町	馬場目	川台	0.3			県道
3619	0085	五城目町	馬場目	川台	0.5			県道
3619	0086	五城目町	馬場目	滝の沢	1			県道
3619	0087	五城目町	馬場目	滝の沢	0.1			林道
3619	0088	五城目町	馬場目	滝の沢	0.1			林道
3619	0089	五城目町	馬場目	滝の沢	0.2			林道
3619	0090	五城目町	馬場目	堤台	0.6			県道
3619	0091	五城目町	馬場目	船沢口	0.6			町道
3619	0092	五城目町	馬場目	落合	0.3	8		県道
3619	0093	五城目町	馬場目	北の又	0.2	8		県道
3619	0094	五城目町	馬場目	十二の台	0.4	2		県道

危険地区番号		位 置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地 区	市町村	大 字	字		人家等	公共施設	道 路
3619	0095	五城目町	馬場目	関ヶ沢	0.1	15		県道
3619	0096	五城目町	馬場目	関ヶ沢	0.1	5		県道
3619	0097	五城目町	馬場目	関ヶ沢	8.6			国道
3619	0098	五城目町	馬場目	川台	0.3			国道
3619	0099	五城目町	馬場目	川台	0.1			国道
3619	0100	五城目町	馬場目	川台	0.1			国道
3619	0101	五城目町	馬場目	水沢滝の沢	0.6	25		県道
3619	0102	五城目町	馬場目	水沢滝の沢	0.3	25		県道
3619	0103	五城目町	馬場目	水沢滝の沢	0.4	25		県道
3619	0104	五城目町	馬場目	水沢	0.3	25		県道
3619	0105	五城目町	馬場目	水沢	0.5	25		県道
3619	0106	五城目町	馬場目	沢内	2.9	20		県道
3619	0107	五城目町	馬場目	小野台	2.7	30	2	県道
3619	0108	五城目町	馬場目	蓬内	3.6	35		県道
3619	0109	五城目町	馬場目	五反ヶ沢	0.8	35		県道
3619	0110	五城目町	馬場目	三嶽沢	0.5	10		県道
3619	0111	五城目町	馬場目	三ヶ沢	1.2	10		県道
3619	0112	五城目町	馬場目	小猿沢	1.2	30		県道
3619	0113	五城目町	館越	大不動	0.7	30		県道
3619	0114	五城目町	上樋口	山田沢	0.6	20		町道

15-9 雪崩（担当課：農林振興課、建設課）

1. 雪崩危険地区

県森林整備課（平成19年4月現在）

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対策		
市町村	地区	市町村	大字	字		人家等	公共施設	道路
3619	0001	五城目町	内川	湯ノ越山		6		県道
3619	0002	五城目町	内川	浅見内		8		町道
3619	0003	五城目町	富津内	富田		6		町道
3619	0004	五城目町	富津内	脇村		16		国町道
3619	0005	五城目町	馬場目	小野台		2		県道
3619	0006	五城目町	馬場目	落合		4	1	県道
3619	0007	五城目町	小倉	樋ノ口		9		町農道

2. 雪崩危険箇所

県河川砂防課（平成19年3月現在）

箇所番号	危険箇所名	郡市町村字	人家戸数	備考
375	浅見内1号	南秋田郡 五城目町内川浅見内・札ノ前	10	
376	浅見内3号	南秋田郡 五城目町内川浅見内・谷地田	9	
377	浅見内2号	南秋田郡 五城目町内川浅見内・後田	16	
378	小倉	南秋田郡 五城目町内川小倉・十二ノ前	14	
379	浦横町	南秋田郡 五城目町浦横町・館ノ下	6	
380	神明前	南秋田郡 五城目町五城目・神明前	22	
381	館回	南秋田郡 五城目町館越・館回	11	
382	黒土1号	南秋田郡 五城目町内川黒土・沼ノ上	5	
383	黒土2号	南秋田郡 五城目町内川黒土・千刈台	6	
384	住吉	南秋田郡 五城目町富津内中津又・住吉	12	
385	脇村	南秋田郡 五城目町富津内中津又・山居沢	15	
386	落合	南秋田郡 五城目町富津内中津又・落合	16	
387	高田	南秋田郡 五城目町富津内中津又・高田	9	
388	高樋	南秋田郡 五城目町富津内中津又・滑多羅	5	
389	馬場目字中村	南秋田郡 五城目町馬場目・中村	5	
1226	樋ノ口	南秋田郡 五城目町内川小倉・樋ノ口	13	
1227	森山下	南秋田郡 五城目町小池・森山下	42	
1228	七倉1号	南秋田郡 五城目町五城目・七倉	12	
1229	猿田沢1号	南秋田郡 五城目町富津内下山内・猿田沢	8	
1230	千刈台	南秋田郡 五城目町内川黒土・千刈台	1	
1231	富津内富田字下川原	南秋田郡 五城目町富津内富田・下川原	11	
1232	馬場目字平ノ下	南秋田郡 五城目町馬場目・平ノ下	9	

15-10 平成25年度 局所がけ崩れ対策事業対象箇所

箇所番号	箇所名	郡市町村字	人家戸数	備考
	馬場目字門前	南秋田郡 五城目町馬場目・門前	1	

第16 災害危険区域の災害予防に関する資料

16-1 災害危険住宅の移転助成制度

1. 罹災住宅復興助成制度

- (1) 防災のための集団移転促進事業
- (2) がけ地近隣危険住宅移転事業（国県町の協調補助事業）
- (3) 秋田県災害危険住宅移転促進事業（県の単独補助事業）
- (4) 住宅金融支援機構融資
 - ・災害復興住宅融資（建設）
 - ・災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）
 - ・災害復興住宅融資（補修）

2. 住宅移転助成制度の適用順位

助成制度の適用順位は、原則として①集団移転、②がけ地近隣、③県単独移転とする。

3. 助成制度のしくみ

助成制度	（4）住宅金融支援機構資金
（1）防災集団移転促進事業助成金 離農 237.2 万円 その他 78.0 万円 利子補給(土地・住宅資金) 234 万円 ほかに市町村事業費を含め1戸当りの補助基準額 1,655.0 万円 (国 3/4、町 1/4)	・災害復興住宅融資（建設） 木造（一般）1,400万円 25年（うち据置3年）償還 （元利均等月賦償還） 年利 住宅金融支援機構に確認 床面積13㎡以上175㎡以下 （融資額の加算の場合） 土地取得費 970万円 整地費 380万円 償還期間、利子は同じ 利子補給なし 住宅建設の場合全壊が条件 （大規模半壊又は半壊でも条件満たす場合は対象） ※上記のほか、災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース）がある。
（2）がけ地近接移転事業補助金 建物除去 78.0 万円 利子補給相当額 土地住宅資金 406.0 万円 住宅資金 310.0 万円 (国 1/2、県町各 1/4)	・災害復興住宅融資（補修） 木造 590万円 20年（うち1年以内据置）償還 年利 住宅金融支援機構に確認 利子補給なし 補修の場合住宅に10万円以上の被害が条件
（3）秋田県災害危険住宅移転促進事業貸付金 300.0 万円 7年（うち1年以内据置）償還 年利 3.0%	

4. 防災のための集団移転促進事業

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

昭和 47 年法律第 123 号

昭和 47 年 12 月 8 日施行

平成 17 年 10 月 21 日法律第 102 号 平成 19 年 10 月 1 日施行

(国土交通省所管)

項 目		区 分	標準費用 (平成 17 年度)	備 考
個人 助成	移転補助	農業の場合 その他	237.2 万円 78.0 万円	費用の負担 国 3/4 町 1/4 (事務費 3%) 事務費 3%
	利子補給	土地住宅資 金住宅資金	406.0 万円 310.0 万円	
市町 村事 業	用地の取得造成 (1 戸当り 660 m ² 但し住宅専用部分 330 m ²)	町村の場合 (C 地域) 1 m ² 当たり	@14,200 円	
	公共施設 (道路、水道、集会施設、広場、配水、その他)	戸数×	319.8 万円	
	農林水産の生産基盤近代化施設 (共同作業所、加工所、倉庫)	戸数×	124.3 万円	
	宅地又は農地の買取り		国土庁長官が定める額を標 準とする	
標準費用総額		戸数×	1,655.0 万円	

5. がけ地近接危険住宅移転事業 (昭和 47 年 4 月 28 日施行)

(国土交通省所管)

項 目	区 分	金 額 (平成 17 年度)	備 考
補 助 金	建物除去	78 万円	費用の負担 国 1/2、県 1/4、町 1/4
利 子 補 給	土地、住宅資金 住宅資金	406.0 万円 310.0 万円	

6. 秋田県災害危険住宅移転促進事業 (昭和 38 年 11 月 9 日施行)

(県単)

区 分	金 額	備 考
貸付金	300 万円	費用の負担…貸付金 全額県 貸付金 …7年償還 (うち1年据置)、利息年 3%

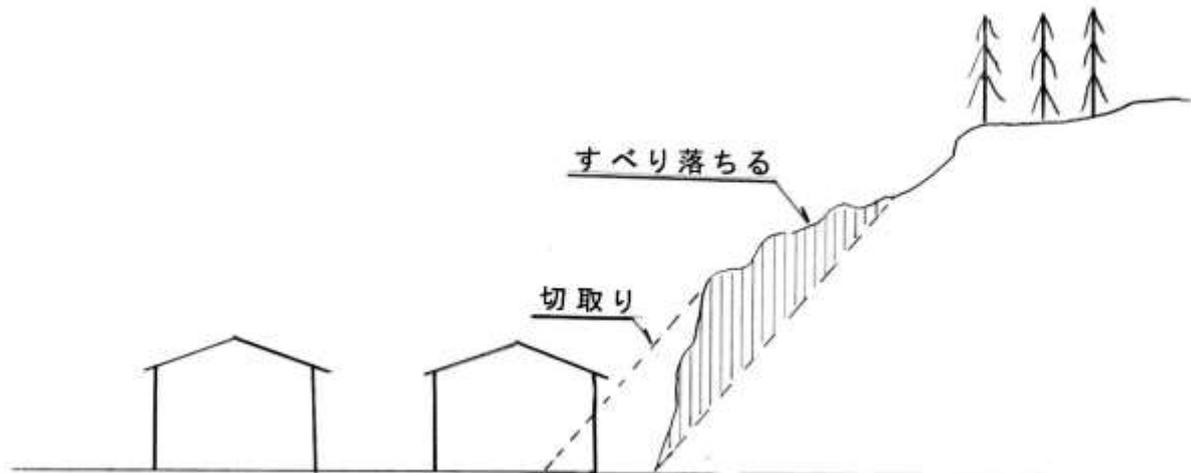
16-2 災害危険住宅の定義

1. 災害危険住宅の定義

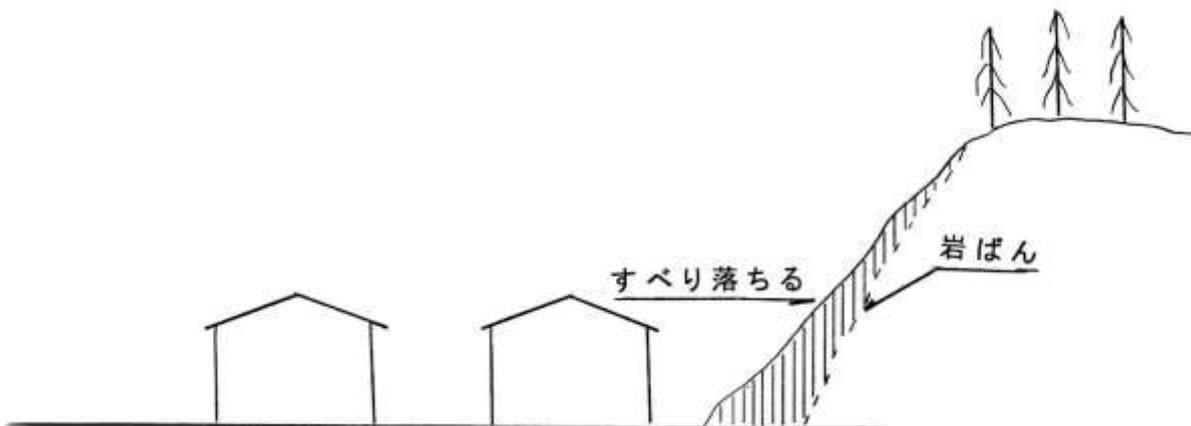
洪水、雪崩、地すべり等の災害を受けるおそれのある危険区域に所存する住宅で、その判定は、おおむね次によるものとする。

(1) 洪水、雪崩

過去に洪水又は雪崩により被害を受けており、その後地形が変わっていないもの、或いは河川や山腹等の地形が変わって、今後洪水又は雪崩により被害を受ける恐れのあるもの。



(2) 安定した斜面を人口的に切り取って斜面不安定にした場合



(3) 地すべり

井戸水や湧き水、或いは地すべり凹地にある溜池の水が急にかれたり、その付近の水田の水もちがわるくなったり、地すべり凹場の上の方の急斜面に亀裂が出来た区域にある住家。

(4) その他

落石、地盤沈下、高潮その他により、災害の危険のおそれのある区域に所存する住家。

2. 緊急移転を要する災害危険住宅の定義

災害危険住宅のうちで、特に危険性が大きいもので、その判定はおおむね次によるものとする。

(1) 洪水、雪崩

毎年 1 回以上洪水又は雪崩により被害を受けているもの、或いは河川や地形等の変化によって危険が著しく大きいもの。

(2) 土砂崩れ、土石流

崖等の表層が崩れてきており、被害を現に受けているもの、或いは崩壊のきざしがあり、危険性が著しく大きいもの。

(3) 地すべり

急斜面の亀裂が生じたり、地鳴りがしたりして地すべりの兆候が顕著で、危険性が著しく大きいもの。

(4) その他

落石、地盤沈下、高潮等により危険性が著しく大きいと認められるもの。

第17 消防に関する資料

17-1 消防用機械器具現有量一覧表

(平成28年1月末現在)

消防隊名	保管場所		消防車両ポンプ			ホース	トビ	スコップ
	名称	所在地	水槽付ポンプ車	小型ポンプ積載車	小型動力ポンプ			
五城目町消防署	消防署庫	石田六ヶ村	2			295	15	39
第1分団	機械器具置場	下夕町		1		20	6	1
第2分団	機械器具置場	鶉ノ木		1		15	6	4
第3分団	機械器具置場	中高崎 久保		1	1	11 14	10 5	6 3
第4分団	機械器具置場	岡本 浦横町 野田		1	1 1	11 10 10	9 7 7	5 3 1
第5分団	機械器具置場	帝釈寺 町村 蓬内第		1	1 1	10 10 11	4 3 4	2 2 2
第6分団	機械器具置場	寺庭 中村 水沢		1	1 1	8 13 14	2 5 3	2 3 3
第7分団	機械器具置場	恋地 坊井地 杉沢 合地		1	1 1 1	8 10 11 13	2 1 3 1	2 2 4 1
第8分団	機械器具置場	上山内 富田 台		1	1 1	10 14 10	7 5 10	3 4 2
第9分団	機械器具置場	高田 落合 高樋		1	1 1	10 13 17	7 9 11	2 5 5
第10分団	機械器具置場	黒土 浅見内		1	1	18 23	8 13	2 5
第11分団	機械器具置場	小倉 湯ノ又		1	1	9 14	7 5	3 2
第12分団	機械器具置場	下樋口 大川		1	1	12 13	7 8	6 8
第13分団	機械器具置場	西野 石崎 谷地中		1	1 1	10 13 15	6 6 9	3 3 3
合 計			2	13	19	723	192	92

17-2 防火水槽設置場所

(平成28年1月末現在)

一連番号	地区	名称	容量 (立方米)
1	五城目	七倉貯水槽	53
2	"	南秋製材協会横貯水槽	38
3	"	荒要商店前貯水槽	40
4	"	ハッピーハウス荒川横貯水槽	37
5	"	地藏尊前貯水槽	28
6	"	宗延寺境内 貯水池	53
7	"	NTT 前貯水槽	40
8	"	菊池合板前貯水槽	20
9	"	神明社前貯水槽	20
10	"	舘町集会所横貯水槽	20
11	"	希望ヶ丘貯水槽	20
12	"	長町貯水槽	40
13	"	谷風商店横貯水槽	40
14	"	矢場崎第一貯水槽	20
15	"	細越貯水槽	20
16	"	上樋口第一貯水槽	20
17	"	岩城町貯水槽	40
18	"	広ヶ野公民館前貯水槽	20
19	"	役場庁舎前貯水槽	40
20	"	保育園横貯水槽	40
21	"	秋田部品前貯水槽	40
22	"	五一中横貯水槽	40
23	"	広ヶ野団地貯水槽	40
24	"	上樋口第二貯水槽	40
25	"	矢場崎第二貯水槽 (町営住宅入口)	40
26	"	上田町貯水槽	40
27	"	上杉洋装後方貯水槽	40
28	"	城東産業構内	40
29	"	五小相撲場前	40
30	"	雀館運動公園野球場前	40
31	"	広青苑貯水槽	40
32	"	ターミナルパーク前貯水槽	40
33	馬川	田中貯水槽	47
34	"	下高崎貯水槽	78
35	"	中高崎貯水槽	14
36	"	久保貯水槽	20
37	"	消防消舎内貯水槽	20
38	"	一関肇宅向い貯水槽	40

一連番号	地 区	名 称	容量 (立方米)
39	〃	馬川公民館横貯水槽	40
40	〃	館越貯水槽	40
41	〃	上高崎貯水槽	40
42	馬場目	中村中央貯水槽	29
43	〃	帝釈寺消舎内貯水槽	26
44	〃	消防消舎横貯水槽	26
45	〃	坊井地消舎内貯水槽	20
46	〃	保育園前貯水槽	15
47	〃	帝釈寺(上)貯水槽	20
48	〃	恋地(上)貯水槽	20
49	〃	石川昭一宅向貯水槽	20
50	〃	町村(中)貯水槽	20
51	〃	小野台貯水槽	20
52	〃	杉沢(下)貯水槽	20
53	〃	佐藤運蔵宅前貯水槽	20
54	〃	門前貯水槽	20
55	〃	恋地消舎貯水槽	20
56	〃	町村(下)貯水槽	20
57	〃	寺庭貯水槽	20
58	〃	杉沢(中)貯水槽	20
59	〃	中村(上)貯水槽	20
60	〃	帝釈寺公民館横貯水槽	20
61	〃	恋地(下)貯水槽	20
62	〃	杉沢(下)貯水槽	20
63	〃	落合貯水槽	40
64	〃	北ノ又貯水槽	40
65	〃	宮城一博宅前貯水槽	20
66	〃	中村消舎前貯水槽	40
67	〃	佐々木輝美宅横貯水槽	20
68	〃	水沢消舎内貯水槽	40
69	〃	坊井地貯水槽	40
70	〃	町村(上)貯水槽	40
71	〃	帝釈寺三ヶ沢貯水槽	40
72	〃	石川嘉弥宅貯水槽	40
73	〃	生活総合センター横貯水槽	40
74	〃	石井金五郎宅横貯水槽	40
75	〃	寺庭消舎内貯水槽	40

一連番号	地 区	名 称	容量 (立方米)
76	〃	ふれあいセンター貯水槽	20
77	〃	竹田由太郎宅地内貯水槽	40
78	〃	宮城静夫宅前貯水槽	40
79	〃	恋地上佐々木サト宅前貯水槽	40
80	〃	平ノ下公民館横貯水槽	40
81	大 川	大川(下)貯水槽	26
82	〃	大川消舎内貯水槽	19
83	〃	大川(上)貯水槽	20
84	〃	大川小中島貯水槽	20
85	〃	寺小路貯水槽	20
86	〃	谷地中貯水槽	20
87	〃	西野貯水槽	22
88	〃	下樋口貯水槽	20
89	〃	今戸線貯水槽	20
90	〃	大川神社前貯水槽	20
91	〃	四ツ屋貯水槽	40
92	〃	今戸線中央貯水槽	40
93	〃	大川踏切前貯水槽	40
94	〃	西野下村入口貯水槽	40
95	〃	曙町貯水槽	40
96	〃	石崎貯水槽	40
97	〃	下樋口貯水槽	40
98	〃	ジャスコ1号貯水槽	40
99	〃	〃 2号貯水槽	40
100	〃	〃 3号貯水槽	40
101	〃	〃 4号貯水槽	40
102	森 山	野田第一貯水槽	20
103	〃	浦横町第一貯水槽	20
104	〃	岡本1区県道沿い貯水槽	20
105	〃	森山入口貯水槽	20
106	〃	岡本佐々木茂雄宅貯水槽	20
107	〃	白水沢貯水槽	40
108	〃	岡本工藤宅前貯水槽	40
109	〃	野田第二貯水槽	40
110	森 山	浦横町第二貯水槽	40
111	内 川	黒土中央貯水槽	20
112	〃	浅見内(下)貯水槽	20

一連番号	地 区	名 称	容量 (立方米)
113	〃	小川口貯水槽	20
114	〃	黒土(下)貯水槽	40
115	〃	湯ノ又金ヶ沢貯水槽	40
116	〃	浅見内(上)貯水槽	40
117	〃	黒土(上)貯水槽	40
118	〃	小倉貯水槽	40
119	〃	浅見内消舎後貯水槽	40
120	富津内	富田(中)貯水槽	20
121	〃	富津内小学校貯水槽	59
122	〃	秋田末広繊維kk貯水池	260
123	〃	高田(中)貯水槽	20
124	〃	千日入口貯水槽	49
125	〃	高田入口貯水槽	21
126	〃	北村貯水槽	20
127	〃	落合(上)貯水槽	20
128	〃	下山内寺小路貯水槽	20
129	〃	第貯水槽	20
130	〃	長面貯水槽	20
131	〃	上山内(上)貯水槽	20
132	〃	落合(下)貯水槽	40
133	〃	中島貯水槽	20
134	〃	脇村貯水槽	20
135	〃	石井次郎宅横貯水槽	40
136	〃	乙市貯水槽	40
137	〃	高樋貯水槽	40
138	〃	下山内郵便局向い貯水槽	40
139	〃	kkセコ一構内貯水槽	40
140	〃	上山内集会所貯水槽	40
141	〃	六郎沢貯水槽	40
142	〃	落合(中央)貯水槽	40
143	〃	富田神社下貯水槽	40
144	〃	高千公民館前貯水槽	40
145	〃	富津内コミュニティーセンター前貯水槽	40
146	〃	八田貯水槽	40
147	〃	脇村第二貯水槽	40

第 18 危険物に関する資料

18-1 危険物取扱所等

(平成 28 年 1 月末現在)

名 称	施設の所在地	電 話	施設の種別	貯 蔵 品 目						
				ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他	LPガス
池田哲商店	字上町 43	852-3257	給油取扱所	○		○	○			
池田哲商店	高崎字雀館下 川原 67-2		一般取扱所		○					
(有)丸六物産	字七倉 158-4	852-2135	給油取扱所	○	○	○		○		
(有)丸六物産	字七倉 158-4	852-2135	移動タンク 貯蔵所		○					
J Aあきた湖東 (給油所)	字鶴ノ木 93- 10	852- 3444	給油取扱所	○		○		○		
J Aあきた湖東	高崎字行内沢 99		移動タンク 貯蔵所		○ 4 台					
J Aあきた湖東 (カントリー)	高崎字行内沢 99	852-4790	一般取扱所		○					
J Aあきた湖東 (カントリー)	高崎字行内沢 99		地下タンク 貯蔵所		○					
ワタナベ燃料(有)	高崎字里下 80-4	852-3355	一般取扱所		○					
ワタナベ燃料(有)	高崎字里下 80-1		移動タンク 貯蔵所		○ 2 台					
湖東商事(有)	大川下樋口字 屋敷下 62	875-3550	給油取扱所	○	○	○	○			
湖東商事(有)	大川下樋口字 屋敷下 62	875-3550	移動タンク 貯蔵所		○					
石井商事(株)	大川大川字大 堤 41-1	875-2620	給油取扱所	○	○	○		○		
(株) 島 山	字上町 98	852-3022	給油取扱所	○	○	○		○		
(株) 島 山	字石田六ヶ村 堰添 47-5		移動タンク 貯蔵所		○ 2 台					
荒要商店	字下町 174	852-2237	一般取扱所 移動タンク		○ 1 台					
宮友商店	上樋口字切通 21	852-3555	第 1 種販売 取扱所		○					
(有)ナガサワ農機	字下夕町 162	852-3204	第 1 種販売 取扱所	○		○	○			
(有)ナガサワ農機	小池字岡本下 台 78		屋内貯蔵所		○		○			
猿田商店	上樋口字屋岸 152-1	852-2465	一般取扱所		○					
猿田商店	上樋口字屋岸 132		屋内貯蔵所		○					
秋田中央交通(株) 五城目営業所	字七倉 179-3	852-2110	給油取扱所 (自家用)			○				

名 称	施設の所在地	電 話	施設の種別	貯 蔵 品 目						
				ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他	L P ガス
(合)長谷川実業	字下夕町 61	852-2069	地下タンク 貯蔵所				○			
マーレエレクトリック ドライブズジャパン(株)	高崎字田中 1	852-4521	屋内貯蔵所		○			○	○	
五城目高等学校	大川西野字田 屋下 100	852-2265	地下タンク 貯蔵所		○					
五城目高等学校 (セミナーハウス)	大川西野字田 屋下 100		地下タンク 貯蔵所		○					
五城目警察署	字七倉 178-4	852-4100	地下タンク 貯蔵所		○					
秋田信用金庫 五城目支店	字下夕町 64	852-2115	地下タンク 貯蔵所		○					
秋田末広繊維(株)	富津内下山内 字荒町 3	852-4151	地下タンク 貯蔵所				○			
五城目やまゆり会 広青苑	上樋口字樽沢 137	852-5400	地下タンク 貯蔵所		○					
五城目やまゆり会 広青苑	上樋口字樽沢 137	852-5400	一般取扱所		○					
老人ホーム森山荘	上樋口字樽沢 186	852-3263	地下タンク 貯蔵所				○			
浅見内無線中継所	内川浅見内字 大場赤倉山		地下タンク 貯蔵所			○				
東北部品(株)	富津内下山内 字奈良崎 150	852-2414	地下タンク 貯蔵所		○					
竜馬中継ポンプ場	大川大川字下 川原地内		地下タンク 貯蔵所				○			
メガペトロ(株) ペトラス五城目店	上樋口字熊野 堂下 49-1	879-8331	給油取扱所	○	○	○				
イオンスーパーセ ンター(株)	大川西野字田 屋前 138	879-8211	屋外タンク 貯蔵所				○			
東日本高速道路(株)	野田字合野	875-5310	給油取扱所 (自家用)			○				
(株)みやた	字鶴ノ木 90- 1	879-8577	地下タンク 貯蔵所		○					
井川エステート (旧)荒川ビル	字上町 161-2		地下タンク 貯蔵所				○			
五城目町役場	西磯ノ目 1-1- 1	852-5100	地下タンク 貯蔵所		○					
大川環境改善セン ター	大川下樋口字 屋敷下 59-1	875-5067	地下タンク 貯蔵所				○			
総合生きがいセン ター	内川湯ノ又字 苗代沢 93-1	854-2314	地下タンク 貯蔵所		○					
五城目町町民セン ター	上樋口字堂社 75	852-4411	地下タンク 貯蔵所				○			
広域体育館	上樋口字堂社 75	852-4415	地下タンク 貯蔵所				○			
五城目町クリーン センター	富津内中津又 字入通沢 14-1	854-2040	地下タンク 貯蔵所				○			

名 称	施設の所在地	電 話	施設の種別	貯 蔵 品 目						
				ガソリン	灯油	軽油	重油	オイル	その他	L P ガス
五城館	字鶉ノ木 89-9	82-5300	地下タンク 貯蔵所		○					
(旧)大川小学校	大川下樋口字 関合 13-1	875-2055	地下タンク 貯蔵所		○					
五城目町地域活性化支援センター	馬場目字蓬内 台 117-1	853-2220	地下タンク 貯蔵所		○					
杉沢交流センター (友愛館)	馬場目字杉沢 下台 59-1	853-2320	地下タンク 貯蔵所		○					
ケアセンター	西磯ノ目 1-6-10	852-5180	地下タンク 貯蔵所		○					
五城目第一中学校	五城目町高崎 字広ヶ野 200	852-2051	地下タンク 貯蔵所		○					

第 19 公用負担に関する資料

19-1 町長等の応急公用負担

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水防管理者 消防長 消防署長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において	1.必要な土地の一時使用 2.土石、竹木、その他の資材を使用し、又は収用すること 3.車両その他の運搬用機器を使用すること 4.工作物その他の障害物を処分すること	水防管理団体は、損失を受けた者に対し時価により補償する。	水防法第 28 条
消防吏員 消防団員	消火若しくは延焼の防止又は人命救助のため必要があるとき	1.火災が発生せんとし又は発生した消防対象物を使用し処分すること 2.上記の消防対象物のある土地を使用し、又はその使用を制限すること		消防法第 29 条第 1 項
消防長 消防署長	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること		消防法第 29 条第 2 項
	消火若しくは延焼の防止又は人命救助のため緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分し、又はその使用を制限すること	町は、損失補償の要求があったときは時価により補償する。	消防法第 29 条第 3 項、第 4 項
町長 (消防署長)	災害が発生するおそれのあるとき	災害を拡大させるおそれのある設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者に指示すること		災害対策基本法第 59 条
町長 (警察官) (自衛官)	災害が発生し、又は発生しようとしている場合、応急措置のため緊急の必要があるとき	1.他人の土地、建物、工作物を一時使用すること 2.土石、竹木その他の物件を使用し、又は収用すること	町長は、処分により通常生ずべき損失を補償する。	災害対策基本法第 64 条第 1 項、第 82 条
		現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置	町長又は警察署長、自衛隊の部隊長は、当該工作物等を保管しなければならない。	災害対策基本法第 64 条第 2 項、第 64 条第 9 項

第 20 給水に関する資料

20-1 飲料水の採水施設一覧表

(平成 28 年 1 月末現在)

名 称	所 在 地	給水能力	責任者	備 考 (戸)
五城目町上水道	高崎字中川原 98	4,800	五城目町長	給水戸数 2,825
馬場目簡易水道	馬場目字蓬内台地内	346	〃	223
杉沢 簡易水道	馬場目字杉沢水上地内	83	〃	32
黒土 簡易水道組合	内川黒土字千刈台 62	36	石井勝義	29
関ヶ沢 〃	馬場目字関ヶ沢地内	70	佐々木勝彦	24

20-2 給水器材調達先一覧表

(平成 28 年 1 月末現在)

名 称	所 在 地	電 話	調 達 品
五城目町建設課	西磯ノ目 1 - 1 - 1	852 - 5113	給水タンク 1 台 1,000L

20-3 水道工事業者一覧表

(平成 28 年 1 月末現在)

番号	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	(有)佐藤組	富津内中津又字乙市 59-1	854 - 2154	
2	石井水道工事店	字鶴ノ木 92-3	852 - 4021	
3	八重樫建設(株)	大川大川字大堤 43	875 - 2501	
4	エツミ電設	富津内中津又字住吉 9	854 - 2207	
5	(有)齊藤設備	高崎字田中 25-5	852 - 2755	
6	畑沢電設	字羽黒前 96 - 34	852 - 2504	
7	畠山設備	小池字岡本家ノ下 171	852 - 3467	
8	小玉水道施設工業	字下夕町 217	852 - 5157	
9	(株)セコー	富津内下山内字下川原 17-1	852 - 4638	
10	菅原水道工事店	字七倉 179	852 - 3823	
11	(有)猿田設備	上樋口字屋岸 74 - 1	852 - 3594	
12	越高水道工事店	富津内下山内奈良崎 40 - 5	852 - 2351	
13	有限会社フタダ	上樋口字中川原 173 - 1	852 - 3155	
14	今村建設有限会社	小池字岡本下台 55-16	879 - 8011	
15	(有)森山建設	大川谷地中字原嶋 52-5	852 - 4864	

20-4 日本水道協会秋田県支部水道災害相互応援協定

(目的)

第1条 この計画は、日本水道協会秋田県支部（以下「支部」という。）の会員の市町村（以下「正会員」という。）が災害により水道施設に被害を受けた場合、住民への応急給水ならびに施設の応急復旧のため、正会員の相互応援に必要な事項を定めることを目的とする。

(復旧への協力)

第2条 正会員は、支部長の要請により、被災した正会員（以下「被災会員」という。）の水道施設復旧に全面的に協力するものとする。

(被害状況の報告)

第3条 被災会員は、支部長に対し被害の状況を報告するとともに、応援を依頼する場合は復旧作業計画の概略を連絡するものとする。

(応援の要請)

第4条 支部長は、被災会員から応援の要請を受けた場合は、応援の規模を決定しそれに必要な応援を正会員に要請するものとする。

(応援の内容)

第5条 被災会員に対して行う応援活動はおおむねつぎのとおりとする。

- (1) 応援給水作業
- (2) 応援復旧作業
- (3) 応援復旧用資材の共出

2 被災会員から前項のほか復旧について応援の依頼あるときは、応援能力の範囲内で配慮するものとする。

(応援期間)

第6条 被災会員に対する応援に期間は、復旧に要する最少の日数とする。

(応援作業員の派遣)

第7条 正会員は、応援作業員を派遣するときは、被災の状況に応じて応急給水用具作業用具その他復旧に必要な用具を携行させるものとする。

2 正会員は、応援作業員を派遣するときは、車両及び作業員に適当な方法で都市名を明示させるものとする。

3 応援作業員は、被災会員の指示に従って作業に従事するものとする。

(応援受入れ)

第8条 正会員は、被災時における応援の作業を迅速かつ適切に遂行するため、応援受入れの体制を確立しておくようつねに心がけておくものとする。

(正会員外の市町村への応援)

第9条 支部長は、正会員外の市町村から被災について応援の依頼を受けたときは、被災会員への応援の例により正会員へ応援を要請することができる。

(費用の負担区分)

第10条 応援に要した費用については、正会員の職員に係る人件費を除き被災会員が負担するものとする。

(その他)

第 11 条 この計画に定めるもののほか相互応援に関し必要な事項は支部長がさだめる。

附則

この計画は平成 1 1 年 5 月 2 7 日から施行する。

第 2 1 防疫及び清掃に関する資料

21-1 現地消毒班編成表

(平成 2 8 年 1 月末現在)

班 編 成	人員	配置器材及び薬剤	備 考
住民生活課 健康福祉課	8	噴霧器・散粉機・生石灰・クレゾール	1 組に職員 4 人の 2 組

21-2 医療器材調達先一覧

(平成 2 8 年 1 月末現在)

区分	調 達 先	所 在 地	電 話	医療品等の種類
薬局	いわずや薬局	五城目町字七倉 115-1	852-2073	噴霧器及撒粉機は 左のほか農機具の取 扱所にもあり ・あきた湖東農協 855-6122 ・小玉農機店 852-2564 ・永澤農機店 852-3204 ・フタダ(有)農機店 852-3155
〃	五城目調剤薬局	〃 字鶴ノ木 90-7	852-2155	
〃	佐野薬局 五城目店	〃 字石田六ヶ村堰添 113-16	855-1121	
〃	ひかり薬局	〃 東磯ノ目 2-1-19	855-1106	
〃	ワイズファーマシー	〃 字下夕町 43-1	855-1102	
〃	きゃどっこ薬局	〃 字鶴ノ木 34	852-3340	

21-3 ゴミ収集機関及び業者一覧

(平成 2 8 年 1 月末現在)

名 称	所 在 地	電 話	車 両	備 考
(有)廃棄物収集 センター	高崎字田中 287	852 - 2367	ゴミ収集車パッカー車 3 台	
加藤商事(株)	富津内下山内字下川原 17-1	854 - 2960	ゴミ収集車 5 台	

21-4 現地清掃班編成表

(平成 2 8 年 1 月末現在)

班	編 成	人員	配置車両	備 考
1	(有)廃棄物収集センター	2	ゴミ収集車 1 台	
2		2	ゴミ収集車 1 台	
3	加藤商事(株)	2	ゴミ収集車 1 台	
4		2	ゴミ収集車 1 台	
5		2	ゴミ収集車 1 台	

21-5 ゴミ処理施設一覧

(平成28年1月末現在)

名 称	所 在 地	電 話	備 考
八郎湖クリーンセンター	男鹿市松木沢字板引台73	0185-22-7211	

21-6 し尿処理業者一覧

(平成28年1月末現在)

名 称	所 在 地	電 話	車 両	備 考
五城目衛生舎	七倉173-1	852-3867	3台	
南秋衛生舎	下夕町160	852-4063	1台	

21-7 し尿処理施設一覧

(平成28年1月末現在)

名 称	所 在 地	電 話	備 考
五城目町クリーンセンター	富津内中津又字入通沢 14-1	854-2040	

第22 文教対策に関する資料

22-1 応急教育施設一覧

(平成28年1月末現在)

被災学校名	第1臨時校舎	第2臨時校舎	第3臨時校舎	その他
五城目第一中学校	五城目小学校	広域体育館	五城目高等学校	・各種公共施設に分散
五城目小学校	五城目第一中学校	広域体育館	五城目高等学校	
もりやまこども園	広域体育館			
大川分園	広域体育館			
五城目高等学校	広域体育館			

22-2 文房具、学用品調達先一覧

(平成28年1月末現在)

名称	所在地	電話	調達品
渡辺五松堂	字上町 60	852-2055	・文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、下敷、クレヨン、画用紙等
松浦商店	字上町 174	852-2052	
小野文房具店	字鶴ノ木 15-18	852-2344	
イオンスーパーセンター五城目店	大川西野字田屋前 138	879-8211	
長源ファミリーデパート	字下夕町 61	852-2069	・通学用品 カバン、長靴、運動靴、カサ等

22-3 文化財一覧

(平成28年1月末現在)

No	指定名	種別	名称	所在地	管理者	適用
1	秋田県指定	工芸	水注(五城目瀬戸座製)	五城目町下夕町 207	栗山一郎	
2	〃	天然記念物	スズムシ群生地	五城目町小池字岡本森山周辺	五城目町教育委員会	
3	〃	史跡	岩野山古墳群	五城目町上樋口字樽沢 214	猿田利夫	
4	〃	〃	雀館古代井戸	五城目町上樋口字堂社 30-3	五城目町教育委員会	
5	〃	考古資料	中山遺跡出土漆工及び漆工関係出土品一括	五城目町上樋口字堂社 75	五城目町教育委員会	
6	町指定	古文書	黒印御定書一紙	五城目町馬場目字寺庭 37	石井有良	
7	〃	〃	石井家文書	〃	〃	
8	〃	〃	本間家文書	五城目町館越字館回17	本間鈆之助	
9	〃	〃	八柳家文書 1~17号	五城目町大川大川字東屋布 170	八柳大四郎	

No	指定名	種別	名称	所在地	管理者	適用
10	町指定	書籍	石井三友著「秋田繁昌記」	五城目町内川黒土字千刈台 89	石井良雄	
11	〃	〃	石井三友著「醒者の塵筐」	〃	〃	
12	〃	〃	菅江真澄書	五城目町大川谷地中字前田面11	<u>佐藤久兵衛</u>	
13	〃	〃	平田篤胤書「口演」	五城目町字上町60	渡邊基衛	
14	町指定	考古資料	遮光器土偶頭部 (中山遺跡出土)	五城目町高崎下川原7	舘岡ヨシエ	
15	町指定	民俗芸能	山内番楽	五城目町富津内下山内 山内番楽保存会	代表 小林進	
16	〃	〃	中村番楽	五城目町馬場目字中村 中村町内会		
17	町指定	民俗芸能	恋地番楽	五城目町馬場目字関ヶ 沢 8		
18	町指定	巨木	けやき (推定樹齢1,000年)	五城目町野田字合野 野田神社境内	野田町内会	
19	〃	〃	けやき (推定樹齢700年)	五城目町馬場目字岩城 帝釈寺町内会	帝釈寺町内 会	
20	〃	〃	いちよう (推定樹齢500年)	五城目町馬場目字中村 49	児玉 泰	
21	町指定	書籍	玉勝間拾珠抄	五城目町富津内中津又 字落合 82	伊藤 昇	
22	町指定	工芸品	梵鐘	五城目町富津内字猿田 沢 14 円通寺	阿部孝明	
23	〃	〃	梵鐘	五城目町馬場目 字門前 82 広徳寺	<u>石岩敬宗</u>	
24	町指定	彫刻	山内番楽面 1～11号	五城目町富津内下山内 山内番楽保存会	代表 小林進	
25	〃	〃	西野番楽面 1～5号	五城目町上樋口字山田 沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	
26	〃	〃	中村番楽面 1～9号	<u>五城目町馬場目字中村</u> <u>中村番楽保存会</u>	代表 <u>石井茂吉</u>	
27	〃	〃	恋地番楽面 1～7号	<u>五城目町馬場目字関ヶ</u> <u>沢</u> <u>恋地番楽保存会</u>	代表 <u>佐々木政吉</u>	
28	町指定	巨木	かすみ桜 (推定樹齢400年)	五城目町内川小倉 字十二ノ前 小倉神社	小倉町内会	
29	〃	〃	けやき (推定樹齢400年)	五城目町字下夕町 179 高性寺	八木下 真全	
30	〃	〃	杉 (推定樹齢300年)	五城目町馬場目字帝釈 寺 帝釈寺町内会	帝釈寺 町内会長	
31	〃	〃	いちよう (推定樹齢300年)	五城目町字神明前115 五城目神明社	朝野暢稔	

No	指定名	種別	名称	所在地	管理者	適用
32	〃	〃	蛇オンコ (推定樹齡300年)	五城目町馬場目字門前 82 広徳寺	石岩敬宗	
33	町指定	建造物	神明社社殿	五城目町字神明前 115 五城目神明社	朝野暢稔	
34	町指定	彫刻	阿弥陀如来坐像	五城目町馬場目 字寺庭 30 白山神社	寺庭町内会	
35	〃	〃	獅子頭	五城目町浦横町字館ノ 下 83	小玉嘉裕	
36	町指定	絵画	両界曼荼羅	五城目町馬場目字中村 49	児玉 泰	
37	町指定	工芸品	涼茶風炉釜	五城目町字上町 174	松浦修一	
38	〃	〃	五城目焼「瓢箪瓶」	五城目町上樋口字山田 沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	
39	〃	〃	五城目焼「飴釉 油瓶」	〃	〃	
40	〃	〃	五城目焼「白釉 すず」	五城目町馬場目字中村 49	児玉 泰	
41	〃	〃	久保金屋座製 梵鐘	五城目町大川大川字ウ ツフケ 29-1 大川町内会	大川町内会	
42	町指定	書籍	菅江真澄書「雪の山越え」	五城目町字上町 174	松浦修一	
43	〃	〃	菅江真澄書 「齧田の郡久保ちう村に」	五城目町久保字梨ノ木 下 179	一関エコ	
44	町指定	歴史資料	真崎堰 関根文書一紙	五城目町館越 館越町内会	館越町内会	
45	町指定	考古資料	三石阿弥陀三尊塔	五城目町小池字森山下 岡本町内会	岡本町内会	
46	町指定	史跡	大川石崎遺跡柵列柱脚	五城目町大川石崎 石崎町内会	石崎町内会	
47	町指定	彫刻	大市比売命神像	五城目町字下夕町 179 高性寺	八木下真全	
48	町指定	考古資料	朱彩瓶状土器	五城目町馬場目字町村 40	伊藤昭之助	
49	町指定	古文書	秋田郡野田村物成並諸役 相定條々(黒印御定書)	五城目町上樋口字山田 沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	
50	町指定	考古資料	朱彩壺① (中山遺跡出 土)	五城目町高崎下川原7	館岡ヨシエ	
51	〃	〃	朱彩壺② (中山遺跡出 土)	〃	〃	
52	〃	〃	朱彩壺③ (中山遺跡出 土)	〃	〃	
53	〃	〃	壺形土器① (中山遺跡 出土)	〃	〃	
54	〃	〃	壺形土器② (中山遺跡 出土)	〃	〃	

No	指定名	種別	名称	所在地	管理者	適用
55	〃	〃	壺形土器③（中山遺跡出土）	〃	〃	
56	〃	〃	注口土器（中山遺跡出土）	〃	〃	
57	〃	〃	鉢形土器（中山遺跡出土）	〃	〃	
58	町指定	絵画	福田笑迎「大江山屏風」	五城目町字上町 202	福田禎三	
59	町指定	工芸品	車篋	五城目町上樋口字山田 沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	
60	町指定	彫刻	銅造阿弥陀如来立像	五城目町馬場目字帝釈 寺 帝釈寺町内会	帝釈寺町内 会	
61	町指定	歴史資料	町山制札	五城目町上樋口字山田 沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	
62	町指定	考古資料	板碑	五城目町岡本一区 小池神明社境内	小池神明社 氏子総代	
63	町指定	歴史資料	大川村適産調	五城目町上樋口字山田 沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	
64	町指定	工芸品	蓆葉透文湯呑・鉄釉湯呑	五城目町字下夕町 20	分銅日香	
65	町指定	考古資料	五輪塔	五城目町内川浅見内 字谷地田 66-1	松橋光博	
66	町指定	工芸品	太刀釣鐘螺鈿蒔絵鞍	五城目町富津内下山内 字猿田沢 14 円通寺	阿部孝明	
67	〃	〃	三ツ巴文蒔絵鞍	〃	〃	
68	〃	〃	鉄製鐙	〃	〃	
69	〃	〃	鉄造阿弥陀如来立像	富津内富田字雷128 天昌寺	小澤孝道	
70	〃	〃	五城目焼「大甕」	〃	〃	
71	〃	〃	五城目焼「甕」①	五城目町上樋口字山田 沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	
72	〃	〃	五城目焼「甕」②	〃	〃	
73	町指定	古文書	松橋家文書	五城目町内川浅見内 字後田 37	松橋光博	
74	町指定	彫刻	石造薬師如来坐像①	五城目町馬場目字坊ヶ 沢 71	児玉 泰	
75	〃	〃	石造薬師如来坐像②	〃	〃	
76	町指定	考古資料	市場標柱	五城目町上樋口字山田 沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	

No	指定名	種別	名称	所在地	管理者	適用
77	町指定	工芸品	四耳壺	五城目町字下夕町20	分銅日香	
78	〃	〃	五城目焼「飴釉すず」	五城目町富津内中津又字台 38-1	伊藤良耕	
79	町指定	古文書	高崎村物成並諸役相定條々 (黒印御定書)	五城目町上樋口字山田沢 41-1 文化の館	五城目町教育委員会	
80	町指定	工芸品	台付浅鉢形土器 (中山遺跡出土)	〃	〃	
81	町指定	工芸品	五城目焼「帯文筋入甕」	五城目町上樋口字山田沢 41-1 文化の館	五城目町教育委員会	
82	町指定	考古資料	板碑	五城目町内川湯ノ又字苗代沢 2 大休院	阿部英明	
83	町指定	建造物	近世寺院建造物	五城目町大川大川字東屋布 138 大福寺	大川町内会長	
84	町指定	古文書	近世商人文書・近世肝煎文書	五城目町大川大川字東屋布 41	木村清文	
85	町指定	考古資料	縄文時代の骨製ヘアピン等3点	五城目町上樋口字中川原 6-1	児玉公悦	
86	町指定	民俗芸能	鳥井森鈴から伝承している秋田追分の保持者	五城目町上樋口字切通 34	鳥井輝雄	
87	町指定	古文書	小野家文書	五城目町浦横町字家ノ上 7	小野一典	
88	町指定	建造物	野田郷倉	五城目町野田字合野 110-1	野田郷倉組合	
89	町指定	考古資料	岩野山古墳群出土遺物15点	五城目町上樋口字山田沢 41-1 文化の館	五城目町教育委員会	
90	町指定	歴史資料	五城目小学校印 6点	五城目町字羽黒前 26	五城目小学校	
91	町指定	古文書	工藤家文書、浅見内村肝煎文書、付書類筆筒	五城目町内川浅見内字札ノ前 75	工藤キノ	
92	町指定	歴史資料	三浦氏位牌 4基	五城目町富津内下山内字猿田沢 14 円通寺	阿部孝明	
93	町指定	工芸品	梵鐘 (久保金屋座製)	五城目町小池字森山下 68 陽広寺	佐藤秀弘	
94	町指定	絵画	紙本 涅槃図 一幅	五城目町下夕町 20 宋延寺	分銅日香	
95	町指定	書籍	和漢朗詠集 伝安東実季筆 一幅	五城目町字上町 174	松浦修一	
96	町指定	考古資料	板碑	五城目町小池字岡本家ノ下 149-1	千田源太郎	
97	町指定	工芸品	五城目焼「甕」	五城目町上樋口字山田沢 41-1 文化の館	五城目町教育委員会	

No	指定名	種別	名称	所在地	管理者	適用
98	町指定	古文書	山内村物成並諸役相定條々(黒印御定書)	五城目町富津内下山内字深堀 140	大石富子	
99	〃	〃	槐村物成並諸役相定條々(黒印御定書)	五城目町高崎字前田 5	武田カネヨ	
100	町指定	書籍	東方朔秘伝	五城目町馬場目字水沢 174	石川 勉	
101	町指定	民俗文化財	小野小町老衰像	五城目町大川大川字ウツフケ 25 大川町内会	大川町内会	
102	町指定	書籍	御万歳本(秋田万才写本)	五城目町字下夕町 218	小玉テツ子	
103	町指定	古文書	谷地中村物成並諸役相定條々(黒印御定書)	五城目町大川谷地中字前田面11	佐藤久兵衛	
104	〃	〃	近世肝煎文書4点	〃	〃	
105	町指定	工芸品	鰐口	五城目町富津内富田字雷 39 伊豆神社	畠山啓作	
106	町指定	絵画	蓑虫山人筆 紙本「四君子図」一幅	五城目町内川湯ノ又字苗代沢 2 大休院	阿部英明	
107	町指定	歴史資料	歌代家墓碑 一基	五城目町久保字上川原 176 自性院	築地宏之	
108	町指定	民俗資料	絵馬「六歌仙図」・「幸福丸」	五城目町字神明前 115 五城目神明社	朝野暢稔	
109	〃	〃	絵馬「宝船・伊藤丸」・「大根運び図」	五城目町字下夕町 179 高性寺	八木下 真全	
110	〃	〃	絵馬「神功皇后図」	内川湯ノ又字後田地内湯ノ又八幡神社	松橋 武	
112	〃	〃	絵馬「菅公図」	五城目町大川大川字ウツフケ 26	菅原神社	
113	〃	〃	獅子頭	五城目町字神明前 115 五城目神明社	朝野暢稔	
114	町指定	民俗資料	獅子頭	五城目町富津内下山内字猿田沢 21-2	朝野暢稔	
115	町指定	絵画	伝 佐竹曙山「絹本着色山百合紫陽花図」	五城目町字七倉 118 了賢寺	藤本祐政	
116	町指定	工芸品	陶製 マリア観音像	五城目町字稲荷前 13-24	松橋 純	
117	〃	〃	鰐口	五城目町字神明前 115 五城目神明社	朝野暢稔	
118	〃	〃	鰐口	五城目町久保字上川原 176 自性院	築地宏之	
119	町指定	古文書	小玉家文書	五城目町富津内中津又字高田 13	小玉康夫	
120	町指定	民俗資料	湯殿山大権現碑	五城目町大川大川字ウツフケ 26 大川菅原神社	廣幡 力	

No	指定名	種別	名称	所在地	管理者	適用
121	町指定	工芸品	五城目焼 すず(瓶状壺)	五城目町上樋口 字山田沢 41-1 文化の館	五城目町 教育委員会	

第23 災害復旧対策及び激甚災害指定に関する資料

23-1 激甚災害指定基準

(昭和37年12月7日中央防災会議決定)

改正	昭和40年	2月17日
	昭和47年	8月11日
	昭和56年	4月10日
	昭和56年10月	14日
	昭和57年	9月10日
	昭和58年	7月9日
	平成12年	3月24日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - (1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が1以上あること。
 - (2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が1以上あること。
- 2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が1以上あるもの

- 3 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置が適用される激甚災害又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1・5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。
- 4 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0・5%を超える災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0・15%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が1以上あるもの
- 5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1・5%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1・0%を超える都道府県が1以上あるもの
- 6 法第12条、第13条及び第15条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0・2%を超える災害
- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0・06%を超える災害であり、かつ、1の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県が1以上あるもの。ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。ただし、当該施設に係る被害

又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

8 法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね4,000戸以上である災害

B 次の要件のいずれかに該当する災害

ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

(1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね2,000戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害

(2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね1,200戸以上であり、かつ、1市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害

9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。

10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注：昭和40年2月17日改正の指定基準は、昭和39年9月の台風20号による災害以後の災害に適用。昭和47年8月11日改正の指定基準は、昭和47年6月6日以後に発生した災害について適用。昭和56年4月10日改正の指定基準は、昭和55年12月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和57年9月10日改正の指定基準は、昭和57年1月1日以後に発生した災害について適用。昭和58年7月9日改正の指定基準は、昭和58年5月26日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。

23-2 局地激甚災害指定基準

(昭和43年11月22日中央防災会議決定)

改正 昭和46年10月11日
昭和56年10月14日
昭和58年 6月11日
平成12年 3月24日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第11条の2の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条、第13条及び第15条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

- 1 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号まに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
- 2 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
- 3 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該(3)年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害

- 4 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注：昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。

第24 災害応援協定に関する資料

24-1 災害応援協定（消防本部以外で締結）の一覧

(平成29年2月末現在)

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日	担当課
町1	震災等大規模災害時における相互応援に関する協定	東京都千代田区	平成10年5月26日	まちづくり課
町2	震災における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定書	イオンスーパーセンター(株)	平成18年12月1日	住民生活課
町3	災害時における応急対策に関する応援協力協定	五城目建設業協会	平成20年9月1日	住民生活課
町4	災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話(株)秋田支店	平成21年9月1日	住民生活課
町5	災害時の協力に関する協定書	東北電力(株)秋田営業所	平成21年10月1日	住民生活課
町6	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	平成23年9月1日	住民生活課
町7	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書	秋田県及び県内25市町村	平成24年1月20日	住民生活課
町8	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株)秋田支店	平成24年9月21日	住民生活課
町9	災害時における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する協定書	ヤマト運輸(株)秋田主管支店	平成25年7月22日	住民生活課
町10	災害協力に関する協定書	(株)秋田銀行	平成25年8月27日	住民生活課
町11	災害時等における相互協力に関する協定	五城目警察署	平成25年9月2日	生涯学習課
町12	災害協力に関する協定書	(株)北都銀行	平成25年9月27日	住民生活課
町13	災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力に関する協定書	秋田中央郵便局、五城目郵便局、内川郵便局	平成26年2月28日	住民生活課
町14	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田県LPガス協会	平成26年10月20日	住民生活課
町15	災害時等の自治体支援に関する覚書	国土交通省東北地方整備局 秋田河川国道事務所	平成27年1月21日	住民生活課
町16	災害時における救援物資の供給に関する協定書	みちのくコカ・コーラボトリング(株) 秋田	平成28年4月19日	住民生活課
町17	防災・災害情報の提供に関する協定書	(株)秋田ケーブルテレビ	平成29年1月24日	住民生活課

24-2 災害応援協定（消防本部で締結）の一覧

（平成28年1月末現在）

No.	協定・覚書等の名称	協定締結相手	締結等年月日	担当課
消1	消防相互応援協定	八郎潟町、井川町、飯田川町、昭和町	昭和33年4月1日	消防本部
消2	消防相互応援協定書	湖東地区消防本部	昭和46年4月1日	消防本部
消3	救急業務相互応援協定書	湖東地区消防本部	昭和47年10月1日	消防本部
消4	大館能代空港における航空機事故に対する消火救護活動に関する協定	秋田県 （県内の関係消防共）	平成10年7月16日	消防本部
消5	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	秋田県 （県内の消防共）	【最新】 平成11年4月1日	消防本部
消6	日本海沿岸東北自動車道（秋田自動車道）消防相互応援協定	能代山本広域市町村組合、湖東地区消防本部	平成19年3月1日	消防本部
消7	鉄道災害発生時における消防活動に関する協定	県内13消防本部	平成20年9月17日	消防本部
消8	秋田県広域消防相互応援協定	県内13消防本部	【最新】 平成22年12月22日	消防本部

第25 過去における災害に関する資料

25-1 過去の主な一般災害記録

(平成29年3月末現在)

年 月 日	種 別	法の適用	被 害 状 況
T 2. 8. 8	火 災		小池町、29棟焼失
8. 11. 28	〃		田町、20棟焼失
10. 10. 13	〃		川原町より出火、244棟焼失、9棟半焼
S 6. 3. 31	〃		田町、24棟焼失、3棟破壊
25. 3.	〃		上樋口、住家1棟、非住家10棟全焼、住家1棟、非住家2棟半焼
26. 11. 30	〃		古川町、住家2棟全焼、2人焼死
29. 2. 28	水 害		豪雨融雪により河川増水し、田町、富津内川、堤防決壊
12. 23	火 災		新町、木工所より出火、住家4棟、工場6棟全焼、住家2棟部分焼
30. 5. 22	〃		西野、住家5棟、非住家6棟全焼、住家2棟部分焼
6. 25	洪 水		降水量200に達する大洪水、被害額1億9,800万円
12. 26	火 災		大川、住家11棟、非住家4棟全焼
34. 5. 3	〃		小倉、住宅9棟全焼、非住家4棟全焼
36. 9. 16	風 害		台風18号(第2むろと台風)により住家2棟半壊、非住家10棟全壊
37. 5. 1	林野火災		小倉、林野火災10ha焼失
38. 12. 8	火 災		西野、住家2棟、非住家2棟全焼、焼死者2名
39. 8. 7	水 害		豪雨により堤防決壊、住家浸水31戸、田畑の冠水5ha 道路決壊4、地すべり1ヵ所
13	〃		集中豪雨のため増水し、床上浸水5戸、床下浸水154戸、橋の流失4、地すべり8ヵ所
40. 4. 7	火 災		平ノ下、住家5棟、非住家2棟全焼
14	〃		大川、住家8棟、非住家2棟全焼
6. 24	〃		落合、住宅4棟全焼、非住家4棟全焼
12. 15	〃		高崎、住家3棟、非住家2棟全焼
41. 5. 7	〃		富田、住家17棟、非住家10棟全焼
9. 8	〃		一番町、製綿工場より出火、工場4棟全焼、工場2棟半焼
42. 1. 14	〃		湯ノ又、住家1棟全焼、焼死者1名
43. 4. 13	〃		新畑町、製材工場より出火、工場3棟1,600全焼
44. 5. 10	林野火災		小倉、林野火災50ha焼失
45. 2. 28	火 災		馬川小学校火災、校舎1,300全焼
5. 10	林野火災		馬場目、林野火災12ha焼失
6. 5	火 災		新町、木工所より出火、住家10棟、工場棟、附属家5棟全焼
46. 5. 19	林野火災		馬場目、林野火災10ha焼失
6. 9	火 災		新町、住家6棟、工場1棟全焼
9. 10	〃		田町、木材工場より出火、1,370全焼
47. 7. 9	水 害		豪雨により河川が増水、床上浸水4棟、床下浸水30棟 田畑の冠水1,264ha、橋の流失2、山崩れ2、 道路決壊2
12. 22	火 災		千日、住家3棟、非住家2棟全焼
48. 2. 8	〃		田町、合板工場748全焼

年 月 日	種 別	法の適用	被 害 状 況
49. 2. 5	雪 害		豪雪対策本部設置、被害住家2棟、工場2棟、非住家5棟、怪我人8名
S50. 7. 21	水 害		豪雨により河川増水、堤防決壊1、床下浸水2、道路決壊2、田畑の冠水70ha
11. 9	火 災		築地町、住宅6棟全焼
52. 10. 14	〃		新畑町、合板工場、工場4棟、1330全焼
18	〃		杉沢、住家4棟、非住家2棟全焼
58. 5. 26	地 震		日本海中部地震発生災害対策本部設置、震度5、住家半壊5棟、非住家半壊42棟、非住家一部破損26棟、道路決壊15カ所
61. 4. 19	火 災		田町、木工所、工場1、348全焼
H 3. 9. 28	風 害		台風19号 人的被害は重傷1名、軽症1名、住宅全壊5棟、半壊4棟、一部破損244棟、非住家543棟、農業関係80,400千円、林業関係466,350千円等の被害を被った。
12. 4. 18	火 災		田町、住宅6棟全焼、1棟半焼、1棟部分焼、非住家1棟全焼
13. 7. 16	地すべり		猿田沢大ナコ地区地すべり災害対策本部設置、5世帯の避難命令
18. 1. 5	雪 害		豪雪対策本部設置、家屋等被害30件、公共施設14件、農業生産施設等25件、死亡1名
19. 9. 17	水 害		災害警戒対策部設置、床上浸水5棟、床下浸水26棟、非住家浸水50棟、田畑冠水248ha、久保水位4.22m
20. 6. 17	火 災		八田、住家2棟全焼
21. 7. 19	水 害		災害警戒対策室設置、床下浸水7棟、非住家浸水20棟、田畑冠水155ha、久保水位4.07m
25. 9. 16	水 害		災害警戒対策室設置、床上浸水3棟、床下浸水26棟、非住家浸水11棟、斎場敷地土砂流入 田畑（冠水・土砂流入）5ha、施設（農舎・乾燥機含む）1棟 久保水位4.01m
25. 12~	雪 害	災害弔慰金法	死亡2名
28. 12. 5	火 災		岩城町、住家2棟全焼、非住家（空家）2棟部分焼 火傷搬送1名
29. 1~	雪 害		住宅一部破損1棟・一部倒壊1棟、非住家（小屋・倉庫）全壊2棟・一部倒壊1棟

※火災は、複数に延焼又は死亡者がたった場合に掲載。

※風害は、主に台風レベルの場合に掲載。